

令和 2 年度

飯 舘 村 議 会
予算審査特別委員会記録

自 令和 2 年 3 月 10 日
至 令和 2 年 3 月 12 日

飯 舘 村 議 会

令和2年3月10日

令和2年度飯館村予算審査特別委員会記録（第1号）

令和2年3月10日、飯館村役場議場において午前9時00分より開催された。

◎出席委員（8名）

委員長	相良弘君		
副委員長	長正利一君		
委員	佐藤八郎君	渡邊計君	高橋和幸君
	高橋孝雄君	佐藤一郎君	佐藤健太君

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	菅野典雄	副村長	門馬伸市
総務課長	高橋正文	住民課長	石井秀徳
復興対策課長	村山宏行	建設課長	高橋祐一
会計管理者	山田敬行	健康福祉課長	細川亨
教育長	遠藤哲	教育課長	三瓶真
生涯学習課長	藤井一彦	農業委員会 事務局長	山田敬行
選挙管理委員会 書記長	高橋正文	代表監査委員	高橋賢治

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長	但野正行	書記	高橋由香	書記	庄司伸也
書記	来海裕一				

飯舘村予算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（相良 弘君） おはようございます。

本日の出席委員は8名です。定足数を満たしています。

ただいまから令和2年度飯舘村予算審査特別委員会を開会します。

（午前9時00分）

委員長（相良 弘君） 議事に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

本特別委員会は、去る3月3日の本会議において付託されました令和2年度飯舘村一般会計のほか5つの特別会計、合わせて6会計の予算について本日から審査を行います。

私、相良 弘が委員長を仰せつかりました。なお、副委員長に長正利一委員が選任されました。重責ではありますが、懸命に務めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

あすで東日本大震災発生から丸9年となります。これに起因する原発事故では村民は避難を余儀なくされ、ふるさとを離れての厳しい生活でもありました。平成29年3月31日に帰還困難区域の長泥地区を除き避難指示解除がなされたものの、帰村者は本年1月1日現在、原発事故前人口の約20%にとどまっております。多くの皆さんが帰村され、一日も早く穏やかな生活に戻れるよう、今まで以上に村民一人一人の復興に向けた取り組みが大事であります。帰村後の諸課題に対し、議会も行政も一緒になって取り組んでいかなければならないものと思っております。

このような中での令和2年度飯舘村予算審査特別委員会でありますから、村民の健康管理を初め、日常生活の安心・安全、特に帰村と復興、新しい村づくりに向けた事業に一層の気を配り、村民が抱えている不安を一つでも払拭していかなければならないものと思っております。

お手元の予算書は、令和2年度に実施する事業とそれに該当する経費及びそれを賄うための必要な財源をどう調達し、村民のためにどう使われていくのかを示したものであります。村では、喫緊の課題解決や中期見通しに立った予算の編成をしているものと思われれますが、令和2年度の予算は一般会計で約123億6,000万円で過去3番目、震災前の予算規模の約3倍であります。復興にかかわる大型プロジェクトは終了しつつありますが、深谷復興拠点整備の総仕上げ、農業基盤整備、ライスセンター建設、村道補修等、なりわい、原発事故、復興関連の生活環境整備に係る予算は約82億円で、新年度予算の66%の規模となっております。復興・創生期間の一応の終期10年が来年度末に迫る中、重要な予算となります。

本委員会は、村民の心の復興はもとより、村民生活の安心・安全、さらには福祉の向上につながる予算であるなどを確認する重要な委員会であります。

どうか委員各位におかれましては、この予算審査の意義を十分にご理解いただき、焦点を明確にした審査をしていただきますよう切にお願いするものであります。

なお、委員会進行が円滑に進みますよう、特段のご協力のほどよろしくお願いいたします。

す。

また、村長を初め、各課等の長の皆様におかれましては、審査期間の全般を通して実のある審査ができますようご協力をお願いいたします。

それでは、令和2年度予算審査特別委員会に付託されました議案第12号「令和2年度飯館村一般会計予算」、議案第13号「令和2年度飯館村国民健康保険特別会計予算」、議案第14号「令和2年度飯館村簡易水道事業特別会計予算」、議案第15号「令和2年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算」、議案第16号「令和2年度飯館村介護保険特別会計予算」、議案第17号「令和2年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

お諮りします。

本委員会の進め方ですが、この予算審査特別委員会は本日から12日までの3日間といたします。本日は、この後、お手元に配付の説明順序及び予定時間により、各課等の長に担当する事務及び事業にかかわる説明を求めます。11日、12日は総括審議とし、十分な質疑を終えてから採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(相良 弘君) 異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、各課の長等をお願いいたしますが、本日の説明及び時間は限られておりますので、説明に当たっては、新規事業や要点について説明をしていただき、補足資料等の要求時間をとりたいと思います。配付の時間割表によって進めてまいりますので、予定時間内に終わられるようご協力をお願いいたします。

◎休憩の宣告

委員長(相良 弘君) ここで暫時休憩します。

なお、説明員の皆様は一旦退席願います。

(午前9時08分)

◎再開の宣告

委員長(相良 弘君) 再開します。

(午後3時41分)

委員長(相良 弘君) 本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

なお、次回は3月11日午前10時からこの場所で再開いたします。

(午後3時41分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年3月10日

予算審査特別委員会委員長 相 良 弘

令和2年3月11日

令和2年度飯舘村予算審査特別委員会記録（第2号）

令和2年3月11日、飯館村役場議場において午前10時00分より開催された。

◎出席委員（8名）

委員長	相良弘君		
副委員長	長正利一君		
委員	佐藤八郎君	渡邊計君	高橋和幸君
	高橋孝雄君	佐藤一郎君	佐藤健太君

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	菅野典雄	副村長	門馬伸市
総務課長	高橋正文	住民課長	石井秀徳
復興対策課長	村山宏行	建設課長	高橋祐一
会計管理者	山田敬行	健康福祉課長	細川亨
教育長	遠藤哲	教育課長	三瓶真
生涯学習課長	藤井一彦	農業委員会 会長	菅野啓一
農業委員会 事務局長	山田敬行	選挙管理委員会 書記長	高橋正文
代表監査委員	高橋賢治		

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長	但野正行	書記	高橋由香	書記	庄司伸也
書記	来海裕一				

飯舘村予算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（相良 弘君） おはようございます。

本日は東日本大震災から9年目となります。発生時刻の14時46分になりましたら、委員会を一時中断して犠牲者の方々のご冥福を祈り黙祷いたしますので、ご協力お願いいたします。

これより予算審査特別委員会を再開します。

（午前10時00分）

委員長（相良 弘君） これから質疑に入りますが、改めて申し上げるまでもなく、この委員会は議題となりました令和2年度飯舘村一般会計並びに特別会計の予算にかかわるものであります。

委員の皆様には、長期にわたり避難状況を今も強いられている村民のことを念頭に置き、あわせて、避難解除後の村での生活が安全で安心して送るために効果的な財政運営が図られるか否かということに視点を置いて審査に臨んでいただきますようお願いいたします。

なお、質疑の際は挙手をして発言の許可を受けてから発言してください。また、限られた時間でありますので、効率的な議事の運営に努めてまいりますので、特に質問の際は、予算書を初め予算説明資料等のページ及び項目を示し、質問の要点を簡潔明瞭に発言してください。また、重複した質問は極力されないようご配慮お願いいたします。説明員におかれましても、委員長の許可を得てから簡潔明瞭に答弁するようお願いいたします。各位のご協力を切にお願いいたします。

それでは直ちに会議を開きます。

これから議案第12号から議案第17号までの6議案について、一括して質疑を行います。

これより質疑を許します。

委員（渡邊 計君） おはようございます。

今議会始まる前、コロナが急に拡散するということで、2月の末には国よりの学校休校要請がありまして、村長初め教育委員会の方々、本当に短期間で大変だったと思います。どうもご苦労さまでございました。

では、質問に入らせていただきます。

ナンバー6の説明書でいきます。まず、2款1項1目1節一般管理に要する経費、ここに防災会議委員、行政不服審査会委員、情報公開審査委員と出ておりますけれども、これは前年度、またその前の年にも出ておりますが、平成30年度の決算においてはゼロ円になっておりますが、これはあくまで在目的なものなのか。また、やるとすれば、このメンバーの構成、それから仕事内容について説明をお願いいたします。

総務課長（高橋正文君） 各種報酬ということで、防災会議、行政不服審査会、情報公開審査会とございますが、前年度につきましては会議を開催しておりませんので、執行額はゼロ円ということでございます。これは、その事例が発生した場合に委員を任命して会議

を開催するという会議でございます。

委員（渡邊 計君） メンバー構成は、どのようなメンバー構成にしようというメンバーでしょう。

総務課長（高橋正文君） メンバー構成は、その案件が発生した場合選任するわけですが、防災会議について申し上げますと、消防関係とか常備消防、あとは地域の行政区の代表の方とか、人数が4人と少ないものですから限られた選任にはなりますが、そういう関係者。あと行政不服審査会等については、専門の有識者、弁護士等を想定しているということでございます。

委員（渡邊 計君） 今年度も恐らく開催していないと思うんですが、今年度は10月12日に台風19号の被害があって、その際も開いていないということであると思うんですが、その際、一般質問などでも挙げたのが防災の備蓄品なんですが、こういうものを設定するにも、こういうものの会議が必要ではないかと。そして、今回のコロナウイルスは、これは防災に当たるかどうかわかりませんが、今後どう縮小していくか拡散していくかわからない中で、村としての対応をいち早く決めておかなければいけないのではないかとされるんですが、村長、その辺はいかがなんでしょう。

総務課長（高橋正文君） 委員おっしゃるとおり、今年度は防災会議は開催しておりません。あのような台風とかコロナについては緊急性を要しますので、災害対策本部会議を組織して、その中で検討して対策に当たるということにしております。

来年度につきましては地域防災計画を策定する予定としておりますので、この防災会議を来年度については必ず開催して、その計画をつくっていくということになると思います。

委員（渡邊 計君） 対策本部は早急に立ち上げていますが、対策本部というとほとんど役場、行政主導と。この防災会議になりますと、一般というかそういう方から集まって、行政の中では入らない情報とかもつかんでくるわけですので、終わったからといって終わらせるんじゃなくて、その反省点についても踏まえて、そういうものを残していくべきかと思われませんが。

それと、情報公開審査委員会、これも開かれておりませんが、今年度、情報公開請求がありまして、10月、9月ごろですかね、あったと思うんですが、それに関しても2カ月ほど返事がなかったということで、再度請求されて、ようやくそのところに返事が出せないんだということの返事をしたようですが。この辺のおくれ、あるいはそういう情報公開請求があった場合にはこういう委員会が審査すべきものと思われるんですが、いかがでしょう。

総務課長（高橋正文君） 委員おっしゃるとおり、昨年ですか、これは情報公開ではなくて公開質問状という形で何件かいただいております。これについては、この会議を開催しないで、その案件ごとに対応をさせていただくということでございます。

委員（渡邊 計君） そうすると、この情報公開審査会を開く場合と開かない場合の線引きというのはどこになるんでしょう。

総務課長（高橋正文君） 村の情報公開の規定がございますので、それにのっとった請求があ

った場合は、これの審査会を開いてやるということで、質問等につきましてはその都度その事例で対応させていただいていると。

委員（渡邊 計君） 同じく3ページの7節、表彰式。これ記章4個、木杯8個で18万7,000円となっておりますけれども、前年度の予算では1万円ほど安くなっているんですが、これの記章それから木杯、それぞれの内訳というか値段。それと、前年より1万円ほど多くなっているのは、これは人数がふえたのかどうか。その辺の説明をお願いします。

総務課長（高橋正文君） ちょっと調べさせていただきたいと思います。

委員（渡邊 計君） じゃあ次、4ページ、11節役務費ですけれども、この中の公用バス、村長車の自動車損害保険4万3,000円となっておりますが、去年の予算書では1万3,000円かな、1万6,000円かな、この差額はどこから出てきたんでしょう。

総務課長（高橋正文君） この公用バス、村長車の損害保険4万3,000円の件ですか。これもちょっと調べさせていただきたいと思います。

委員（渡邊 計君） その下、表彰状等宅配料5万円と出ていますけれども、前年も5万円出ているんですが、平成30年度の決算では14万幾らの金額が上がっているんですけれども、これで足りるんですか。

総務課長（高橋正文君） 今年度の執行が14万円ということですか。去年ですか。

委員（渡邊 計君） 今年も去年も5万円が上がっているんだけれども、おととしの平成30年度の決算では14万7,000円も使っているんだけれども、この5万円というのはどこから試算して、これで間に合うのかどうか。

総務課長（高橋正文君） 宅配料は、当初ベースでは例年5万円をとっております。その年によって補正等で必要な分は増額して、決算額については5万円を上回るということはあると思います。

委員（渡邊 計君） この宅配料というのは何の宅配料であって、そして平成30年度は14万7,000円使っていて、平成31年度も5万円しか上がっていないんですけれども、平成31年度は幾らぐらい使っているんですか、この宅配料は。平成31年度は幾ら使っているのか。それで、それを試算した状態で、この5万円と同じく出てきたのかどうか。

総務課長（高橋正文君） 宅配料については、昨年11月末の執行で1万円ほど執行しております。

委員（渡邊 計君） 何を宅配したの。

総務課長（高橋正文君） ちょっと何を送ったかというのは今資料を持っておりませんが、通常は、書籍であったり、村のパンフレットなんかの請求があった場合はレターパックなどで送ったり、あとはそのときによって違いますけれども、宅急便で送る品物でございます。

委員（渡邊 計君） 書籍とかいろいろということですが、これ表彰状等の中の宅配ということとなれば、数が限られてくるわけなんですけれども。これは、だから、どこまでこの宅配の範囲が広がっているのか、その内容は。

総務課長（高橋正文君） ちょっとこの書き方があれだったんですが、この表彰状等というのは、この筆耕料に係る6万6,000円に係るのが表彰状等で、宅配料というのは一般的な宅

配料5万円でございます。

委員（渡邊 計君） 一般的な宅配料だとすれば、宅配料というのはかなり大きいものでなければそんなに高いものではないということであって、この5万円というのは、件数的に何件ぐらいを予定して組んだ予算なんですか。

総務課長（高橋正文君） 当初ベースですと月額4,000円で積算をしているということでございます。

委員（渡邊 計君） では、その下、職員福利厚生事業の中の12節委託料でストレスチェックとかということですが、これは前年度より職員健康管理業務のほうで3万8,000円、それから会計年度任用職員のほうで17万3,000円、トータルで21万1,000円ほど前年より予算が上がっていますが、これは単に人員がふえたということと理解してよろしいんですか。

総務課長（高橋正文君） 委員おっしゃるとおり、対象となる職員数がふえたということでございます。

委員（渡邊 計君） では次、5ページ、2款1項1目の庁舎管理に関する経費の中の12節委託料の中、中段あたりに自動ドア保守点検業務、これが14万1,000円ほど上がっておりますが、前年度は7万円、そしてその前の年の決算、平成30年度の決算でも実際6万9,120円しか使っておられないと。ということは、これ自動ドアどこかふえたんですか。それともこの金額、幾ら工賃とか上がっても倍額というのはおかしいと思うんですが、この辺の内容説明ください。

総務課長（高橋正文君） 前年は役場のみで7万円ほどの自動ドアの点検でありましたが、今回ビレッジハウスの分も一緒にここに点検を入れたということで14万1,000円ということでございます。

委員長（相良 弘君） そのほかございませんか。

委員（渡邊 計君） じゃあ、これ去年までは本庁舎とあとはビレッジハウスと別に予算が上がっていたんですが、今年は2つ一遍にしてやったと。わかりました。

じゃあ、その次のページに村長選挙、それから議会議員補欠選挙とありますが、この期日、それから選挙運動期間、それはどのようになっていますか。

総務課長（高橋正文君） 村長選、議会の補欠選につきましても、執行日については10月18日曜日を予定しております。あと期日については、今まで震災時、倍の10日間とっておりますが、今回は通常に戻して5日間の予定をしております。（「18日というのは投票日ですか」の声あり）18日曜日が投開票日。期日前についてはその前4日間でやると。全体で5日間の予定をしております。

委員（渡邊 計君） 18日が開票日で、その5日前が公表というか、立候補締め切り日が17、18、違う、13日か。

総務課長（高橋正文君） 10月13日に告示をいたしまして、14日から期日前投票で、18日が投開票日ということでございます。

委員（渡邊 計君） 次が15ページ、ホストタウンの推進事業ということで、これはいつからやるのかということで一応資料をいただいておりますけれども、これに関しては、オリ

ンピックが7月22日から8月9日の予定と、パラリンピックが8月25日から9月6日までということで、その1週間から2週間前に実施をするという説明であります。また1週間から2週間という大ざっぱな範囲でしかわからないということですか。

総務課長（高橋正文君） そのとおりでありまして、現在のところ1週間から2週間というのもちの推測で言っているんですけども。なかなかラオスと事前協議がぎりぎりにならないと決まらないという、前年度を見てみてもそういうことがありますので、今後できるだけ早く、来日する日程を調整させていただきたいと思います。

委員（渡邊 計君） コロナもあって、果たしてどうなるかわからないということですが、やるとなればできるだけ早く期日がわかればお知らせさせていただきたいと思います。

それから、24ページ、4款2項1目の中の不法投棄対策事業、これ委託料で102万4,000円ほど上がっておりますけれども、これ前年度は前年度で聞いたんですが、今年度、令和1年度、これの不法投棄の量というのはわかりますか。

住民課長（石井秀徳君） 不法投棄の量、今年度の量ということでしょうか、それとも昨年度の量。全体の把握をしておりますが、調査しまして報告させていただきます。

委員（渡邊 計君） これ不法投棄もそうなんですが、あと一般廃棄物というか村内のごみ。これ収集場が決まっているんでありますけれども、その収集場に村のごみ袋、名前を書いて出す、それに入らないごみが大分出てきていると。要は、セブンとかそういうコンビニで買ったような袋に入ったものが投げられると。そうすると、それがごみを集める人が持っていけないんだと。村の袋に入ったのは持っていくけれども、それ以外の袋は持っていけないと。それで誰が投げたごみかわからない、気持ち悪いということで、村民の方、手をつけないんですけども、余りにもたまり過ぎて仕方なくまた自分の袋を持って行って詰めて持っていてもらっているということなんです。そういう見た目にも燃えるごみだとわかる中で、そういうごみの収集は今後していただけるのかただけでないのか。もししていただけないならば、そういうごみに対してどのような対策をとっていただけるのかということをお伺いしたいので、その辺の今後どのように対策していくのかお伺いします。

住民課長（石井秀徳君） ルールに基づかないごみ出しの部分、担当としましても非常に困惑している部分は実はございます。区長さんとかそういった方々の協力を得まして対処をしているところではあります。確かにその決められたごみ袋で出されていないという分については、担当がその場に行って、一応誰が出したものなのかわかるものがあるならば、そういったことで直接的に本人に指導をするということも実はやっているところでもあります。ただ、犯人捜しもなかなか難しい部分がございますし、待ち伏せしているわけにもなかなかいかないものですから、非常に多いところについては、防犯カメラとかそういう監視カメラ等で記録をさせていただきながら対処するというのも実はしている箇所もあります。この部分については、各行政区の集まりだったりする部分で、ごみの収集カレンダー、こういったものを配布しながら根気よく周知を図っていくということが必要なかなと思っています。震災前ですと非常に皆さんが監視しながら実はやっていたり、当番制でそのごみの監視も含めてやっていたというところもございました。

たが、今現在その体制がなかなかとれない状況の中では、ごみ出しルールの徹底についてもなかなか周知がされていないというのが現状です。そのままにしておくというふうな部分ありますが、長くなる分についてはこちら行政側でやっているという部分も実はあったりもしますけれども、その行政区内での対応をお願いせざるを得ないのかなと思っています。区長さんが実は現実的に自分で袋に入れて対応しているとお聞きしておりますので、そういった場合については、こちらでごみ袋を配布する等の部分でご協力いただくということしか今のところないかなと考えているところであります。

委員（渡邊 計君） これごみ置き場、単に四角の建物はあるんですけども、やっぱりそういうごみがふえてくるとなると、逆にその中にかごみたいなのを置いて、そこに袋を置いておけば、そういうごみ袋で出すほどの量のない人であれば、そこで集散的に集めるという形もあるのかなと思います。今度、このごみに関してはやっぱり不法投棄まではいかないごみだと思うんですけども、ただ住民からはそういう苦情が出ていますので、その辺をきっちり対処していただければありがたいなと思っておりますので、その辺はよろしく対処していただきたいなと思います。

その後、54ページ、4款1項5目の委託料の中で、モニタリングマップ作成事業がありますけれども、これは歩行サーベイでやるというお話を伺っております。このモニタリングマップ、2年ぶりですか、それとまた同じものをつくるのか。今後、森林再生事業が始まるし、森林環境税の配付によってあとは森林組合が伐採とかやるわけですけども、そういう事業も入ってきますので、今後今までよりも50メートルぐらい山に入ったくらいまで計測するのが村民にとっても、作業する方にとっても安心なのかなと。あとは太い山道であれば、その辺を走っていただければ、計測していただければ、そういう山の中もある程度わかってきて、村民にとっては一目で見える、そういうマップができるのかなと思われるんですが、この辺はどの辺まで立ち入るといえるのか、深く地図を広げていただけるのか、お伺いいたします。

復興対策課長（村山宏行君） 放射線のモニタリングマップの作成事業ということなんですが、現在のところは、歩行サーベイでこれまでと同様の地点、箇所数ということでのコースで上がっております。

以上です。

委員（渡邊 計君） これまでと同じということですが、今後の森林事業再開も含めて一步踏み入る考えはないと、全然ないということですか。

復興対策課長（村山宏行君） 村の森林の部分につきましては、森林施業計画、ふくしま森林再生事業計画、この中で放射線量をはかりながらその間伐の場所を決めるということをしておりますので、その中で森林の部分については把握をしながらということ考えています。

委員（渡邊 計君） このマップ、森林事業は森林事業のところでやるということですけども、実際山に近い家なんかはそこから20メートルということで除染しているわけですけども、20メートルまでは行ってないんです、環境省の除染が。ですから、そういうところまで含めた計測をして、少しでも範囲を少しずつ広げていく、そういうことが必

要ではないかと思っただけ今お聞きしたんですが、その辺、今のところ考えないにしても、今後の森林事業、里山再生事業、そういうものがどンドン進んでくるわけですから、ぜひそういう一歩、50メートル山に踏み入ったモニタリングもしていただきたいということで要望しておきます。

それで、次、56ページ、ふるさと再生推進事業、この中で深谷の南手の農地、去年はちょっと花が短くて雑草のほうが長く伸びたということで、かなり手入れする人たちも苦労していたんですが、これ来年度はどのような花を植えていく計画なのか、その辺わかりましたら説明をお願いいたします。

復興対策課長（村山宏行君） 深谷南手農地の花というところなんですが、景観形成のために実は今年度マリーゴールドということで取り組んでみたところですが、ご指摘のように雑草のほうが成長が早いというところがあって、大分苦慮をしたところでございます。やはり今回、初年度ですか、成功しましたヒマワリ、ヒマワリですと雑草に負けずに成長するものですから、まずはヒマワリをメインに考えたいということで計画をしております。

委員（渡邊 計君） ヒマワリで前に戻ると。私から提案なんですが、コスモスなんか、黄色コスモスだと時期がかなり早い時期から、それから普通のコスモスは秋遅くまで咲くと。そしてコスモスも意外と雑草に負けないということで、ヒマワリ1点だけじゃなくそういうものもやっていただければ、あそこを通る人の目が和むかなど。本来であればポピーなどもいいんですが、ポピーは8月に種をまかなきゃいけなくて、次の年ですのて間に合わないの。これから間に合うとすればコスモスとか。ヒマワリ一本じゃなくもっと季節がわりに楽しめるような花を植えていただけたらと思います。

次、61ページ、森林環境譲与税と出ておりますけれども、これとあとまたべつな森林環境の税も来ているわけですが、これは国からの交付ということですが、実際、私有林及び住民での面積でしか来ていないと。それで一番多いのが東京都の世田谷区が住民が多くてと、一番多いわけでありましてけれども、実際飯館村の場合、230平方キロメートルの中の75%、これの中で私有林というのはどのくらいあるんでしょう。

復興対策課長（村山宏行君） 算定の率ということで私有林に掛け合わせるということになっているわけですが、この私有林の中の人工林が基準になりますので、ちょっと今手元にデータがないので、詳細出させていただきます。

委員（渡邊 計君） この森林環境の交付税に関して、我々2月に国に要望に行った際にも、私有林じゃないだろうと、山全体の問題じゃないかと。国有林、私有林関係なく、山全体とそれに対する人だったら人で計算していただかないと、私有林は成立しました、じゃあ国有林は投げたままかと。それじゃおかしいでしょうと。森全体、山全体の面積に対しての交付を考えていただきたいという要望をしてきたんですが。村としては、これに関して何か要望を上げたり、何らかの考えはお持ちでしょうか。

総務課長（高橋正文君） この森林関係の交付金、譲与税でありますので、これは今のところ国でこういうルール計算で積算をしているということでありますので、村としては今のところ要望等は考えていないということでございます。

委員（渡邊 計君） これやっぱり地域から声を上げてやらないと、国の考えそのもので押し切られるんじゃないかといった際に亀岡衆議院議員もおりまして、何か倍額になったようなお話もあったんですけども。やっぱりこれは実際山を持っている地域がどんどん声を出していかないと、東京の世田谷あたりの山もないようなところが、地方の木を使うからといって予算を2億円も3億円も持っていくと。これはおかしいことですので、ぜひこの辺は村からも要望を上げていただいて、多くの金をいただき、山を整備していかないと、本当に寂れた村になってくるのではないかと思いますので、その辺は今後ぜひ検討していただきたいなど。

次、64ページ、プレミアム付商品券にいきます。プレミアム付商品券でありますけれども、資料いただいて見てみますと、前年と変わらずに同じ期間で同じ金額、ただ部数がふえたということでありますけれども。去年このプレミアム付商品券が出たときに、使用する期間が短過ぎると。もう少し早目から長くならないかと。この1月31日というのは、事業者が換金してトータルを出したりするために必要なので1月31日かと思うんですけども、使用期間がもう少し長ければ、あるいはあと使用範囲がもう少し広ければということが住民から聞かれますので。

そしてもう一つは、事業者からは、換金に2週間ほど待たないと換金できないと。大きい事業者はいいんですが、小さい事業者は運営費に困っているところもあるというお話を聞いているんですが、その辺の改善の余地はあるのかないのかお伺いします。

復興対策課長（村山宏行君） プレミアム付商品券の取り扱い期間ということでございますが、販売期間、一応申請の中でこれは案ということで示させていただいたものが昨年と同様の内容ということでございましたが、実際には、昨年度、周知の徹底を図るということで、7月までの間、一般への周知期間、チラシをまいてそのPRに充てておりました。今回はそういった周知の期間は少なくともいいのかなということでありますので、6月ぐらいから販売を開始して、やはり中元商戦に間に合うような形をとりたいと考えております。

それから換金の部分でございますが、基本的には商工会のほうで全てこの事業、換金事業を行っております、各商店から商品券が集まってきているのが、取り扱いが、昨年の例ですと毎月5日と25日。それで受けたものを翌日、もしくは翌々日に銀行口座へ振り込みということで対応していたということでございます。したがって、商工会のほうと、そういった声があるということで、もう少し頻度を多くできないかどうか、この辺は検討してまいりたいと考えております。

それから、先ほど渡邊委員から質問ありました森林環境税の基礎ということなんですが、同様にこれは県の森林環境交付金の算定基礎になっておりましたので、民有林、これが②番のところにあります7,273ヘクタール、これが村の民有林ということでございます。

委員（渡邊 計君） プレミアム付商品券、1カ月ほど早めていただけるとありがたいなど。

ただ、取り扱いというか、使えるお店のちょっと拡大というのは全然ないという捉え方でよろしいのでしょうか。

復興対策課長（村山宏行君） 昨年度始まるときに、村でお店が少ないのにとということで商工

会から大分お声がけをしていただいて、参加の店数、思ったより加盟していただいて取り扱っていただきました。また新しいお店、これからそういった商品券、昨年は行わなかったんだけども次年起組みたいというところもあるかと考えておりますので、P Rには努めたいと考えております。

委員（渡邊 計君） 次、72ページ、スクールバス関係ですが、去年も運行表をいただいたんですが、今年も同じぐらいかなと。ただ、スクールバスに対してタクシーの部分、ほとんど同額くらいになっていると。これはこれで仕方ない面もあるんですが、問題は、これだけのことをして送り迎えをして学校に無料で通わせている中で、実際去年、飯舘村の米を学校給食で使ったところ、飯舘村のものを食べたくないという子供がいたということで、それを聞いたPTAさんのほうから、無料でこれだけのことをして学校に通わせてあげているのにそういうことを言わせておくのはいかなものかと、そういうお叱りの言葉をいただきました。そこで、今後そういうものに対してどのようにしてやっていくのかお伺いします。

教育長（遠藤 哲君） 私の知る限りでは、昨年度、飯舘産の米を使ったという事実はないと聞いております。昨年度のことはわかりませんが、今後、飯舘村産の食材も使っていく方向で検討を始めています。

委員（渡邊 計君） 私はそういうお話を聞いたので出したんですが、食材を使っていないとなれば、それは何かの間違いなのか、それとも、今後飯舘産もどんだんどん食材使っていかなきゃいけない。米の場合は1,000分の3しかセシウムを吸い上げないし、野菜に関しても、ジャガイモなんかは1万5,000ベクレルの土の中でとっても25ベクレルぐらいいしか吸い上げないと。もともと畑だったところ、田んぼだったところ、土の肥沃なところでとった野菜はほとんど吸い上げないんです。これ実証でわかっているんですが。そういう中で、例えばそういう声が出てくる、実際あったかどうかにしても、そういう声が出てきているということに限っては、今後そういう声が出てくると、無料で通わせて何だという声が村民から上がってきますので、その辺はぜひ十分注意をしていただきたいなと思います。

次、73ページ、10款3項1目扶助費ですが、この中に修学旅行費とありますが、これ後期課程7年から9年の間なんですが、この修学旅行に当たる学年というか人数、そして旅行先はどのように考えておられるんでしょう。

教育課長（三瓶 真君） 初めに、修学旅行に当たる人数であります、来年度は後期課程、中学生ということでもありますけれども、3年生13名の予定でありますので、こちらが対象の人数になります。

また、行程であります、追加資料の中の44ページに資料をお示ししております。本来、こちらの行程のものを4月に実施する予定でございまして、方面は東京、千葉の方面であります。ただ、現在コロナウイルス等問題がございまして、生徒の安全を考えて9月に延期をする予定となっております。

委員（渡邊 計君） 次、80ページ、文化財保護費ということで、文化財をCDとかに焼きつけて保護したいということが今進んでおるようですけれども、実際そうなると1年ある

いは2年に一遍ずつぐらいしか、1つぐらいずつしかやっていけないと。そして、きのうの説明ですと、前100%補助だったのが80%補助ぐらいになってきているということになりますと、部落での出資率も高くなってくるわけですがけれども。そういう中で、現在CDとかそういうものにやっているのは、恐らく田植え踊り、去年ですかやった、そして今年比曾の三匹獅子ですか、そういうのをやっていくわけですがけれども、ほかの芸能文化の保存、これある程度補助を出してやっついていかないと、このままでいったらあと数年後にはなくなるのではないかと思われるんですが、それらの補助は全然出すことはないということでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 今回DVDに記録保存するものについては、文化庁から県内のNPOが枠をもらって、その中で記録保存をしていくということで、このNPOはそういった民俗芸能などに詳しい先生方なんかも入っていて、そういった意味ではきちんと記録ができるということでもあります。ただ、非常にこれは着つけから踊り手一人一人とか、足の運びとか、何かそういうのをすごく細かいところもやるということで、非常にお金が今かかっているということで、実際は全体の経費で300万円ほどかかるということでもあります。それを村で全額持って幾つもやっついていくというのはなかなか難しいところがあるのかなということも考えていますし、また専門的に記録していくというのがなかなか難しいところはあるなどは考えております。

一方で、ただ記録に残すということよりも、やっぱり実際にこの民俗芸能をやっついてもらうというのがすごく大事なのかなとは思っておりまして、それに関しては発表の場をたくさんつくっていききたいなどは思っておりまして、うちとしては今文化祭のときに早目に声をかけさせていただいて、ぜひぜひ参加していただきたいということでやっついていっているところであります。そのときも、出演報酬についても若干ですがけれどもお金を上げさせていただいたりしているところがございますので、今後も皆さんと少し情報なんか共有しながら、今後どうやっついていけば保存が可能になっていくのかなというところも聞いて検討してまいりたいとは思っております。

以上です。

委員（渡邊 計君） 今、若干の費用を出すということですが、どのくらいの費用を考えていらっしゃるんでしょう。

生涯学習課長（藤井一彦君） 踊っていただく方的人数なんかにもよりますけれども、2万円から3万円程度ということで、クリーニング代の足しぐらいにしかならないんですが、昔1万円ぐらいしか出していませんでしたので、少しは、多少はふやしたかなというところがございます。これは文化祭の全部の経費の中でやっているものですから、なかなかちょっと上げられていないというのは事実でございます。

委員（渡邊 計君） これ私、一般質問でもやったと思うんですが、その際の答えで、20行政区のうち10行政区ぐらいしか今動いていないというお答えの中で、そして一度踊るにしても、今、村民が村外にいる人も多い。それから、クリーニング代だ、練習にも金がかかるということで、一度やるのにやっぱり15万円程度かかるというお話を伺っているわけですが、2万円、3万円ではどこにも追いつかないと。要は、やっぱり保存する気持

ちがあるのかないのか。保存しなければいけないのであれば、今10行政区ぐらいしか動いていないとすれば、月20万円でも年間200万円ですよ。だからそういうものを出してこられないのか。そして去年、文化祭、そして今年の新年の村祭り、成人式、その前の年などから比べると本当にそういう部落でのお祝いの出し物がゼロだったと。本当に寂しい文化祭であり村祭りだったなと思われるわけですが、そういうものをもっとにぎやかにするためにも、そういう芸能の文化保護のためにも、もう少し予算立てをできないのかなと思われるのですが、村長、いかがでしょう。

村長（菅野典雄君） 以前、震災前はかなりの方にやっていただいて、3年に1度、民俗芸能の発表会ということで、大体順繰りに6年に1回ぐらいはやっていただくというところで、かなりの予算をとってやってきたところですが、震災以後、なかなか今渡邊委員からありましたように、ちょっと離れ離れになって練習する機会も大変だと、こういうことでありますけれども、それをどういうふうにしていくかということが今ご質問いただいたことだろうとは思っております。

それぞれ、今10行政区という発表ありましたけれども、本当に動いているのかどうかはもっと確認をして、できるだけやっぱり幾らでも多く動いていただけるような形の中で、やっぱり何か機会がないと、ただ10万円、15万円やりますから動いてくださいという話にはならないだろうと思いますから、何かこう行政としての仕掛けとか機会というものをやっぱりつくれるのかどうか、ちょっと内部でこれから検討させていただきながら大切にしていきたいと思っています。

委員（渡邊 計君） 各行政区でも絶やしたくないという思いはあるんですが、やっぱり経費がかかるということで。これ震災前ですと、大祭とかああいうときに、祭りで各家を回って踊って、それで花代が上がるということで結構な金額が集まっていたわけですが、今はそれができなくなれば、行政でちょっと力をかけて、そして20万円、30万円出した場合には、少なくとも村のイベントで1度や2度は踊ってくださいよと、そういうことで、やっていただける地区があればそういう形でやっていくべきかなと思われるのですが。

あと、次、いただいた資料なんですけど、1ページのサイレンを鳴らす地区及び依頼者ということで、今回サイレンの塔を2つ建てるということですが、この地区が書いていないんですが、この2つの地区というのはどこどこなんでしょう。

総務課長（高橋正文君） 2カ所の新年度の新規のところ、ちょっと今調べさせていただきたいと思います。

委員（渡邊 計君） それでこのサイレンというのは、たしか村内どこも一緒に、午前中11時半ですか、そして午後は5時、あとは昔は9時にも鳴っていたんですが。この前ちょっと臼石を走ってましたら、5時10分ごろに急にサイレンが鳴ったので、ん、火事かなと思ったら、近くの人に聞いたら、ずっとこの状態なんだと。行政に言ったかどうかわからないんですが、行政には話してあるんだがということで、決まった時間以外にサイレンが鳴るということがちょっと不思議というか不可解であると感じるんですが、これらのサイレンの鳴る時間、そういうものは恐らくあそこの時計のタイマーか何かでなっていると思うんですが、そういう点検はしていらっしゃるんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 時間等ですが、ここの一覧表にありますとおり、基本的にはこの依頼者という方、行政区長とか広域消防のほうに時間の設定等もあわせてお願いをしております。ですから、点検ということではありますが、村では点検は今のところしていません。

委員（渡邊 計君） であれば、その時計とかが悪くて鳴った場合に、行政区で申し込んでいるところは行政区で直すのか、それとも役場で直していただけるのか、それはどうなっておりますか。

総務課長（高橋正文君） 今ほど白石の件承知いたしましたので、担当課のほうと区長さんのほう連絡をとって、時間の調整をできるようにしたいと思います。

委員（渡邊 計君） それと、資料の4ページの携帯電話不通話地域でありますけれども、去年は小宮のほう建てていただきましたが、これ無線の塔ですか、それじゃなく、飯館村の場合はテレビ関係で光回線が走っていると思うんですけども、ある程度は。そういうところにアンテナを上げて、そういう光とつないでやるということはできないのか。昔AUは電話ボックスに全てアンテナを上げたためにdocomoよりも通じやすくなったということがあるわけですが、そういう形のほうが安く早くできるのかなと思うんですが、そういう検討はしていらっしゃいますでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 今言われた小さい基地局は私のほうでも詳しく承知しておりませんので、今後そういう方法がとれるかどうか勉強させていただきたいと思います。

委員（渡邊 計君） ぜひ検討していただきたいなと思います。

次、82ページちょっと行きます。ナンバー6の82ページのパークゴルフ場ですが、これの電話料26万8,000円、ほかの庁舎の電話使用料からいくと2倍から3倍になっておるんですが、これは工事料込みということでこの金額になったと受け取ってよろしいでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 今、委員おただしのとおり、これは工事料を含んだ金額になっております。

以上です。

委員（渡邊 計君） それでこのパークゴルフ場の管理ですが、以前はパークゴルフ協会がやるとかやらないとかということをやったことあるんですが、この管理業務に関しては、まだはっきりどこがやるかは決まっていなんでしょうか、決まっているんでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 今、お手伝いをいただけるというところが幾つかございまして、この議会が終わりましたら、今、日程をとって打ち合わせをして、どこがどんな形でご協力いただけるかということを決めてまいりたいと考えているところでございます。

委員（渡邊 計君） それで、飯館村の場合は、今年は雪が幸いなことに少なかったわけですが、例年ですと30センチ、40センチ雪が積もるということになるわけですが、パークゴルフ場の使用期間を何月ごろまでと決めて、あとまた春は何月ごろから再開ということに決めているのか、その辺はどうなっておりますか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 1年目につきましては、今オープンを9月末ごろに考えておりまして、これも芝の養生状況とかそれによって決まってくるのかなと思っております。

特にラフのところは芝の、張り芝ではなくて種から育てるということで今考えておりました、これには養生期間がかなり長くかかると業者から伺っております、根っこが張らないうちに、ちょろちょろと生えたところに人が入ってしまいますと、そこが全部また流れてしまうというようなこともお聞きしているものですから。来年度につきましては、オープンをした後はそういった芝の養生をきっちりやって、また次の春からオープンして完全な形できちっと整備ができた段階からオープンしていきたいなと思っております。また、再来年度のオープンの期間については、大体春から大体11月ぐらいまでがほかのところでは普通だというふうに聞いておりますので、その辺も参考にしながら決めてまいりたいと考えております。

委員（渡邊 計君）　じゃあグリーン関係とかフェアウェイ関係は張り芝でいって、あとの部分は種をまくということで。私も芝を育てているんですが、種からまいてやっているんですが、種をまくと15日間ぐらいは入るなど、立ち入るなど。それで1カ月から早ければ1ヶ月半ぐらいで根つきはするということなので。ただ、逆に張り芝の場合はうまく張らないと張った面がでこぼこになるということですので、どちらかというとうどうせなら全体的に種類を変えて種から育てたほうがきれいになるのかなと私的には思っているわけですが。ただ、これ恐らく春また種まいたりいろいろ養生大変だと思いますが、その辺のところをきっちり計画を立ててやらないと、村民の方からも、いつまでできていつからまた再開できるんだということが返ってきますので、その辺はきっちり計画を立ててやっていただきたいなと思っております。

私からは以上です。

総務課長（高橋正文君）　先ほどご質問いただきました、まず1点目が記章ですね、記章が1万3,000円ほどふえているというのは、今年度は前年度より1つプラスで予算をとらせていただくということでございます。

あと、自動車損害保険料が2万7,000円ほどふえておりますが、これは村長車の2年に1回の車検のために2万6,680円ふえるということでもあります。

あともう一点、先ほどのサイレンの設置場所ではありますが、一つは比曽行政区、あとはほか1カ所ということで、ほか1カ所については見込みでとらせていただいております。行政区ヒアリング等で何行政区かから直してくれという声もございましたので、1カ所分は見込みでとってございます。

住民課長（石井秀徳君）　先ほどの渡邊委員の不法投棄の数についてでございます。実施につきましては、令和元年12月に1回収をしております、量でございますが、土のう袋で137袋、これは可燃物、不燃物、瓶、缶合わせまして137袋の回収をしているところであります。そのほかとしまして、いわゆる粗大ごみ的なもの、電化製品、洗濯機、冷蔵庫等、それからあと古タイヤ、こういったものを合わせますと大体20個ということでもあります。

委員（高橋孝雄君）　私からは、4点ほど質問させていただきます。

月日のたつのも早いもので、きょうの午後2時46分であの東北地方を襲った地震、津波、そして原発事故から丸9年になります。そういう中で、村のさまも大きく変わりました。

特に村民が少なくなったということは、一番の村にとっての痛手であります。そういう中でこの村の予算は震災前の3倍になっております。その中でも、やはり帰村した村民のために少しでも有利になるような、ためになるような、そういう行政を行っていただきたいと、このように思います。

それでは、ナンバー6の20ページ。これは渡邊委員とも重複するわけですが、現在、携帯電話不通話地域の大倉と八木沢2カ所ですが、そのほかにまだ要望があれば建てる予定があるのかどうか、ちょっとお伺いします。

総務課長（高橋正文君） 携帯の基地局でございますが、令和2年度はこの八木沢と木戸木に建てる予定としております。今後の予定につきましては、不通話地域はまだございますので、要望はしておりますが、前にもお話ししましたが、なおキャリア、事業者が採算がとれるとれないというのもございますので、その事業者が取り組むか取り組まないか、あとは国の補助金がつくつかつかないかという重要な問題でございますので、現在不通話地域については全て要望はしておりますが、来年度以降についてはこれからの調整になるということでございます。どこでやるということは、まだ決まっていないということであります。

委員（高橋孝雄君） 実は、きのう来た人が電話が通じないということで再三頼まれたものでお伺いをしたわけでございます。それでは、そのようにして、少しでも不通話地域をなくすようにひとつ努力をお願いしたいと思っております。

続いて50ページ。河川の土砂撤去についてでございますが、現在4つの河川の名前が挙がっておりますが、昨年の19号台風でかなり土砂のたまった河川もございまして。そして私の地域でもかなり被害を受けたところがありますので、このほかにも何とかこの土砂を上げていただかないと、今年また雨が降ったら災害が起きることになりますので、ここのところ何とかできないものかお尋ねします。

建設課長（高橋祐一君） 河川の土砂上げということで、一応提出資料の中で38ページに河川の一覧表と来年度実施する予定の箇所が載っております。また、村全部でまだ全部は完了しておりませんが、この事業に関しましては復興庁の生活環境整備ということで、今のところ1河川1回という状況になっております。その1河川1回でまだ終わっていないところを継続してやっていくという部分でありますけれども、その後に堆積した土砂については今後協議をしながら進めていくというところで、この間の19号の災害の状況を見ますと、国土強靱化等の事業もあるかと思っておりますので、その辺を協議しながら令和2年度内で考えていくという形になるかと思っております。

委員（高橋孝雄君） 私もここの飯樋川の件で一般質問したことがございますが、大橋地区、橋桁から1メートルぐらいしかあいていないんですね、土砂がたまって。あれは何とかやっただけないかと言ったら、やはりこれは管轄があつてなかなか無理だと、こういうお答えをいただいていたんですが、ここを何とかしてもらわないとまた今年あそこに上がってしまいますので、何とか検討をお願いしたいなと思っております。

それから、ナンバー6の61ページ。6款2項1目でございますが、山林資源を活用したなりわい事業でございます。その中で原木シイタケ、また、製炭産業、こうなっております。

ますけれども、これについては恐らく放射能が高いためにだめだと思うんですが、この点どうお考えしているのかお伺いします。

復興対策課長（村山宏行君） 61ページの山林資源を活用したなりわい事業ということなんですが、ご指摘のように村内の森林は放射性物質が入っているというところで、非常に敬遠されているというところがございます。それで、その村の山の木が利用できないかどうか。それは実証試験ということで3年かけて行っているもので、来年度は2年目になるところでございます。その中で、原木のシイタケ、これは飯舘村だけではなくて葛尾村のものも入れながらというところで、この阿武隈山系の部分での実証ということではありますが、製炭のほうについても今取り組んでいるところがございます。この中でどのぐらい活用の可能性があるのか、あるいはどのぐらい炭にした場合残るのかとか、そういったところを実証の中で確認していくということで考えております。

委員（高橋孝雄君） なお、これは3,200万円もの予算がかかっているわけでございますので、やはり林業の方々にも光の当たるような、そういう政策をお願いしたいなど、このように思います。

まだかなりありますけれども、委員も多いもので、私はこの3点だけで終わります。以上です。

委員（高橋和幸君） 私からも細かい点が幾つかありますので質問させていただきますけれども、まず初めに、委員長、資料の確認をさせていただきます。

昨日の説明で復興対策課に対して、資料ナンバー6の63ページのあいの沢の植栽、65ページの道の駅までい館改修の資料をお願いしますと言ったんですけれども、資料見る限りないような感じなんですけれども、あるんですか。

復興対策課長（村山宏行君） あいの沢の部分であります。あいの沢のアジサイの植栽計画ということで、ページ30、31ということでお示しをしました。追加資料ですね。この中で、ルートのどこに送るかというところで資料をつけさせていただいております。

それから、までい館の改修の計画につきましては、35ページですね。平面図をつけさせていただいたんですが、拡張する部分はこのグレーになっている部分でございます。今、いわゆるここは屋根だけが張り出して壁がないという部分なんです。この部分、利用されている農家の要望によりまして売り場面積拡大ということで、こちら下屋ではなくて壁をつけて屋内にするという計画でおります。

委員（高橋和幸君） わかりました。ありがとうございます。

ちょっとそれでは数が多いので、順番に前のページから行きたいと思います。同じく全部資料ナンバー6です。8ページ、消防団施設に要する経費に関しての一番上でございます。10番の需用費に関して。これ昨日の説明で1台と19台、あと車検というお話があったと思うんですけれども、これ飯舘分署の分なのか、それとも各行政区のもの、どこの行政区のものなのか、それで今団員とかも集まりとか人数も少なくなっていく中において、これだけの台数をやるその実務性、稼働率がどれだけあるのかをお伺いします。

総務課長（高橋正文君） この車検代201万4,000円の件でございますが、まず、ポンプ車1台というのは、飯樋と草野に1台ずつあります。そのポンプ車が1台今回車検、あと積載

車、これは各行政区にあるもの19台が車検であるということで、ほぼ積載車は全て令和2年度に車検になるということでございます。これ1台抜けているのは、ちょっとあと調べさせていただきたいと思います。ポンプ車2台、積載車全部で21台ぐらいあるんですが、稼働しているのかというと、ほぼ有事のときに数台稼働しているということでありまして。今、委員おっしゃられたとおり、各行政区の消防団員が少なくなっているということでありまして、ただ、それでその行政区の団の積載車、ポンプ車の修繕、手入れをやめていいかといいますと、現段階では20行政区で村としては進めて管理しておりますので、全てある機器については整備を進めていくという考えをしております。

委員（高橋和幸君） 必要なものですから、なくせという意味で質問したわけではございませんので。

続きまして、次のページの10ページの2款1項3目財政管理に要する経費に関しての公共施設等総合管理計画に基づきのところなんですけれども、これ資料提供はもらっているんですけれども、事業の目的、内容及びという、予定箇所とは書いてあるんですけれども、私が聞いたのは、計画の内容の詳細はどういうことなんですかという意味で聞いたんですけれども、これから掲げるのであればいつまでできるとか、そういうお答えが欲しいんですけれども。

総務課長（高橋正文君） これは資料の14ページにある施設をこの調査の計画の予定はしております。それで、どんなやり方だということでございますが、鉄骨づくり、木造づくりいろいろありますけれども、例えば草野小学校の調査から入って、現地でコンサルに調査をしていただいて耐震とかいろいろ全ての調査を行ってやるということ、こんなの600万円ではできないという内容であります。これは、飯舘村でこの来年度つくるという調査については、その現地の詳細調査は行いませんが、村の担当等で専門家のアドバイスも受けて今後の利活用に役立てる計画をつくるということで、6カ所で約600万円の調査を、計画づくりを予定しているということでございます。

委員（高橋和幸君） じゃあ、この600万円というのは、あくまでも策定計画書の見積もりということですか。それ以上はこれ以上の金額がかかるということに。

総務課長（高橋正文君） 先ほど申し上げましたように、詳細な計画をつくるとなるとこの600万円ではできないんですけれども、村としてはこの600万円、1カ所が100万円ぐらいになるんですけれども、それでこの6カ所の計画をつくりたいと。一番なぜこの計画をつくるかと申し上げますと、将来的にやるかどうかはわかりませんが、補助事業等を導入してこの施設を直す場合に、この公共施設個別施設計画というのがないと補助がつかないというのがありますので、今回、令和2年度に600万円ほどかけてこの6カ所の計画をつくっていきたいと考えているところです。

委員（高橋和幸君） 600万円の予算をつくられていますけれども、今、課長の答弁に、こうやってやりますと言って紙に書いてあるわけじゃないですか。でも、今答弁の中に、やるかどうかわかりませんがという曖昧な答えがあったんですけれども。

総務課長（高橋正文君） 済みません。やるかどうかわからないと申し上げたのは、将来草野小学校、白石小学校等の改修とか改築をやる場合、補助事業を受ける場合にこの計

画が必要なので、その改修、改築をやるかどうかわからないということで申し上げました。直すかどうかわからないという意味で。計画はやります。

委員（高橋和幸君） 600万円といえども、60万円といえども、6,000万円といえども、莫大な予算を使うわけですから、しっかり計画的に行っていただきたいと思います。

続きまして、資料ナンバー6、15ページ。ホストタウン推進事業費、ラオス選手団事前合宿受け入れ、これも資料にあるんですけども、渡邊議員からも今のコロナウイルス問題でやるかやらないかという質問がありましたけれども、私の質問は、これをどこで、事前合宿なんですけれども、日程と人数が書いてありますけれども、これ飯舘村に来るわけですよ。スタッフ、選手、四、五名ずつということで、これは飯舘村のどこに、それとも福島市に宿泊するのか、そういう細かいところを、この大まかなことじゃなくて、飯舘村のどこで、いつ、どこに泊まって、そういうことを聞いたかったんですけども。

総務課長（高橋正文君） この800万円の内容でございますが、昨年1回ラオスの水泳の選手団等が来ておまして、800万円弱かかっております。やり方については、今のところ同じようなやり方をしたいなという計画をしておりますが、まず最初と最後はきこりに泊まっていたいただくと。あとは福島市のホテルから送迎をして、村内のスポーツ施設、プールとか陸上競技所等で合宿をしていただいたということでございましたので、新年度につきましても同様のやり方を今のところ予定しております。この日程につきましては、先ほど渡邊委員のときも申し上げましたが、現在のところ、1週間、2週間、3週間くらい前になるんじゃないかということ想定しておりますが、詳細についてはこれから詰めることとなります。

委員（高橋和幸君） これ昨年も行ったということで、委託料とあるんですけども800万円、大きな金額ですね。これはどこに何をどんなふう委託しているんですか。合宿受け入れはわかるんですけども。

総務課長（高橋正文君） これは旅行の代理店に全て委託しますが、委託の内容につきましては、航空券の手配から宿泊から食事から帰るまで全て込みで委託をさせていただきたいと思います。

委員（高橋和幸君） わかりました。

続きまして、資料ナンバー6、30ページの4款1項2目総合健診事業に関してです。これも資料もまずいただきましたけれども、4枚ですね、がんだけ何か特定されて資料がありますけれども、これ平成30年なんですけれども、昨年のも言ったんですけども、平成31年はないんですか。

健康福祉課長（細川 亨君） 平成31年はまだ健診をやっている最中なので。

委員（高橋和幸君） じゃあ、平成30年のでちょっと比較して考えまして、受診率が年代ごとに出ていますがけれども、村の人口から考えたらこの受診率をどのように受けとめていらっしゃるんですか。

健康福祉課長（細川 亨君） 国保の部分であります。特定健診、40歳から74歳の部分でございます。受診率はそれぞれの年代ごとに、年代が高くなればなるほど高くなっています。

ておりますが、全県下では59市町村中23位ということでありまして、中間よりは上という状況でございます。これで満足することなく、もっと受診率を上げていく努力はしていかななくてはいけないなと思っております。

委員（高橋和幸君） この健診なんですけれども、私はちょっと今個別に定期健診やっていますので去年は受けなかったんですけれども、一昨年受けさせていただきまして、すごい混みようでした何時間も待ちで、でも見た限りはご年配の方が多くて、ちょっと若い方の受診率が低いなと思ったのがちょっと残念だったんですけれども。ただ、この取り組み自体というのは、やはりただ家で過ごして体調が悪くてもちょっと我慢するかみたいな感じでやらないでいるよりも、やっぱりこういうのは村、村内で行ってもらえれば村民も非常に助かりますので、こういうご年配方へのいろいろな配慮、また子供たちへの配慮というのは、ぜひ継続して続けていただきたいと思っております。

続きまして、同じ資料ナンバー6の39ページ、サポートセンター運營業務についてであります。つながっぺの運営委託費とあるんですけれども、きのうもお話ししましたけれども、以前に同僚議員2名、合計3名で訪問させていただきました。それで、お年寄りたちも元気にお話をしたりお食事をとったりして、非常にいい事業であるなと思ったんですけれども、その中において、去年の運用実績、人数とか、あと実績内容とか業務内容、そういうものをちょっと詳細にわかりましたらお聞かせ願えますか。

健康福祉課長（細川 亨君） 提出資料の23ページだったんですが、ちょっと残念ながら平成30年の実績でございまして、詳しく説明していきますと、一番左の総合相談ということで、社会福祉協議会のほうから相談員との相談ということで、大分相談に来られているということで、6,455人、これは年間の件数でございます。あとは、皆さんが一般的に1カ月利用しております地域交流サロンということで、こちらが3,749件、こちら月250人から多いときは400人ということで利用者がふえていると。最終的に、一番右側、では1日平均どのくらい利用しているのかということで、どんどん上がってきておまして、今20.4人、平成30年度の3月ではこういう数字になっておまして、先ほど3月の議会の冒頭でも申し上げましたように、今現在、登録者数は128名で、1日の利用者平均が21人前後になっております。

以上であります。

委員（高橋和幸君） 現在の登録者数が128名ということで、平成30年度の延べ利用者が6,455名ということなんですけれども、これ私が訪ねたときに聞いたんですけれども、多分行政区ごとに毎週違うんですよね。なので、6,455人いますけれども、これみんな人ダブっていますよね。実質利用人数というのは150名とか100名とかなので、それを考えまして、委託料としてもこれだけの金額をかけていますけれども、高齢者まだまだ来ていない人も、また、来られない人もいると思うんですよ。それに関して、この事業利用者数をどのように捉えているのかお伺いします。

健康福祉課長（細川 亨君） サポートセンターの今の利用状況を見てみますと、1週間に1度利用できない方も当然ながら出てきているのが現状でございます。全てが全てサポートセンターでやろうとしますとなかなか受け切れないと。あそこの定員が20名から22名、

こういう状況の中でございますから、やはり地域での受け皿も考えていかないといけないのかなということ、昔ありました、各行政区にミニデイサービスというのがあります。そういう部分で何とかサポートセンターの受け皿をつくっていかなくてはならないなということで、地域サロンが今6つの行政区に立ち上がっていると。そういうところで、少しでもそういう高齢者に利用していただければと思っています。6つの行政区は、草野行政区、大倉行政区、宮内行政区、前田・八和木行政区、白石行政区、前田行政区、こちらで地域サロンが立ち上がっておりまして、地域づくりに婦人会の皆様方が寄与してくれているという状況でございまして、しっかりサポートセンターの受け皿になってきているというのが現状であります。

委員（高橋和幸君） 私もちよっと勉強不足で、サロンが立ち上がっているということは知らなかったんですけども。ちよっとこの辺は私も専門外ですので余りよくわからないんですけども、サロンというのは、例えば地域の受け皿といいますけれども、地域でどこまで何をできるのか、何をしているのか、ちよっとそれをお伺いできますか。

健康福祉課長（細川 亨君） 今サポートセンターでは、やはりそれにかかわった人と高齢者のみの交流になっておりまして、そこだけの部分のサロンになっております。地域に求めるというのは、そこでやっぱり地域へのにぎわいづくりにもなっておりますし、そこに戻ってきている高齢者の生きがいという部分にもつながっているのではないかなと、そのような考えから地域づくり、そこで社会福祉協議会からも協力を得まして、百歳体操なども展開しているという状況であります。

委員（高橋和幸君） 説明はわかりました。これに関しても、先ほどの総合健診と同じで、やはり家にこもりがち、運動不足になりがち、こういうことの手助けになる事業ですので、今後もぜひ経費を惜しまず持続していただきたいと思います。

続きまして、資料ナンバー6の51ページ。6款1項5目の農業水利施設等保全再生事業に関してなんですけれども、調査測量、対策工事、これも多分資料をもらっていたと思うんですけども、39ページ、資料ありますけれども、これ測定された数値を見ると結構なベクレル数が出ているんですよ。これの廃棄とか運搬の仕方なんですけれども、水を抜いた沼地というかそういうところなので、いわば泥ですから、どのようにされているのか。除染であれば、土であればそのまま2重、3重になっていない普通の1袋の、1重のフレコンバッグでできますけれども、これ例えば凝固剤とか乾かしてから収集しているのか、それとも泥のまま何かしら対策を練ったフレコンに入れているのか、その辺をお伺いします。

建設課長（高橋祐一君） ため池の放射線対策でありますけれども、いろいろな工法はございますが、村の場合については、ある程度水を全部落として、なるべく乾燥させた状態でやっているという状況になっています。そして、それをバックホーで通常のように掘削をしてやっている。ただ、今言ったように放射線量が高い部分については、凝集剤とかそういう部分で調整をしながらフレコンバッグに詰めているという状況になっていきます。

委員（高橋和幸君） それの管理と運搬方法はどうなっているんですか。

建設課長（高橋祐一君） まず、その放射線物質ということでの管理については、場所ごとに測定をしながら掘削をして袋詰めをします。袋詰めされたものに関しましては、一時村で仮置きをして、その後環境省の仮置き場なり処分場に持っていくということで、最終的には環境省で処分をするということになっております。

委員（高橋和幸君） その保管期間はどの程度になりますか。

建設課長（高橋祐一君） それについては、毎年村のほうでは、この工事の中では一時的に村のところにストックをして、それが終了した段階で環境省と協議をしながら運搬してもらおうという流れになっています。数量確定してからという形になっております。

委員（高橋和幸君） これだけのベクレル数がある放射性物質ですから、長い時間そんなに置かないで早急に運搬されることを願いたいと思います。よろしくをお願いします。

続きまして、60ページ、6款2項1目伐採支障木処理事業に関してですけれども、これきのう資料提出と私言いましたら、これイグネのことと捉えてよろしいんですね。このイグネの対象材積とありますけれども、これ本年度内で達成なのか、それとも次年度までも持ち込む量なのか、あくまでも今年度の量なのか、これ以上まだ実際残っているのか。その辺をお願いします。

復興対策課長（村山宏行君） 伐採支障木の処理事業ということではありますが、対象材積1万立米とあります。これは来年度実際に処理をする、その材積ということでございます。

委員（高橋和幸君） この対象材積1万立米、これ実際に来年度というか今年度からやると思うんですけれども、全て終わることは可能なんでしょうか。

復興対策課長（村山宏行君） こちらの処理は蕨平の減容化施設、そちらに運搬しての処理になってございます。あの施設が終わりが決まっておりますので、来年度中に全て処理するという見込みでございます。

委員（高橋和幸君） じゃあ村内に残っているイグネの伐採作業は、対象材積は、残り全部でこれでよいということに理解してよろしいでしょうか。

復興対策課長（村山宏行君） 村で把握しております量的には、これで全てということになります。

委員（高橋和幸君） 続きまして、同じく資料ナンバー6、63ページ、先ほどのアジサイの件ですけれども、資料に面積または本数も書いてあるんですけれども、ちょっと地図だけじゃわかりづらくて、どのような事業なのか改めてもう一度詳しくお聞かせ願えますか。

復興対策課長（村山宏行君） アジサイの植栽、あいの沢の魅力アップ、それから一応除染によって表土を全部剥いでおりあいているところがございますので、道路の横、それから遊歩道の横にアジサイの植栽を考えております。今年度行っておりまして、それについてはきこりの建物の周辺、それから、きこり北側の遊歩道、あとは愛の句碑があるところの周囲というところでやっております。来年度につきましては、そこをルートのつなぐというような計画で考えているところでございます。全体としては、最終の形態としてはこの地図のようにルート全部アジサイで要所要所飾りながら、ルートのつなぎたいという考えでございます。

委員（高橋和幸君） こういう植栽に関してのことは、私も先の一般質問にて質問したと思う

んですけども、今の課長の答弁ですと景観などを配慮してということなんですけれども、あいの沢って道路からすごく入ったところじゃないですか。要は人通り、大通りではないわけですよね。これを道の駅でやるのであればわかるんですけども、これ金額的にも9,189万4,000円というこれだけの多額、約1億円ですよ、をかけて、自分も前回の一般質問で言いましたけれども、道の駅周辺をやるとか、深谷というか草野赤坂一帯の道路一帯をこれだけのお金を投じて景観をよくするとか、そういうことはできなかったんでしょかね。

村長（菅野典雄君） いろいろあちこちの自治体を見ますと、全部ではないんですが、結構やっぱり花のスポットといいますか、いろいろな種類がありますけれども、自治体、それがやっぱりポイントになっているというのは皆さんご存じだと思うんです。飯舘村は残念ながら何もありませんね。それで、やはりあいの沢はもともと村民の憩いの場ということで少しずつ公園整備はしてきたものですから、それであそこはかなり木が茂っていますので、アジサイはどちらかというところやっぱり木の茂ったところ、湿ったところのほうということで、アジサイの見応えのある公園にしていこうということでそこにさせていただいたということでもあります。それとは別に、当然これから人が来た場合に、トイレのほうは、以前は自然に浄化するというトイレも入れていたわけですが、なかなかやはり年数もたった、あとここ七、八年ぐらい使っていないということもありますので、その辺をやっぱりしておかないと、その辺に立ち小便とかという話になるのではないかとということで、それで結果的にトイレと、あとは花のほうは大体700万円ぐらいで苗をと。これ去年植えたんですが、それで大体間に合うのかなと思ったら、やっぱり広いものですからほんの一部になってしまったので、今年もということでさせていただいたということでもあります。

なお、先ほどの質問にもあったんですが、道の駅の近辺をどうするかということでありますけれども、一応皆さんが通るところ、そして集まっていたところを花で飾ろうということで田んぼをお借りしているわけなんです、なかなかやっぱり湿地ということで思うようにいかないというところで、一生懸命植えたにしてはきれいになっていないということがございます。でも、一部土盛りもしているところがありますので、その辺をどういうふうに使っていくかということで、ヒマワリという話はしましたが、先ほどコスモスの話がありました、低いコスモスをやって、その時期にみんなにどうぞとりに来てくださいというところ、ちょっと私見てきました。非常にいいなと思いましたので、先ほど渡邊委員からもありましたように、その辺を工夫して来年度はやらないと、ただただうないました、植えましただけではいけないのではないかと、このように思っているのかというのでも大切な事業だと思っていますので、このあいの沢もご理解をいただければと思っています。

委員（高橋和幸君） 村長の答弁にありましたとおり、ほかの委員の提案もよいのではないかとということで、あいの沢、これを整備するというのは非常に大切なことなのはおわかりですので、それ以外の村内のことに関しての景観づくりもぜひ今後とも続けていっ

ていただきたいと思います。

続きまして、同じくナンバー6の65ページ。道の駅までい館改修工事についての資料、35ページ、いただいておりますけれども、この工事の主な目的、また内容、そういうものをちょっと詳細お伺いできますか。

復興対策課長（村山宏行君） ままでい館の改修の目的と内容ということでございますが、実は、ままでい館のほうのいわゆる農産物の販売をしている農家の方々が50名ほどいらっしゃるんですが、そちらの方々から要望書ということで、売り場の拡大をということで要望が上がっております。

村としましては、このままでい館の、当初屋外のイベント用ということで屋根だけ張った下屋の部分、この35の資料でいきますとままでい館の右下の部分、方角的には南東の角になりますけれども、こちらの部分、屋外のイベントスペースで屋根だけかけた部分があったんですが、そちらを壁で囲いまして、内側の壁を取るところで、全体の売り場面積をふやしたいと考えております。

委員（高橋和幸君） 何を、売店というか目的は。

村長（菅野典雄君） なかなかそう簡単に農産物も売れないだろうし、本当に最低限の道の駅と、こういうことであつたわけでありまして、ご存じのようにいきがい農業という形でかなりの人が農産物をつくって自分で食べようということだったんですが、それがだんだんと功を奏して、せっかくつくつたんだから道の駅で売れないかということで持ってきていただいている方が、今課長が言いましたように50人ぐらいいると。ところが、見ていただくとおわかりのように、いわゆる農産物をやる場所というのは本当にわずかなスペースなわけです。そうしますと、何とかやっぱりしていただけないとこれ以上出せない、あるいは出したとしてもほんのちょっと、あるいはすぐ売れちゃってまた持ってきてくれませんかと言われてもそう簡単に持って行けないと、こういうようなことがありましたので、どういうふうに広げたらいいんだろうなということで検討を重ねてまいりました。今、課長から申しましたように、かなりの広いスペースを、屋根はある、ただ外とつながっているという場所がありまして、そこを一部塞いで、室内のいわゆる農産物を展示する場にしてあげれば、もっともっと農家の方たちが自分の農産物を道の駅で売っていける、あるいは生きがいができるんじゃないかと、そういう中で、今回要望も上がってきたということもありますし、我々もやっぱり農家の需要に応えていかなければならないということもありましたので、今回このような整備の拡張の計画を上げさせていただきますということでもあります。

委員（高橋和幸君） 道の駅に関しましての増改築は私も以前から訴えておりましたので、私の意見は通りませんでしたけれども、ほかの方の意見が通ったということで。でもそれは誰の意見が通ってもいい方向に向けばよろしいと思いますので、上げてもらった村民の方にも私は非常に感謝をしております。

この道の駅の今回の増築に関してもそうなんですけれども、その他の件でも道の駅に関してはたしか雨どいとかの改修改善とか、そういうこともできないかとかいうのも一般質問で多分上げられていたと思うんですけれども、そういうさきから上がっている問題

点を改善されてのこういう改修、増築工事に向かっているのでしょうか。

復興対策課長（村山宏行君） さまざまな問題点ということでお聞きしておりました。例えば、あそこは風が強いものですから扉がどうしても壊れてしまうというところで、その都度修理をしながらということで対応しております。また、以前渡邊委員からご指摘ありまして、大雨のときに入り口のところの屋根から吹き込むということなのですが、そちらについてはパネルを設置して対応させていただいたところでございます。

委員（高橋和幸君） 道の駅までい館は村の復興のシンボルということになっておりまして、それを思うか思わないかは人それぞれなんですけれども、私的にもあそこは村民、また村外の人が通う、非常に最重要地点だと思っておりますので、今後ともこういう村民などの役に立つような増改築やそういうものについては、積極的に行政として取り組んでいただきたいと思えます。これに関しては以上です。

続きまして、ちょっと細かいことになるんですけれども、同じ6の72ページ。教育委員会事務局運営費に関しての一番上、中学生検定受験料に関してなんですけれども、これ漢字、数学、英語の受験料3回を予算額これだけとってやるということなんですけれども、私も娘がおりまして、今私立で、私どもは自費で毎回、年2回行っております。ご承知だとは思いますが、10級から始まって準2級、2級、1級まで、額は1,000円、2,000円、3,000円なんですよね。これ中学生と書いてあるので中学生だと思えますけれども、中学生の人数で全科目3回行ったとしても、これだけの予算が必要なんですか。

教育課長（三瓶 真君） ご質問の学力向上推進事業補助金の中で、中学生の検定ということでもあります。予算規模これで適正なのかというところなんですけれども、実質平成30年度の実績から申しまして、子供たち全部で40人程度いたわけでありまして。それが年間通して英語、数学、漢字、それぞれに検定を受けました。ほとんどの子供たちが受験をするような状況になっておりまして、実人数でいきますと、英語で84人、数学で74人、漢字で80人という数で検定を受けております。したがって、ほぼこれにかかる費用としては、途中での受けないというお子さんも出てくることも想定しますとこの程度が妥当かなと思っております。

◎休憩の宣告

委員長（相良 弘君） 喫飯のため休憩します。再開は13時10分からとします。

（午前 11時 57分）

◎再開の宣告

委員長（相良 弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 10分）

委員長（相良 弘君） 質疑を続けます。

教育課長（三瓶 真君） 午前中の高橋和幸委員の質問に追加でお答えをさせていただきます。

資料ナンバー6の72ページ、10款1項2目の事務局費のうち学力向上推進事業補助金162万5,000円に対してのご質問でありました。実はこちらに中学生の検定受験料以外に、この事業の概要にありますとおり教職員研修費等の研修費等がこの中に内訳として含ま

れております。実際に検定受験料としてかかる費用の内訳といたしましては95万円程度であります。

以上です。

委員（高橋和幸君） 今の答弁、95万円程度と先に調べてわかっていると思うんですけども、その中で162万5,000円になっている理由は何ででしょうか。

教育課長（三瓶 真君） ただいまの94万5,000円以外に、ここの事業の概要にあります先生方の教職員の研修費が18万円、あと放射線教育に対しての指導補助金として30万円、さらに学力向上対策費としまして20万円の金額が中に含まれておりますので、合計で162万5,000円ということであります。

委員（高橋和幸君） ただいまの答弁の中に放射線の教育30万円とありましたけれども、これは具体的にどのような教育をなさるのか。今現状、被災自治体でこういう原発問題、放射能問題は非常に大事ですし、子供たちに教えるということも非常に大事ですので、どのような教育をするのかお教え願います。

教育課長（三瓶 真君） 放射線教育につきましては、県の副読本等を利用してやっているところではありますが、各学年において生活の時間等を使いながら、多い学年ですと年間に5回程度やっているような実態がございます。この補助金の中の放射線教育の部分につきましては、外部講師等と呼んでのそういった授業も可能にするための講師謝礼等で使っていただくための費用であります。

委員（高橋和幸君） 今の件はわかりました。

続きまして、73ページ。10款2項1目の一番上、学用品等に関してのことなんですけれども、2着目以降は有料という、きのう説明がありましたけれども、私も給食の運営委員とかをやらせていただきまして、この3年間で保護者の方やPTAの方とお話しする機会が大分ありまして、保護者の方からも大分ご不安、ご不満な声がありまして、当分の間にはいろいろなことを学校は無料でやってくれると聞いていたんですけども話が違わないかということだったんですけれども。これは多分以前の一般質問か議会でも保護者への説明はあったという話だったんですけれども、どれほどまでの保護者のご理解を得られたのか教えてください。

教育長（遠藤 哲君） 来年度開校する義務教育学校の説明会とあわせて、一部負担に対する住民説明会を1月25日の土曜日に飯館中学校の多目的ホールを使って行いました。その際に我々のほうから説明しまして、質問等二、三ありました。それから、委員おっしゃるとおり、非常に残念であるという声も事実ありました。そこは我々のほうで誠心誠意説明しまして、理解していただけたと思っております。

委員（高橋和幸君） どう理解してもらったんですか。

教育長（遠藤 哲君） 先ほど言いましたとおり、こども園、小、中の一部負担について、次年度以降はそのような形でやるということを理解していただきました。

委員（高橋和幸君） 理解してもらったということだけで、どのような理解なのかはちょっと私には、私は理解できないんですけれども。

じゃあそれを置きまして、飯館の学校の制服はコシノジュンコさんの有名デザイナーの

制服ということで、非常に高価なものであります。それを2着目以降は有料ということですが、もともとの実際買った場合の単価と、じゃあ2着目以降は幾らで売ろうになるのかを教えてください。

教育課長（三瓶 真君） ただいまの制服に関してのご質問であります。当初、飯舘村の学校をこちらで再開するに当たりまして、コシノさんにデザインを頼んで制服を用意したわけですが、仕組みといたしましては、一度制服をつくるに当たって一定程度限られた数を一遍につくらなければならないというところもあったので、まとめて買ったということがあります。そのときの単価で言いますと、例えば小学生でありますけれども、春物、いわゆる普通の4月ごろから着る制服であります。上着で本体価格1万1,100円、ズボンで6,200円といった購入金、単価になっております。これに税金等がかかってくるわけであります。今般の2着目以降半額ということですが、これらの単価に消費税を掛けて出た値段、その半分を負担していただくという考えであります。

村長（菅野典雄君） できるだけ無償でというのは、気持ちはわかりますが、ご存じのように、幼稚園に入るとき、小学校に入るとき、中学校に入るときは無償で渡します、1着。ただ、人によっては、小学校は必ずもう1着ぐらいは成長の中で必要だろうと。中学校はもしかしたらそのまま行く人もいるし、場合によってはちょっとということもあるかなという気がします。そういう中で、人によっては無償だからといって3回も4回も取りかえるという話でもないだろうということで、1着目はまず入るときには無償ですが、その次からはぜひ半分近くお願いをしたいということと、あと一方では、多分これからリサイクルといえますか、それぞれ要らなくなったときに村のほうでなりなんなり譲り受けてきれいに洗濯すれば、また次の人が、その場合にはもう無償でということもあり得るのではないかと、そんなことも考えてのことです。何とぞご理解をいただければと思っています。

委員（高橋和幸君） 今、村長の答弁にありましたとおり、私の娘も小学校5年生、あと残り1年にして、やはり上着が小さくなって、制服を買いかえたというあたりもありますので、今のご事情はおわかりします。

あと、保護者に説明をして理解してもらったというんですけれども、それは村長の話聞いてわかりましたけれども、あくまでも村側から提案した、半額で買ってもらいますよと、2着目以降は買ってもらいますよと提案したからであって、保護者からの提案ではないわけじゃないですか。だから、これは保護者が納得せざるを得なかった提案だと思うんですよ。その辺もよくよく考えていただきたいなと思います。

それに関しては、以上で終わります。

続きまして、同じ資料ナンバーの78ページの読書推進活動に要する経費でありますけれども、これきのうの説明ですと、読み聞かせ会と活動報償と新成人、これはそのまま読み上げたんですけれども、読書メッセージコンテストはボランティアと、図書ボランティアもボランティアと。私が考えますにボランティアというと無償なんですけれども、これ違いは何なんだろうかねということはきのうお聞きしたとおりであって、55万9,000円、新成人の記念品だけでもこれくらい、またはこれ以上かかるのではないかと

いますけれども、その辺の見解はどうなっているのでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） これについては資料を求められておりますので、そちらでご説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。

資料の47ページにこの読書推進事業の報償費の内訳を載せております。今、きのうの説明がちょっと不十分だったということもありますので、改めてここで説明をさせていただきたいと思います。

まず、図書ボランティアの活動費ということで、これは図書の整理であったり分類であったり、それからあと新しい本を買ったときなんかブックカバーをつけたり、それからあと図書の入れかえとか、そういったものやっていたらいいものでありまして、これに1日やった場合は4,000円、半日の場合は2,000円ということで、普通のものよりかなり安い経費でお願いをしている、交通費相当分ぐらいなところで考えているところでございます。これで全部で16万円の予算を計上しております。

また、読み聞かせ報償ということで、これは1回3,000円で5人掛ける全部で60回分、その経費をとらせていただいております、これはちょっと学校の国語の先生なんかともお話をさせていただいております、この60回全部やれるかどうかというのはあるんですけれども、こども園、それから義務教育学校、それぞれの学年で年間、月1回ぐらいやれたらいいねということも含めて予算をとっております。

また、場合によっては、例えばプロのアナウンサーみたいな人に来てもらうというようなこともあるのかなということで、少し余裕をとって予算をとらせていただいております。

それから、読書メッセージコンテストについては、これをやらせていただいて、そのときの表彰する際の副賞、図書カードをお配りしております、最優秀賞の方に5,000円、それから優秀賞の方に3,000円ということで、最優秀賞は1人、それから優秀賞は各学年ということで、1年生から6年生ということでとらせていただいております。また、参加賞については応募された方ということで、今まではノートとか鉛筆などを配らせていただいております。これが4万3,000円でございます。

それから、新成人の方に記念の本をとということで、20歳の20冊という授業をやらせていただいております、これは1冊大体単価の平均で2,200円ということで、2,000円ぐらいの本をとということで60人。それから、この20冊については著名な方が選んでいただいているということもありますので、公民館の蔵書にもさせていただいております、その分が20冊ということで、これが17万6,000円であります。

全部含めまして55万9,000円ということで、今回計上をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

委員（高橋和幸君） それについての説明はわかりましたので、これ以上は申し上げません。

続きまして、同じ資料ナンバーの80ページの一番上の文化財保護費でございます。支障木伐採、村指定文化財とあるんですけれども、きのうの説明ですと比曾8人分ということだったんですけれども、これ地図上でマップを示せるのかどうか。また、村指定文化

財の修繕、これ工事請負、一体どこをどのように修繕するのかお伺いします。

生涯学習課長（藤井一彦君） 支障木については、これもちょっときのうの説明が不十分でございまして、近年、支障木の伐採というのが年度途中で何度か出てきているということがございまして、これはうちのほうで指定をした木自体が枝が折れたとか、その枝がすごく大きくて取り除かないと非常に危険だとか、それからあと周りの木が倒れてきてうちの指定木にかかっているとか、いろいろな事例があるんですけども、そういったものが実際毎年ここ1件、2件出てきておるということで、この7万7,000円をとらせていただいて、8人分の単価ということで、8人分だと大体2回程度のものかなということ、そういった経費としてとらせていただいております。

それから、村指定の文化財についてですけれども、これは比叢の穀櫃というのがありまして、今回村の指定の文化財として登録をさせていただいて保存をしていこうということ、ございまして、これについては、かなり、200年以上前のもの、ございまして、屋根の部分、トタンで今なっているんですけどもさびてしまっているというところで、その屋根の部分は全部ふきかえをしたいということでございまして、それから、ちょうど建っているところが地震の影響もありまして土台から少し傾いているということがございまして、その土台のところを一回持ち上げて、そこを直して、そこにまた戻すといった工事を予定しております、全て入れまして93万5,000円ということで計上をさせていただいてるところでございまして。

以上です。

委員（高橋和幸君） 丁寧なご説明ありがとうございます。

続きまして、資料ナンバーにはないんですけども、現在の村のさまざまある基金の内訳。資料ナンバーの11ページを提出してもらったんですけども、これ現時点において、3月1日なのか2月1日までで来ているのかわからないんですけども、現時点においての基金の残高だということですね。

総務課長（高橋正文君） そのとおりで、現時点での基金の決算見込みの数字でございまして。

委員（高橋和幸君） 今年の現段階ということで、資料の提出は求めなかったんですけども、去年の、この全ての基金ですよ、去年幾らあって、一体どこから歳入があって、どこへ歳出たのか、その資料も出せますか。

総務課長（高橋正文君） 資料というか、それは予算書または決算書を見ていただくとわかるんですけども、主な基金だけでしたら資料を出すことも可能であります。

委員（高橋和幸君） じゃあよろしくお伺いします。

あと現時点においての基金額、全てすごく多額にあるわけではございません、村の財政も。そういう中において、本年度、今いろいろ予定はあるもの、とないものがあると思うんですけども、どのくらい出て行く、どの基金から出て行く予想を立てているのか。また、どこから歳入の見込みを考えているのか、おわかりの点があればお伺いします。

総務課長（高橋正文君） 今、基金の考え方についてでございまして、この表で一番右側が基金総額となっています。その黄色のところ、総額75億円ぐらいになっておりますが、これは全て村の財産ということではございません。まず、一番下の列の左から2番目、帰

還環境整備交付金基金というのが29億2,600万円とありますが、この30億円ほどは国から預かっているお金。だから、75億円からこの30億円を引いてもらうと45億円。あと起債の残高が40億円くらいありますので、そこからまた40億円引くと15億円と。だから実際お金として持っているのは、ざっとであります、村の余裕があるというか使うことのできるお金は15億円ぐらいだと考えていただければいいかと思います。

委員（高橋和幸君） 今、課長の説明にありましたとおりそういう現状でございますので、今回、史上3番目の予算ということで組み上がっていますが、基金自体はこれだけしかないということで、今後、今は復興費八十何億円を除けば40億円くらい、以前と同じ程度ですけれども、交付金等についてプラスアルファがありますのでやりくりができて、余裕もあるという状態でありますけれども、それがこれから減っていくわけでございます。そういう中において、この基金のやりくりをどのように考えているのか、ちょっとこの辺のお考えを、村長、お願いいたします。

村長（菅野典雄君） 飯舘村がこうして、飯舘村に限らず、地方の小さい自治体がある程度の最低限の整備はできているというのは、国のほうがいわゆる日本中を均等にしようという、こういう一連の戦後の流れの中で、地方自治体、特に財政の厳しいところは、過疎債とか辺地債というのを使える形になっているんですね。つまり、1億円借りれば、雑駁な私の数字ですけれども大体70%ぐらいは後から交付税で来ると、こういうことなんです。ですから、ある意味では、全く借金がありませんというのが健全財政でもあるけれども、後でいわゆる交付税が来ないということにもなり得るということもありますので、ある程度は健全財政の中で起債を借りてというところでやってきて、ごらんのように、当然東京や名古屋とは違いますけれども、ある程度の住民の設備は整えながら、最低というかある程度の整備ができないところはまたいろいろ計算して、毎年交付税が来ると。こういうことで、以前は大体二十二、三億円来ていたんですが、それが十七、八億円になり、あるいはどんどんこれからやっぱり下がっていくだろうと。こういうことでありますから、先々までやっぱり行政は考えて、今がいいから後はどうでもいいという話は絶対にこれできません。ということで、かなりそれぞれの部署で、特に財政もしっかりと今までの歴代の首長なり、あるいは財政は健全財政を維持してきたということでもあります。

ただ、やらなくていいのかということとやっぱり今のような話でありますし、特に今よく箱物という話を言われますが、ご存じのように、毎日、新聞のように、復興予算は先細りですと、こう毎日のように言われています。ですから、やるときにやっておかないと大変だということですが、その中でも飯舘村の場合には、ごらんのようにいろいろな基金を大切にしながらやってきています。

ただ、もうほとんど使わない基金もあるし、あるいは新しくつくる基金もあると。こういうことで、場合によっては基金の廃止条例をつくったり、あるいは新しい基金条例をつくらせていただいたり、こういうことで来ているということでもあります。

その都度その都度、財政的には厳しいですから、どこの基金から繰り入れてやるかというのをその都度、予算づくりのときに考えます。例えば子供の予算ですと、いいたてっ

子未来基金というのが真ん中ぐらいにありますが、これが1億7,000万円ぐらいいずれもうちょっと上がるだろうということですから、結構子供たちのいろいろなことができる。それから、陽はまた昇る基金というのは、今あちこちからふるさと納税とか、あるいは国から来ているのを復興の予算へということで、陽はまた昇る基金。飯舘村、もう一回陽は昇らせますよということでつくった基金。それからまた、北風と太陽基金というのは、太陽光のお金がどれだけ入っているのかというのをやっぱり見えるようにしていかなないと、議会の皆さんにしたって村民のみなさんにしたって、どこかではまた環境をある程度、壊すわけではないですけれども、それを影響しながらやっているということですから、そこにやっぱりこういうデメリットもあるけれども、それ以上のメリットがありますよということで北風と太陽基金というのをつくっていると。

こうすることで、一方で基金を少しでもふやしながらか、一方でその基金を大切に使いながら、毎年、ある意味では工夫に工夫をして予算づくりをしているということでありますので、この基金表は我々もいつも予算のときに見て、大丈夫かなと見ていますので、ぜひ去年のとおとしのも出ると思っていますから、見比べていただきながら、決してただただ切り崩しだけをしているわけではないということがわかっていただけるんではないかなと思っています。

委員（高橋和幸君） 想定内よりも想定外の必要以上の丁寧なるご答弁をいただきまして、感謝を申し上げます。

課長方には大分お聞きしましたので、村長も大分お時間をもてあましているんじゃないかと思えますので、村長にちょっとお聞きしたいなと思うんですけども、今回の予算総額123億円という規模ですけれども、過去3番目ということで、これに対して率直にどう思われているのか。行政の予算というのは一般家庭に置きかえますとその人の毎月の給料ですから、その給料が月30万円というよりも40万円のほうが多いことにこしたことはないわけでありますけれども、現実的に考慮しますと、これからは予算の縮小になっていく傾向にあるのはご承知のとおりだと思いますので、今回の予算を総体として考えた場合に村長のご見解はいかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 何度かお話ししていますが、飯舘村のこの5,000人から6,000人ぐらいの規模という中では、飯舘村は大体40億円から45億円ですずっとやってきたところであります。その後、震災に遭いましてどんどんとふえて、最高は200億円超えると。こういうことで、今回は123億円ということではありますが、ずっと上がってきています、予算が。そうすると、例えば我々の家庭でもいつも大体20万円で生活していたのが70万円、80万円が何かあったとしても入ってきていると、頭の中が何となくそういうのになれてしまうということであっては大変なので、何度も職員たちと、今はやらなきゃならないけれども、将来は40億円、場合によっては40億円割るということもあるので、その気持ちだけは常に持って予算編成をしていかなければいけないよという話は何度もさせていただいています。

ただ、一方では、この機会にやるべきことをやっておかないといけないので、集中と選択という言葉がいいかどうかはわかりませんが、そこをやっぱりめり張りをつけ

ながら、将来はやっぱり住民のサービスが少しでもできるように、40億円の規模でやっていた村だということだけは忘れないでやっていただきたい。今大体75名のうち40名が震災後に入ってきていただいた職員であります。そうしますとやっぱり前のこととか、その当時の大変さというのがどうしても薄れざるを得ない。そこを私たちがいかに引き継いで、これから先しっかりと飯舘村を守ってもらうということをやっていかなければならないなど、こんなふうに考えているところであります。

委員（高橋和幸君） 何か村長、私の先に今言いたいこと何かわかっているような答弁をしてもらったんですけども、確かに原発事故前は予算40億円程度という少ない予算の中でやってきたと思いますが、今、村長が言われたように、プラスアルファの莫大な交付金がついております。今言ったように、月30万円の給料よりも70万円の余裕があるから、じゃあどうしよう、こうしようという考え方も、それはやっぱり人間ですからあると思いますし、人間はいい思いをしたときの状況は忘れません。つまり生活レベルを下げるというのは、いいときの思いを忘れるというのは非常に難しいという現実問題があると思います。そういう中において、これから多分100億円切って、70億円、80億円、5年後か7年後に40億円になるかどうかわかりませんが、ちょっとまた同じような質問になるんですけども、そうやっていく中において、これからの数年間、多分約5年くらいが大事だと思うんですけども、この間のやりとり、やりくりをどのようにやっていかなければいけないかという重要性をどう考えているか、ご見解をお願いします。

村長（菅野典雄君） 資料5の4ページを見ていただければと思っています。

大きいのが一般会計歳出予算ということで、総務費が26億円です。それから、農林水産業費が37億円です。土木費が24億円。農林水産というのは、今、ご存じのようにあちこちで田んぼとか何かを直していかなきゃならないということで、今必死に国から金をもらって整備をしているというのがおわかりいただけると思います。まだまだこれが今できませんので、もうちょっとやっぱり続けてもらわないとなかなか大変だということで37億円。それから土木費、ご存じのように約60キロメートル村道を整備してしまいました。まだまだこの機会にもっと村道を整備して、住民からは、村道はよくなるんだけど県道や国道はどうなっているんだと、こう言われるんですが、我々は避難地域ということで、村道の整備にこうやって予算をとれるということであります。総務費は、一般の人件費ほか、いろいろな計画をつくったり設計したりとかそういうのでありますから、この3つを合わせるともう既に87億円です。その残はやっぱり40億円ですから、これが当然ゼロにはなりませんけれども、かなりやっぱり下がっていけば、先ほどお話をいただきましたように、何となくいっぱいお金が入ってくる時の感覚から、だんだん切りかえができるのではないかと、このように思っているところでありますので、もう一度、どの予算に限らずですけども、今何せやっておかなければならないところをしっかりとやりたいという村の思いでありますので、ご理解いただければと思っています。

委員（高橋和幸君） あと、この予算書を拝見していて、全部ですよ。全部の予算書を拝見していてちょっと思ったこと、感じたことがあるんですけども、農業者支援とか、あと農業基盤振興、また子供たちのために、もう少し大きな、それから余裕のある予算をと

って、迅速に農業振興とかそういうものに対応していくべきなのが村民のためになると思うんですけども、その辺のご見解はいかがでしょう。

村長（菅野典雄君） 何ていいますか、基盤的なつくり、これはなかなか個人的な話ではないので行政が責任を持たなければならないと思っています。あともう一つは、もっともっというろいなことをやってもらいたいというのは、住民の側に立てば当然出てくると、こういうことであります。そこのバランスをどういうふうにとっていくかということで、何でも行政がという形になりますと、多分結果的には後で住民のほうのサービスをするお金がなくなるということになると思いますので、先ほどの学校の件もありましたけれども、少しずつ少しずつ、やはり自分も一部は、できる範囲ですこれは、膨大なものを出しなさいなんていうことはできないということはどういう行政としてわかっていますが、このぐらいだったらばどうなのかなという話であります。例えば昇口舗装、あれは前の話で今600件ぐらい終わっていますが、本来は、一番最初は、5、5で自分で頼みなさいということだったんですが、それがなかなか思うようにいかなかった。個人の資産形成に金は出せませんという話で。それをいわゆる村道として舗装するのであればいいですよと言われて、本当は100%でできないことではなかったんですが、やっぱり自分も少し出していただくことが大切ではないかということで、8、2ということで、100万円の舗装をする場合には20万円だけお願いしたいということで、皆さん方は、いや20万円でできるんだったらということで、結構100メートル、150メートルの舗装をずっとやっていただいているということなんですね。ですから、そういう形をいろいろなところで、大変行政としては住民に対してつらいことでありますけれども、やっていくことが、いずれこれから10年、20年先に、みんなでやっぱりそれぞれの立場の中でしっかり地域を守っていきましょう、村を守っていきましょう、自分の生活を守っていきましょうということになるのではないかと、こう思っています、一つ一つ、説明を余り雑駁にしないで、その実情なりを話していただければ、私は、大方の村民は理解していただけると思っていますところでもあります。

委員（高橋和幸君） もう少し予算があれば、農業振興とか農業の担い手不足の解消とか、そういうのもできるのではないかと考えて本来はお聞きしたんですけども、そういうご回答ということで、それはそれと置いておきまして。

これも予算全体を見ながら思ったんですけども、人件費にかかるのはそれは当たり前なことです、わかります。商売事でも一番かかるのは人件費ですから、それらを抜きまして、委託料というのはどの課でもいろいろな項目があるんですけども、これも多分問えば、多分業務的、技術面、人的に無理な面もあるということもお答えになるかもわからないですけども、こういう委託料とか、あと負担金とか、そういうものに関して村長のほうでもいろいろな人件費の削減は訴えていると思うんですけども、非常に多いなあと、この辺を削減できればもっと大きな予算というか、余るし、今の委託料だけでも莫大な金額になっていますので、その辺に関してどのようにお考えかをちょっとお聞きいたします。

副村長（門馬伸市君） 予算規模が123億円ということで、物件費の中の委託料がかなり多く

なっています。というのは、一部は大きな事業をこなすためにいろいろ業者に委託する業務が一方では多くなっているということが一つには要因があります。それがかなり膨らんで委託料。人件費、自前でできればいいんですけども、自前でできない分を全て業者に委託してやらざるを得ないというので、予算が大きくなればなるほど、この業務委託料というのがふえてきます。そういった意味では大きくなっています。

それから一方では、負担金、補助金、これはできるだけ少なくしていくことが硬直した財政にならないということです。業務委託とは別に、負担金、補助金、何ていうのかな、毎年、広域市町村圏の負担金とか決まったものは別にしても、できるだけ補助金と負担金は少なくしていかないと財政が硬直化するということになりますから、今ご指摘のあった件についてはやむを得ない面も一面ではありますが、各種団体に対する補助金なんかも結構今までも整理はしてきているんですが、そういうのがどんどんプラスになっていくと財政が硬直化すると、こういうことになりますので、今ご指摘のように、この負担金、補助金については、できるだけ圧縮していくのが健全財政の要因にもなります。

あと一方では、公債費、借金の償還金。これもできるだけ少なくするという。これは一方では、償還金が多いけれども、後で交付税に算入されて入ってくる起債の償還というのが、村の場合はそれがほとんどなんですね。参考までに申し上げますと、去年の9月に決算委員会のときにもお話しをちょっとしたかと思いますが、去年の決算で約38億円ぐらいの借金があるんです。そこから過疎債と辺地債と、それから大きいのが臨時財政対策債というお金、毎年100%を交付税で算入される額が18億円ぐらいあるんです。あと災害も入っていますが、それらを除きますと、交付税で算入されるものを除く借金の総額は大体4億円しかないんです、村の借金。実質村の一般財源で返していかなくちやならないという金は、今のところ4億円なんです。ですから、皆さんが今40億円近くの借金抱えて大変じゃないのと一方では見るかもしれませんが、現実的には、今私申し上げましたように4億円、4.5億円ぐらいの借金しかないということです。今後も借金をする場合には、できるだけこういう国から後で交付税に算入される借金をしていかないとということで、村ではずっともう全然算入されない起債は今は借りていません。そういうことですので、財政硬直化の心配をされている村民の方も多いんですが、私はずっと見てきて、飯舘村は本当に健全財政だなと思います。何でそう言えるかという、今の借金の額が一つあります。

もう一つは、経常収支比率という比率があるんですね。毎年入ってくる経常的な財源と毎年かかる経費、人件費、物件費、扶助費、福祉関係の金ですね、これはもう切っても切れない金なんですが、あとは今の借金の返済、公債費、それらに充てる金が、今、村では去年の決算で大体85%ぐらいですから。今100%超えているところいっぱいあるんです、もう、硬直化して、全国で。この前も新聞に宮城県で財政破綻という記事が載りましたけれども。もう予備軍がいっぱいあります。

村の場合は、皆さんからの維持管理経費のこともいろいろご指摘ありますが、それらも勘案しながら財政の運営をしていますので、今のところ私は、村民が心配するようなことはここ当分はないなというふうには思っています。

委員（高橋和幸君） 今、副村長が述べたことも理解しておりますし、先ほど村長が述べた、「箱物だ」とこう言われると言いましたけれども、それに関しましても私は以前から別に否定的なわけでもありませんし、私が議会で承認をしたわけではありませんけれども、今現状の飯舘村のこの姿がなければ実際どうなっていたかといえ、非常に枯渇した状態になっていたわけですから、そこは否定しているわけではありませんので。ただ、村民に自分たちのことは自分たちでというのをここ最近強く述べられておりますし、そういう負担を強いるのであれば、役場の力、数にも限界はあると申されるかもしれませんが、その中でもやっぱり自分たちで取り組めるものは取り組んでいって、経費の削減を図っていくということは非常に大切ですので、その辺のことだけは十二分に心がけて行政運営をしていってほしいと思います。

それから、とりあえず最後になりますけれども、今回の予算、否決か可決かはわかりませんが、その予算の是非の判断は我々議会議員はできますけれども、権の執行者自体は村長であります。今の予算の使い方こそがこれからの村民、あとこれから議員になっていく人、村長になっていく人、役場職員、勤める人、そういう人たちの問題に直結してくる予算の使用の仕方になっていくと思いますので、その重要な立ち位置にいる村長として、忌憚のない率直なご感想とご見解をお伺いします。

村長（菅野典雄君） 大変身の引き締まるご質問をいただきました。まさに少なくとも我々の執行が飯舘村民の今のところ5,500人ということでありますが、しかも避難によって今までとは全く違った中でこれからやっていかなければならないという話、その責任が行政に、あるいは首長に、場合によってはこれは議会にもあるわけでありますから、常に襟を正しながら、お互いに激論を交わすのは大いに結構ですけれども、やっぱりどこかでは決めていかなければならないという話。ある方が、昔の総理なんですが、総理になったときこう言ったそうです。49対51という、反対と賛成の話ですね、そこを決めていかなければならない。場合によっては51かもしれないし49かもしれないけれども、全く均衡してもそこを決めていかなければならない。これが多分首長であり、あるいは行政の責任だろうと思います。非常に辛い話ですけれども、そこをやっぱりお互いに説明をしながら、話し合いをしながらということはあると思いますが、どこかではやっぱり背中に荷をしょっていかなければならないと、こういうことではないかなという気はします。そういう意味で、非常に、ある意味では大変なときにぶつかっていますが、場合によっては、よく言われることですが、いずれ飯舘村の20年、30年後にやってくるところが今来たわけですから、これをやはり我々がこんな形で乗り切ったというのを見せていくことが、ほかの自治体に対するいわゆる先導役にもなるのではないかなと思っています。

以上であります。

委員（高橋和幸君） 今、村長の申されたとおり、私たちも村民の声を届けるだけではなくて、または行政にこうだあだと文句を言うばかりじゃなくて、やはり行政の責任は議会の責任、議会の責任は行政の責任であるということもあると思います。それは十二分に私も理解しておりますし、行政とともに、また我々議員も肝に銘じておかなければいけないことだと思っておりますが、村長に対しては、ぜひとも今後後世に残される人たちのために

も、現状にあぐらをかくことなく、公正で公明な純粋なる予算の執行を強くお願いしたいと思います。

私の質問はとりあえず以上で終わります。

委員長（相良 弘君） そのほかありますか。佐藤一郎君。

委員（佐藤一郎君） 私からは、まずは資料ナンバー5番の、先ほど高橋委員から質問はございましたが、令和2年度一般会計予算、この特徴について伺いたいと思います。

総務課長（高橋正文君） 特徴ですね。特徴というとなかなか大変なんです。去年から比べますと、この性質別というところですか、5ページ見ていただくと、これは性質別の歳出の集計表でございます。先ほど和幸委員からもありましたが、上から人件費、物件費、維持補修費、扶助費、あと普通建設事業費等ございますが、今回これを見ていただくと、特徴があるのが6番の普通建設事業費。見ていただくと、前年が47億2,000万円で33%、今年は16億2,000万円で13%ということで20%ほど落ちているという、構成比です。かなり普通建設事業費の占める割合が少なくなっている。これは何かと申しますと、ハード事業が大分令和元年度までに大きなものが終わったということが第一に挙げられると思います。

あともう一つ見ると、一番上の人件費を見ていただくと、ずっと7億円、7億円、9億円、9億円で来たのが、今年度10億円を超えた。人件費にしては初めて10億円を超えたということであります。これは一番考えられるのが4月から新たな制度になります会計年度任用職員というので、今までの臨時職員、嘱託職員が正職員に準ずる身分となるということで、この辺も人件費が伸びているということで特徴として挙げられるかなというところがございます。

2点でございますが、そういう特徴があるということでございます。

委員（佐藤一郎君） わかりました。

続きまして、同じ資料ナンバーの9ページの冒頭に令和2年度予算額123億6,200万円、うち復旧・復興81億9,061万円ということで、これ括弧して66.3%、昨年よりもパーセンテージが少なくなったということで、まず自分で、村、手出しが多くなったのではないかと思います。先ほど最終的には4億円の借金だから大丈夫だということでありましたが、もう一度お伺いしたいと思います。

総務課長（高橋正文君） 副村長から実質的に一般財源を食う借金は4億円というお話ございました。ただ、私先ほど申し上げたとおり、借金の額は現在高で40億円ぐらいあるものですから、後々、後年度に交付税で措置されとしても、そういう40億円あるということ。これを財政的には肝に銘じて財政の運営に当たっていかなければならない。そういう楽観的には財政のほうでは見ておりません。先ほど申し上げた15億円程度が自由になる基金残高でありますので、これからも健全な運営に努めていくということが基本になると思います。

委員（佐藤一郎君） 総務課長から健全財政に努めていくという答弁でありましたので。

続きまして、資料ナンバー6の質問に入ります。9ページ、9款1項6目ですが、まず震災記録交流施設、そして12節の中には復興交流、記録交流施設電気保守点検、数々ご

ざいますが、これは交流施設ができ上がった後の点検業務なのか、またこれは何のために行うのかを伺います。

総務課長（高橋正文君） この委託料の電気工作物、消防設備保守、暖房保守ということでございます。これは資料を出しておりますので、資料の3ページ、カラー写真でございます。これが飯樋小学校の平面図になっております。この右側の本体が今ほど委員からありました復興震災記録交流施設、これ現在事業名で仮称でございまして、こういった名前になるかはあれですけれども、ここが飯樋小学校をほぼ原状復帰する工事でございます。ただ、防災拠点ということでございまして、その備蓄品等も入れる機能も備えていくということでございます。あとはその西側には駐車場を整備すると。あとその駐車場の北側には屋外テント。災害時にここに野営するようなテントが張れるような広場を設置するというので、合わせましてここで約3町、3ヘクタールほどを建物、あと外構を整備するというのでございます。あとこの委託料の保守にいたしましては、これは解体して建てかえるわけではございませんので、この施設は来年度もいろいろ保守点検等は必要になるということでの予算をとっております。あと設計等につきましては、改修をする場合の設計等。需用費につきましても、この旧飯樋小学校の運営に係る需用費ということでございます。

村長（菅野典雄君） 追加させていただきます。今度学校が飯館中学校の敷地内にこども園、小学校、中学校も一緒になるということで、3つの小学校が余ります。それをどうするかということで、飯樋小学校をぜひ学習施設に直したいので、やっぱり七、八年で傷んでいますからということで国と交渉したんですが、学校を学校と直すのなら金が出るんですが、それ以外のというのには出せませんと。いや少なくとも学校をまるっきり何か商売に使うわけではなくて、これからの生涯学習やその他のところに使うんだと言っても頑として聞き入れてもらえませんでした。ということで、今お金が出てくるところはどこなんだということで、災害は忘れたころにやっとなくて忘れないうちにやってくる、国はかなり強い日本をつくっていかなければならないというところで、どこの自治体にも防災的な施設が必要だという認識を持っていたところに、こちらがぜひ、じゃあ防災のところで予算をいただけませんかと言って、これから設計をするというのがこの話ですけれども、いずれ今年度中に約4億円、5億円ぐらいの事業費を国からもらう形の臨時議会なり、あるいは定例議会に上げさせていただくことになります。そういうことで、できるだけ村もお金を出さないで整備をして、これからの村の新しい村づくりといたしますか、再生の拠点にしていきたいと、こういうことで、この飯館村復興震災記憶施設整備計画、いろいろな名前を使わないとあちらからお金が来ないということでこういう名前を使っているということでありますので、ぜひご理解をいただきたいし、中身的にはいろいろ整備をしたり、あるいは今までの飯樋幼稚園の庭をヘリコプターなりなんなりがいざとなればおりられるところと、こういう形で整備をさせていただくことになるんですが。いずれにしてもいい施設でありますので、これから村でいろいろなところの人たちに来てもらったり、あるいは場合によってはちょっとした泊まる形もできるのかどうか。そういうところで整備をしようと、こういうことでのこの計画をつくるに

当たっての予算ということですので、ご理解いただければと思います。

委員（佐藤一郎君） 今の答弁の中で、この交流施設の改修に当たっての土木設計費ということで、またそのできた際の保守点検ということで理解をしたいと思います。

また、私どもの地区でも台風の災害に見舞われましたので、まずこういう施設は大切であると感じておりますので、ぜひ最良の施設になるようご期待申し上げます。

次に入らせていただきます。11ページです。先ほど高橋和幸委員からも質問ありましたが、2款1項5目の14節、草野小学校の改修工事。先ほどいろいろと設計書とかそういう説明はありましたが、目的、これからの効果について伺っておきたいと思います。

総務課長（高橋正文君） 旧草野小学校の修繕工事660万円でございますが、これは設計は入っておりません。直工の工事費が660万円ということでございます。

内容については、飯樋小学校と同様で、9年間放置もされていたということでいろいろ傷んでおります。具体的には、水回り関係の設備、あとは電気関係の設備であったり、あとは電話、LANの配線であったり、その辺を660万円で整備するというところでございます。

先ほど村長から申し上げましたが、この学校をこのまま整備するというのには補助金ございませんので、これは最小限のところを村単独で補修するという工事でございます。

委員（佐藤一郎君） 改修して、その目的といいますか、そのまま置くのか、またその効果、目的に対しての、あればその効果についても伺っておきたいと思います。

総務課長（高橋正文君） ここはご存じのとおり、今校舎、あとは見守り隊は今年度で終わりますが事務所に入っていただいているということでございます。あとの事業で出てまいります。これも新年度、地域づくり協力隊が今2人ほどおりますが、その方々の事業として、これから詰める段階ではございますが、草野小学校の空き教室なんかも利用して使っていただくということで考えております。そのためにも旧草野小学校を最低限度水回り等を直しておくというのが工事の目的でございます。効果についてはこれからになると思います。

委員（佐藤一郎君） わかりました。あとまたつけ加え、振興公社、事務所に今小学校は使われているんですか。また、この校舎も振興公社の事務所として引き続き改修して使うのかも伺います。

総務課長（高橋正文君） 振興公社の事務所としても、引き続き草野小学校を使っていただく予定をしております。

委員（佐藤一郎君） 続きまして、13ページの同じ資料、2款1項2目12節になりますけれども、広報についての業務だと思いますけれども、この広報については変化とか工夫はこれから考えていくのかどうかについて伺います。

総務課長（高橋正文君） 広報の編集ということですが、ここにありまして、現在人員が1名駐在いただいて広報を作成、あと広報の担当と協力して広報をつくっているということですが、工夫ということですが、一応委員も見てくださいとわかると思いますが、飯舘村の広報、かなり毎回工夫を凝らしているのではないかなど思っているところであります。広報コンクールというコンクールがございまして、毎年

飯舘村の広報を出品しておりますが、今年度については佳作をいただいたと。数年前については総理大臣賞もいただいたということでございますので、毎年、毎月、広報誌については工夫をして作成をしているのではないかなと考えているところでございます。

委員（佐藤一郎君） このことについては、今後も広報づくりに期待をしていきたいと思いません。

続きまして、14ページの2款1項6目12節、花火大会での予算、地元での予算をつけていただき、まことにありがとうございます。役員含め地区住民も精いっぱい張り切って今年もこれに取り組もうかと思えます。そういう中で、反省会の中で、以前ですと県のダム事務所が関係しまして、ダム事務所も入れて、県も入れて、実行委員になってずっとやってきました。そういう中で、また県も実行委員として交えてほしいなと思えますが、これについて伺いたいと思えます。

総務課長（高橋正文君） 令和2年度で復活して3回目の花火大会ということでございます。

これはちょっと財源のほう申し上げますと、県のサポート事業というものでやっていたということでございます。実行委員形式で大倉の方々を主に委員会にお願いをするということでございましたので、この段階では県の方々には実行委員会には加わっていただいていたという経緯がございます。

ただ、今年の財源については、ちょっといまだ未定でございますので、県の方々、ダム事務所の方々が一緒に花火大会ができるかどうか、夏までには検討して、県の方に入っただけるときには入っていただくのが一番いいですので、そのような形でも検討したいと思えます。

委員（佐藤一郎君） 夏までですが、検討していただきまして、以前のような盛り上がり地区住民ともども期待しておりますので、よろしくをお願いします。

続きまして、同じページ数の同じ節、12節、復興拠点総合整備業務ということで、助言する、アイデア提供、技術指導、これはアドバイザーの佐川先生のことを指しているのかどうか、ちょっと伺います。

総務課長（高橋正文君） 村のアドバイザーにこの調整業務という業務を委託している事業費でございます。

委員（佐藤一郎君） 佐川先生のことを指すんだという答弁でもありますので、昨年は一応2,000万円だったと思えますが、令和2年度は1,500万円という記載で、予算であります。これ徐々にですが、ハード事業もいろいろな面で終期に来ているので、こういうアイデアも村づくりにわかりますが、もう少し削減をして、佐川先生であります、もっと削減するべきではないかと思えますが、その旨を伺いたいと思えます。

村長（菅野典雄君） 確かにこういう調整業務というのは大変だということをお願いしているんですが、今までは学校の建物とかいろいろな建物がありましたから、そういう意味で非常に来ていただいたり、あるいはいろいろな情報を入れていただいたりということが必要だったということで予算をとっていたわけですが、ちょっと建物も少なくなって、まだないことではないし、であります、そういう意味でもう、今、以前はやはり1回何ぼという形でやったときもあるんですが、もう物すごい数がやっぱり来ていただいた

り、あるいはこちらで行って、議会の皆様方があちこちに案内していただいたりとか、もう多岐にわたっているということで、そうであればということで、今回、下げさせていただいて上程させていただいたということでもあります。ちょっとなかなか見えないところがあるのかなということで、このアドバイザーの動きの見える化をちょっとしないと、議会の皆さん方にもやっぱりご理解いただけないなと思ってしまして、例えば今中学校でラオスの件があるとか、あるいは今、中学校で、昔は、その当時、今の教育長でありますけれども、日本人の忘れものとかという事業を中学生がやったりとか、あるいは今いろいろな人脈を教えていただいて、そこを糧に花まる学習会であったりとか、あとは笑育であったりとか、もういろいろなことが全てやっぱり情報の中でこちらがセッティングしていただいて、いろいろ今の事業に至っているということで、その辺をやっぱり見える形にしていけないと、何でこんなという話になると思いますので、ちょっとその辺は整理をさせていただいて、何かの機会にお話をさせていただければと思っています。やっぱりこれから情報が大きなポイントになると思っていますので、この方の情報で今の飯舘村があると言ってはちょっと過言かもしれませんが、そんな状況でありますので、ぜひ予算のほうご理解いただければと思っています。

委員（佐藤一郎君） ただいま村長からも答弁をいただきましたが、そういう中で佐川さんについては、村づくりにとって大変重要な存在なんだということですが、来年度に向けては、令和3年度に向けても、やっぱり予算の中で徐々に削減しなくてはいけない項目になってくるのかな。重要性はわかりますが、村長もいろいろと情報も持っていますので、またその他の方も情報もありますので、そろそろそういう切りかえの時期に来ているのではないかなと私的には思います。今後、令和3年度の予算について、まずそのことについては徐々に削減していくという方向であればよいのではないかなと私的には思います。

続きまして、2款1項6目の移住定住交流事業ということで、16ページになりますが、10節の電気代、ガス代、消耗品等ということで、これが村から出費するという事になった予算となっております。学校においても、こども園においても、おやつ代、給食代削減、そして先ほど高橋委員から2着目の制服、そういう説明の中で負担していただくということならば、この電気代も、大した額ではないと思いますので、そういう負担も少しはしてもらってはどうか伺いたいと思います。

総務課長（高橋正文君） 16ページの短期滞在型体験住宅の需用費であります。これは一般住宅を村で購入しまして、移住の候補者の方にある一定期間お試しの体験をしてもらうということでございます。負担を求めたらどうかということでございますが、まずは村としては、飯舘村をどんな村かというのを試していただくためにこの一戸建ての住宅を準備したということでございますので、当初飯舘村にお越しいただいたときは、無料である一定期間を飯舘村を知っていただく機会としていただくように、今のところは、これについては無料で体験をいただくという考えをしております。

委員（佐藤一郎君） 令和2年度の予算においては、この電気代はまず村で負担する。移住定住、大事な政策でもありますからいたし方ないのかなとは思いますが、やっぱり和幸委

員からもありましたように、そういうことをする、村が負担するのであれば、やっぱりこども園も、本来であれば、こういうわずかな費用であります、これもやっぱり負担をしないで村でやるべきだと私は思います。わずかな費用でありますけれども、これでは予算の総合性がないのではないかと私は思います。

総務課長（高橋正文君） ちょっと私説明が足りませんでした、この短期滞在型住宅というのは希望の方に来て体験していただくんですが、稼働率が12カ月のうち約1カ月程度です。11カ月ぐらいは希望者が来ないでいるということでもありますので、この維持費については当然村で払うべきだと考えております。ですから、学校の一部負担金とはこれはちょっと性質が違うもので、この住宅の維持費については村で支払うものかなと考えているところでございます。

委員（佐藤一郎君） 令和2年度の予算づくりの中でそういうふうを示されたということであればいたし方ないとは思いますが、残念ではあります。

続きまして、20ページの2款1項12目14節、大倉地区のヒアリング等において毎年要望してまいりました念願のKDDIではあります、アンテナを建設ということが予算づけられました。また、そして八木沢地区もカバーできるということは2基ということではありますが、かなり解消できると、予算委員会の初日の中で資料請求いたしまして、このようなエリアが拡大されるんだとお示しの地図をいただきました。5ページと6ページの追加資料ありますが、この中で、まず木戸木地区の方は本当に戻ってきて携帯が通じないということで、大変私のところに願い言ってよく来ていました。そういう中で当地区としてもヒアリングの際に要望活動を続けてまいりました。そして、ここを通る方々が結構交通量も快適で道は多いです、また県道12号線を通る方も多いので、大変このアンテナが有効になると思いますが、この解消するアンテナの建設はいつまでできるのか伺いたいと思います。

総務課長（高橋正文君） KDDIの基地局の工期であります、令和3年の3月いっぱいを見込んでおります。

委員（佐藤一郎君） 令和3年ですので、あと1年後には不通話が解消されるということで、念願の施設となります。そして八木沢地区においてもやっぱり同様のことだと思います。さらには、ほかの地域での不通話対策もお願いをしまして、この件は終わります。

続きまして、24ページの4款1項3目の10、12節ということで、メモリアルホールいいたての令和元年の実績について伺いたいと思います。

住民課長（石井秀徳君） 令和元年度につきましてはまだあと1カ月残しているという状況でございますが、今年度の2月末までの実績であります、葬儀が14件、法要関係が28件ということで、42件の実績がございます。

以上です。

委員（佐藤一郎君） このメモリアルホールいいたてについては、JAへ指定管理を委託している、またこの定例会にも議案として載っていますが、ますますこういう場所を使っただけ、私もここで父親の法要を2年前ですが営みましたが、まず立派な料理も出ますし、ごく普通なんだなと。飯館だから、ちょっと、よそから料理運んでくるから等は

いろいろと心配しましたが、使ってみると安心できる施設であり、また村にとって大切な葬祭場なんだなと感じているところです。これについては施設の広報なんかもしまして、ますます使っていただけるようお願いをしたいと思います。

続きまして、隣の25ページ、4款2項2目12節になりますが、可燃ごみの焼却処分ということで、私も何度か一般質問でこの焼却施設について、蕨平の焼却施設は来年度でなくなるのであるならば、やっぱり早く隣の南相馬市にお願いして、早く決めていただきたいと何回も一般質問の中で伺いましたが、この予算の説明の中で、令和3年1月から処分可能となったと住民課長から説明がありましたが、それについての予算なんかもこの中に載っているのかどうか伺います。

住民課長（石井秀徳君） 説明のとき、そのように説明をさせていただきました。経過につきましては、昨年4月に私が住民課長へ就任した際にご挨拶とともに依頼してきた部分でございまして、その間さまざまな事務レベルでの打ち合わせを詰めさせていただきました。先月だったでしょうか、正式にということで、文書で受け入れをしていただけるということで、ただ今後につきましては、再度事務レベルで詰めながらということでございます。

予算につきましては、環境省のほうで、今、蕨平減容化施設で焼却していただいている金額より震災前の金額ですと若干高目のようではありますが、その辺も見込んで計上させていただいている状況であります。

委員（佐藤一郎君） このごみ処理については、大変安心したところであります。来年までということで蕨平の焼却施設、そして解体することでもありますので、今後も南相馬市に対してこの処理をお願いできるのであれば本当に安心するものであります。

また、予算についても、詳細な予算が出れば臨時議会等で出てくると思いますので、この辺もよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、44ページに移らせていただきます。4款3項1目の簡易水道事業費であります。私どもの大倉地区も簡易水道、そして井戸を掘っていただきましたが、これからは水不足の解消はできそうなのかどうか伺いたしたいと思います。

建設課長（高橋祐一君） 今年度、一応簡易的に井戸を掘削しまして、試験的に水が出ているというところで、まだ正式な試験がまだ終わっていませんので、どのくらいの水を実際確保できるのかというところを最終調整をしてやっていきたいと思いますが、ただ水不足はそれだけで、多分、本来の水の使う量を考えれば井戸だけでは実際は無理なのかなというところもありますので、その辺はもう一度精査をして報告したいと思っています。

委員（佐藤一郎君） まだわからないということではありますが、まずこの井戸を掘ったのですから、それをまず期待して、今後の精査した内容をお聞かせいただければと思います。

続きまして、47ページ、2款1項5目14節になりますが、センター地区のパークゴルフ場、そこの排水路を整備するというところであります。以前所管調査で、学校に砂が舞って苦情といいますか大変なんだということがありましたが、その工事もこの中に含まれるのかどうか伺っておきたいと思ひます。

建設課長（高橋祐一君） センター地区の土とり場の開発許可の排水路ということですが、砂

が舞ってというのは、現在のパークゴルフ場等緑化していなくて、その辺の表面のものが学校に流れていったのかなという部分で考えております。今回、パークゴルフ場のほうでも緑化をすれば当然砂は舞い上がらないということになりますが、ただのり面等、若干緑化できないところについての排水への処理ということで、防じん的な今回の工事ではありませんので、学校への防じん効果という部分については、パークゴルフ場等の緑化によって防げるのかなと思っております。

委員（佐藤一郎君） パークゴルフ場は芝を張れば砂はどうなんでしょう、課長の見解でよろしいですけども、砂は舞い上がりませんか。ここは伺いたいと思います。

建設課長（高橋祐一君） 状況としましては、今の状況からすればかなり少ないということで、それが全然ということにはならないかなと思っております。

委員（佐藤一郎君） 完成した後、その対策も少しは考えてほしいなと思います。舞ったのであれば、やっぱり少し何らかの方策をとって事業化していただきたいなと思うところがあります。

（「職員の皆様、庁舎内の皆様にお知らせいたします。本日、3月11日は東日本大震災発生から9年になります。東日本大震災で犠牲になられた方々に追悼の意を表しますとともに、心からご冥福をお祈りするため、1分間の黙禱を捧げます」のアナウンスあり）

委員長（相良 弘君） ここで質疑を一時中断します。ご起立願います。

（黙禱）

◎休憩の宣告

委員長（相良 弘君） 引き続き、暫時休憩します。再開は15時5分とします。

（午後2時48分）

◎再開の宣告

委員長（相良 弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時05分）

委員（佐藤一郎君） 今ほど、東日本大震災で亡くなられた方に対して黙禱を行いました。私も亡くなられた方にご冥福をささげ、黙禱をいたしました。

それでは、私の質問をまた続けたいと思います。

まず、51ページ、6款1項5目12節委託料と、また、その下の10節となっております農業基盤整備事業、飯舘西部その2。そして、下の営農再開支援、水利施設等保全事業ということで2つ載っておりますが、これ、大久保・外内の区長さん、基盤整備事業で暗渠が浅いとか何とか、いろいろと苦情があったと聞いております。そういう中で、測量設計、そして事業に入る前に説明をしていただいて、事前の打ち合わせをしっかりと行っていたかと思いますが、これについて伺いたいと思います。

建設課長（高橋祐一君） 事業の進め方ではありますが、まず、現在大倉と比曾につきましては、29回の補助の申請を出しまして、4月から採択されるという見込みでございます。その中で、ある程度地元の調整をして整備する場所を決定して、あとエリアを決定しまして、ここにありますが測量設計をまず発注する形になります。測量設計を発注した段階で今度地元の調整をして、どういう形になるかという調整をしていく形になります。ほかの行

政区のところでいろいろ問題あったのは、やはり設計の段階と現場がマッチしないという部分もありましたので、その辺については、これからは、設計は設計で協議をするわけでありませうけれども、現場施工になったときにも新たに協議を進めていきたいなと思っております。

委員（佐藤一郎君） 前のようなことがないように、今建設課長が答弁述べられたように慎重に、そして、事前打ち合わせをしてしっかりとした基盤整備事業なり、その測量設計もしっかりとさせていただきたいと思えます。

ちょっと前に戻りますが、50ページになります。8款2項4目11節ですが、橋梁維持管理事業ということで請負工事、一番下の11節になりますが、これは橋梁を診断した際に老朽化が激しいということで、危ない橋だということで、これ、当地区の小滝というところの小滝橋になりますが、これについては、小滝にも仮々置き場がありますので、その橋を通らないとこのトンパックを運べないとか、いろんなことがございます。そして、災害によって、小滝には大倉のはやま湖のほうからは行けません。そういうこともあってのことだと思えますが、この工事については補修なのか、それとも新しくかけかえるのか。それについてちょっと伺いたいと思えます。

建設課長（高橋祐一君） この橋梁の点検工事関係につきましては、社会資本整備総合交付金という形で、あくまでも修繕という形になっております。ですから、新たな橋のかけかえはこの事業でできませんので、今回は小滝橋の下部工の修繕という形での計画となっております。

委員（佐藤一郎君） 修繕ということですので、多少幅なんかも少しは広がるのか。また、その修繕したのは、もうかけかえなくていいのかどうか伺いたいと思えます。

建設課長（高橋祐一君） この事業に関しましては、拡幅等の工事はできません。あくまでも現況の橋を修繕すると。原形的な使い方を原形復旧させるというものになっております。基本的にこの橋の老朽化の分については、毎年、5年に1回は点検をしなくちゃいけないという決まりの中で今進められております。ですから、今回修繕をした中で、また新たに5年後にどうするかという判断が出てくるのかなと思っております。

委員（佐藤一郎君） 修繕して、幅はそのままということですが、狭い橋でもあります。そういった中で、トンパックを今後仮置き場に運ばなくてはならない作業がありますので、しっかりと補修を期待するものであります。

以上で私の質問を終わります。

委員長（相良 弘君） そのほかありませんか。

委員（佐藤健太君） 私からも何点か質問をさせていただきます。

私からは、ナンバー6の資料で進めさせていただきたいと思えます。まず、ナンバー6の8ページにございます飯樋町のホース乾燥塔はしご設置工事ですけれども、これ、はしごをつける目的は何でしょうか。

総務課長（高橋正文君） 飯樋町のホース乾燥塔、いわゆる火の見やぐらですね。これも資料をお出ししていますが、資料の2ページをちょっと見ていただきたいと思います。資料の2ページにイメージの写真をつけておりますが、現在、これに似たような火の見やぐ

らを飯樋町に建ててございます。それでここに、ちょっと見ますとメンテナンス用のはしご、ついているかと思えます。これが現在飯樋町にはついていない。ただ、ホース乾燥塔の機能としては、下からジャッキアップといいますか、引っ張り上げてここまで上がって乾燥はできるんですが、この上のメンテナンス用にこういうはしごが今のところついていないということで、この火の見やぐらの今後の管理等にはしごが必要だということで、今回、新年度予算に上げさせていただいたということでございます。

委員（佐藤健太君） メンテナンス用のはしごということで、この写真を見る限り非常に簡易的なはしごなんですけれども、落下防止等も含めて、こういうはしごじゃなくて、何か囲ってあるようなはしごにするということですかね。

総務課長（高橋正文君） これはイメージとして写真をつけさせていただきましたが、そういった管理のとき、団員等の安全確保については十分配慮してはしごの設置工事を進めていきたいと思っています。

委員（佐藤健太君） 十分、落下事故等のないように気をつけていただければと思います。

続いて、10ページです。公共施設等総合管理計画、あと個別の計画の策定ということで600万円。先ほども質問に上がっていましたが、この計画の中には利用計画も含まれるのでしょうか。

総務課長（高橋正文君） この計画には今後の利用については盛り込まないということで、その施設の内容について詳細の計画を立てるという、利用については入っていないということでございます。

委員（佐藤健太君） 利用計画は、別に今後はつくる計画はあるのでしょうか。

総務課長（高橋正文君） その公共施設の利用については、せんだってお話ししましたが、庁内の公共施設利活用検討委員会というものにかけて、今後の利用については計画をつくっていききたいと思っております。

委員（佐藤健太君） 続いてですけれども、同じ10ページの顧問弁護士謝礼ということで資料をいただきまして、積算根拠ということで、この120万円プラス消費税で132万円だということで了解をいたしました。これ、月に3回、12カ月ということで36回、相談はしているわけですが、この相談件数というのはありますでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 相談回数については、全庁的な相談も各課の相談もありますので、全て復命書等を集めれば詳しい回数が出るかと思うんですが、ざっと月3回程度は相談しているということで書いております。その内容については、いろいろ個人情報等のこともございますので、今回は回数だけ資料でお出ししたということでございます。

委員（佐藤健太君） 顧問弁護士は非常に重要な仕事かなと思いますので、ぜひしっかりとこの予算も確保しながらやっていただければと思います。

14ページです。先ほども上がっていました復興拠点等整備総合調整業務ということで、先ほど村長からも実績を見えるようにということでお話がありましたけれども、やはり大きな金額ですので、この実績がなかなか見えないというところで非常に不安に思っていると思うんですが、前回2,000万円ということで、今回1,500万円という金額ですけれども、この積算の根拠は何なのかというところがあればお願いします。

総務課長（高橋正文君） 令和元年度は2,000万円、当初ベースであったということで、今回は1,500万円ということでございますが、ご存じのとおり、復興拠点及び特定復興再生拠点整備ということで、主に深谷地区、あとは長泥復興拠点ということで、アドバイス等、あとは技術的な指導なんかも調整をいただいているということでもあります。ご存じのとおり、深谷の事業は多目的交流広場が残っております。あと、長泥についてはこれから整備をまた進めるということでもありますので、この事務量といいますか、事業量については、ほぼ4分の3ぐらいになっているのではないかとということで、今回2,000万円から4分の1引いた1,500万円で、当初ベースで上げさせていただいたということです。

委員（佐藤健太君） この費用という部分ですけれども、月に換算すれば月100万円以上ということで非常に大きな金額なわけですから、この辺も先ほど村長もおっしゃられたように、見える化というか、村民に十分理解ができるように実績等々を含めてお示しいただければなと思いますし、また、佐川さん自体も恐らくいろんな実績をお持ちでいらっしゃるでしょうし、飯舘村にかかわってこういうさまざま実績を上げてきたということもまた含めて見えるようになれば、佐川さん自体もいいのかないかなとも思いますし、ぜひここは見えるようにしていただいて、この1,500万円という金額が適正なんだということも含めて出していただければなと思います。

総務課長（高橋正文君） 健太委員おっしゃるとおり、そういう、こう見える化できない効果というのもたくさんあるんですが、できるだけ皆さんにわかりやすい、そのような効果があった、実績があったというのをわかりやすいように見える化を図ってまいりたいと。

委員（佐藤健太君） ぜひそのようにしていただければと思います。

次、15ページです。ラオスの集会所建設負担金ということで、資料もいただいていた。補助金が120万円ということで、このいただいた資料では総事業費は200万円から250万円ということで、民間企業数社からの協力を得て建設をするということですが、これをつくる目的は何でしょうか。

総務課長（高橋正文君） この集会所をつくる目的でございますが、ご存じのとおり、飯舘村ではドンニャイ村に学校をつくるということで、学校については、必要最小限ではありますが、学校はできたということでございます。ただ、まださまざまこのドンニャイ村では施設等が不足しております。一番は、人々が集まる施設も何もないということでございましたので、集会所ということで今回支援できないかということでございます。

これ120万円は何でだということでございますが、これは、ラオスとの友好の切手シートをこの前作成いたしました。これを1,300円で販売することにいたしました。一応1,000部つくったんですが、900部ほど販売する予定にしております。900部の1,300円ですと、117万円くらいになると。多分長正委員からだったと思いますが、この売上金をただ村の収入にするのではなくて、ラオスに何か支援できる事業も考えてはどうかという助言もいただいておりますので、今回は250万円ほどの事業費がかかりますけれども、村ではその売り払い収入の120万円ほどで集会所建設に支援するということでの予算でございます。

委員（佐藤健太君） 民間企業数社ということも書いてあるんですけれども、ここは村内企業

のことなんでしょうか。これは村外企業も含めてということでしょうか。

総務課長（高橋正文君） この集会所建設には、NPOのラオス友好協会というところが主になって集会所をつくるということでございます。この民間企業とありますのは、村内企業ではなくて村外の、村内の企業も協力になるかどうかはこれからですけども、主に村外の企業だと思います。

委員（佐藤健太君） こういう事業ということで、しっかり意味がある事業だということであれば、村内企業にもどうでしょうかということをお願い合せてもいいんじゃないかなというふうに思いますが、これは各企業の問題だから出してもらえるかどうかはまた別でしょうけれども、こういった事業に関して村民一人としてかかわってられる、かかわれるということもつくっていくことが大事なんじゃないかなと思います、いかがでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 村の企業もかかわれるというのが一番いいと思いますので、村内の企業さんも参加できるような形で、その資金を集めるような周知を今後させていただきたいと思います。

委員（佐藤健太君） あわせて、このラオスの件なんですけれども、先日、NHKでも番組の放送があって、以前につくった中学校の映像が流れましたけれども、私たち、中学校が向こうにあるということは知ってはいるんですけども、実態が全然わからないので、やはりその辺も含めて見えるようにお示しいただかないと、なかなかこの集会所として向こうにまた贈るといっても了解を得られないこともあるのかなと思いますし、この辺も含めてやっぱり村がここまでやってきたということの実績にもなりますし、村民にしっかり知ってもらいたいということも大事なのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

総務課長（高橋正文君） そうですね。今回、集会所の建設という事業に新たにに取り組むということでございますので、広報紙等で、今までのラオスとのかかわりの経過とか、皆さん、わからない方も多いと思いますので、その辺のラオスとの関係の広報の特集であるとかということで村の方に知らせていきたいと。

委員（佐藤健太君） ちょっと飛んでしまいますけれども、71ページです。10款1項2目、一番下、絵本作家のいせひでこ先生の絵画購入とありますけれども、これはこの中だと備品ということなんですけれども、何個を幾らで購入するのか。

教育課長（三瓶 真君） ただいまのご質問ですが、絵画1点を予算規模としては200万円程度で購入をしたいと考えております。

委員（佐藤健太君） この絵画自体はこれから描いていただくという形でしょうか。

教育課長（三瓶 真君） 1点の絵画のサイズ等も特別なものでありますので、先生のほうには今これから描いていただくということになっております。

委員（佐藤健太君） いせひでこ先生、非常に私も絵好きで、交流センターに飾ってあるのもよく拝見するんですけども、今回どのようなテーマで描いていただくことになっているんでしょうか。

教育課長（三瓶 真君） テーマにつきましてですが、ちょっと済みません、詳細については私のほうでもまだこれといったものを先生ご本人にはお伝えしていない状況であります

けれども、今後、願ひする前までには、そのあたりのところを話し合いをするなりして決めてまいりたいと思っています。

委員（佐藤健太君） これは、完成した暁にはどこに飾るのでしょうか。

教育課長（三瓶 真君） 現在の予定ですと、昇降口を入れて左側、げた箱が並んでいる上のところにちょっとスペースがありまして、現在はあそこの敷地内の航空写真が飾ってあるんですけども、あそこを考えております。

委員（佐藤健太君） 絵画1つ200万円ということで、この金額の根拠は何でしょうか。

教育課長（三瓶 真君） 金額の根拠につきましては、主な絵画の大きさあるいは内容等もあるんですけども、いせ先生ご自身からの見積もりではないんですが、お話の中での金額というふうになっております。

委員（佐藤健太君） 続いて、77ページ、生涯学習課でございますけれども、10款5項2目の中のピアノ調律があるわけですが、これと、79ページの10款5項2目のミュージカル鑑賞事業の中のピアノ調律というのは違うのでしょうか。これは同じなんでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） まず、77ページのほうのピアノ調律につきましては、これは、たしか自主文化事業でピアノを使ってコンサートなどをやる場合がありますし、それからお母さんコーラスの成人式の前とか、そういったところで必要に応じて年何回かやっておりますので、77ページのはそれに関するピアノ調律ということで。

それから、あともう一つあったのが、ミュージカルのほうでしたね。これはミュージカルということで、今お話ししているところですよと舞台いっぱいやるということで、あのピアノを下の客席のほうに1回おろすと。おろすとどうしても音が狂ってしまうものですから、あそこ、階段でおろすものですから、それで1回調律をします。また戻して、もう一回調律をするというお金をこちらのミュージカル鑑賞事業のほうではとらせていただいております。

以上です。

委員（佐藤健太君） 調律のほうは了解をいたしました。

あわせてなんですけど、この79ページのミュージカル鑑賞事業。この事業、今年初めて入ってくるわけですが、この鑑賞事業が今回の事業に入った経緯という部分があればお願いします。

生涯学習課長（藤井一彦君） これは資料をつけさせていただきましたので、ちょっとそれをごらんいただければと思うんですが、ページ数で48、49ページになります。これはほかのところで行ったときの当日配付をしたパンフレットのコピーでございますけれども、この48ページの右上のほうに、親が子を思い、子が親を慕うという部分書いてありますけれども、そういった親子のきずなであったり、そういったところを描いたものであるということでありまして、実は教育委員の中にもこれを鑑賞したメンバーがおりまして、もう本当に涙なしには見られない、本当にいいものだというふうなこともお聞きしております。実際にこのミュージカルは、大人も劇団員でいるんですけども、子供さんたちもいて、そういった中でつくっているものですから、子供たちにも非常に身近で、

感じやすく入りやすいということも伺っておりまして、心の復興事業ではないですけども、やっぱり子供たちの心に、それから親御さんの心に響くものだという内容であることから、この事業をやりたいということでもあります。

また、この事業の中には、何日間か練習をすれば、ちょい役という言い方はよくないんですけども、一緒に劇に出演者として参加できるというプログラムもございまして、そういった意味で子供たちにもいい経験になるのではないかなということ、普通ですとやっぱり見るだけで終わってしまうということがあるんですけども、そういった面も考慮いたしまして、今回のこの事業を採択させていただいたということでございます。以上です。

村長（菅野典雄君） 15年近く前にさかのぼりますが、日本再発見塾というのがありました。主催者は黛まどかさんです。その中に何人かの著名人がおられた。その中の一人に奈良大学の万葉の大家がおられました。その方が、飯館村が震災に遭ったときに、ぜひ元気を出していただきたいということで、1回目は私が行ったんですが、その後は村の子供たちがこちらから何回か行っています。そして、向こうからも来ていただいています。向こうに行ったときには、必ずその人たちが、このメンバーの多くの人たちがいわゆる募金をして、その都度その都度40万円ぐらいを何年もいただいていると、こういう関係がございまして。その中で、こちらのほうに来て、去年なども福祉祭りあたりでいろいろ参加していただいたりということがあって、その人たちだけが中心ではないんですが、その何人かのメンバーが入ってこのすばらしい劇をやっているという事なので、ぜひ飯館村の公民館事業も、いわゆる感動をするということもこういう時期に大変必要ではないかというところで、呼んだらばいかがですかという話があったので、それならばいいんじゃないですかという話で予算をとらせていただいているということでもあります。どうなるかまだこれからですが、いろいろ公民館のほうで詰めさせていただいて、大成功になればと思っています。

委員（佐藤健太君） 私も、震災後、ミュージカルを何回か主催をさせてもらってやった経緯もありましたし、ミュージカルという部分の中も少しはわかるかなと思うんですけども、こういう事業、この事業の対象というか、子供たちだけなのか、どこまでこの声をかけるのかということも決まっていればお願いします。

生涯学習課長（藤井一彦君） 主には、やっぱり親子のきずなというのをテーマで描いているものですから、小中学生、幼稚園ぐらいでもいいかと思えますけれども、そういった子供たちと親子で、お父さん、お母さん、一緒に見ていただければと思えますし、親子となれば当然みんな自分のもう成人した子でも親子ですので、そういった意味では年をとった方にも十分見ていただけるものかなとも思っておりますので、1人でも多くの村民の方にごらんいただければなと考えております。

委員（佐藤健太君） もし子供たちだけということであれば交流センターのほうでも十分かなと思ったんですけども、例えば村民全体とか、もっと広い範囲のところに見ていただくという場合だと、あそこだけだと足りないのかなというイメージもあったものですから、その場合は例えば中学校とかの体育館という部分なのかなと思うんですけども、

今の段階でいうと一般の方には声をかけないということでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 一般の方にも声をかけさせていただきます。ただ、今予定では8月の末に、23日ぐらいになると思うんですけれども、に上演をするということになっておまして、そうしますと、やっぱりクーラーがきく施設ということになってきますと、一番大きいのでやっぱり交流センターのホールかなということで、学校の体育館ということも考えたんですけれども、やはりちょっと夏は結構暑いということもお聞きしているものですから、交流センターのほうで今のところ実施を考えているということでございます。

以上です。

委員（佐藤健太君） せっかくやっぱり400万円以上のお金をかけてやるので、ぜひしっかりとやっていただければと思います。

私ばかりで申しわけないんですけれども、さらに、81ページです。スポーツ公園の備品ということで、テントということもありましたけれども、テント以外にも何かあるんでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 今のところテントとか、そういったものを中心に考えておりますけれども、それからあと、これは老人クラブさんからちょっと要望があった、ニュースポーツで囲碁ボールというものがあるということで、老人クラブさんのほうでは研修に行って実際にやられたということで、それがなかなかおもしろいということもあって、そういったものも今買う方向で調整をしているところでございます。

委員（佐藤健太君） これは全体にこの予算には入ってはいないんですけれども、スポーツ公園の人工芝があるわけですけれども、この人工芝の今後張りかえが必要になるということが恐らく出てくると思うんですけれども、この辺は村として積み立てをするのか、基金をつくっているのか、どこの予算を投じるのか。また、これは生涯学習課としてこの辺を用意していくのか。この辺どうなっているのでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） これは使用頻度にもよるんですけれども、人工芝は大体20年ぐらいはもつということでございます。サッカー場のほうですので、一番最初に張りかえについては、例えばゴールキーパーがいるあたりとか、それからゴールエリア内というんですかね、あの辺が先に剥げてくるということがありまして、部分的な補修で1回目は済むのかなと思っておまして、あとは状況を見ながら全体でかなり傷んでくるということであれば、その時点でまた考えていきたいとは思いますが、

予算については、うちのほうもこの予算でということではなかなか、これはちょっと村全体で考えていくようになるのかなと思っておまして、またその時期とかですね。今のところ積み立てとかという形ではやっていないものですから、そのところはまたやりながら考えていくことになるのかなと思っておまして。

以上です。

委員（佐藤健太君） 急に何かトラブルがあって傷んだということももしかしたら出るかもしれないので、この辺なんかもし少しづつ考えていってもいいのかなという感じはするので、その辺も含めて検討をお願いしたいと思います。

あと、あわせてですけれども、先ほど備品でテントを購入するというのもあって、以前に私一般質問の中で、サッカー場の駐車場の間ですか、にベンチのようなものがあつたら親切じゃないかということをお伝えしたわけですが、あの辺なんかを今後改修するという部分は、この後、予算をとっていくということは考えていないでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 今のところ利用者のほうからベンチの要望というのは、移動式の、サッカーを見たり、サッカーの要するにいわゆるベンチですね、選手だとか監督が座るような。そういったもののご要望はあって、そういうものは一番最初から用意はしておるんですけれども、そのほかのそういった公園として整備している、幾つかは遊歩道のほうには設置はしているんですけれども、そっこのほうの要望は今のところは余り聞いていないものですから、今のところ来年度予算でやるという予定はございません。

委員（佐藤健太君） 質問を変えます。

今回の予算には、昨年は入っていましたけれども、青年の翼ですか、までの旅とか、このあたりは入っていないんですけれども、これは2年に1回になったということでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 沖縄については、5年生や6年生、去年一緒にやったものから、隔年でということで今年はお休みなんですけれども、未来への翼事業については、ちょうどそのやっている時期がオリンピック・パラリンピックの時期と重なるということで、今年はずっとありましたミュージカルであったりとか、それからオリンピックの観戦事業なんかも入ってくるものなんですから、なかなか子供たちが忙しくなってしまうので、取り合いになってしまうような状況もあると。それから、子供たちの数も大分減ってきましたので、毎年やるというのはどうなのかという議論もあるものですから、今年1年お休みをさせていただいて、また来年、再来年になるかわかりませんが、それについては教育委員会の中で、また村全体としても協議をして決めていきたいと考えております。

委員（佐藤健太君） 続いて、55ページが一番下、人の食、飯館、未来へつなぐ事業ということで、事業の概要が書いてあるわけですが、若い世代の力による農業振興の基礎と書いてあるんですけれども、この農業振興の基礎というのは具体的にどのようなことでしょうか。

復興対策課長（村山宏行君） 現在、大学でいいますと、福島大学の食農学類、それから東京大学の農学部、それから明治大学の農学部ということでかかわっていただいております。基本的には地域の方々のやる気というのが一番大事なんですけれども、やはり学生さんと交流することによって農家の方々がやる気を出す。あるいは生きがい、それからやりがい、そういったところを再発見していくということにつながっているものですから、この若い方々の力、それから意見、そういったことを受け入れるというのが重要なことだと思っております。もちろん成果品として産品を開発であるとか、それから新しい農業を通じた交流の取り組みであるとか、そういったことも学校からは提案いただくということにしておりますので、そういったこととあわせて村のほうの農業振興につなげたいと考えておるところでございます。

委員（佐藤健太君） 6次化の中でも、つくったはいいが売れないということが一番課題になってくるのかなと思いますので、ぜひこういうことも含めて、売れるというところまで落とし込んだ政策になっていけばいいなと思いますので、この辺にも力を入れていただければなと思います。

続いて、62ページの下から2番目のブロックです。6款1項8目賃借料です。まごころときこりの賃借料ですけれども、これ、昨日ですか、この契約がどうなっているかということを知りたいんですけども、この辺どうなっていますでしょうか。

復興対策課長（村山宏行君） 質問をいただいたときに若干お答えはしたんですが、やはり契約書そのものとなりますと個人情報となってまいりますので、中身までについては、そのものをお出しするということは控えさせていただいたところでございます。ただ、この借地料、面積的にはまごころで1万1,681平米、きこりについては2,485平米程度ということで2名の方となってございますので、そちらのほうで合わせて116万3,000円ということでございます。

以上です。

委員（佐藤健太君） この契約は、いつからこういう契約になっているのでしょうか。

復興対策課長（村山宏行君） この契約については、地権者もずっと変わっておりませんので、きこりができたときから。それから、まごころ、その前のステキハウスですね。そちらを建設したときから、そこからずっと地権者が変わっておりませんので、そこからの引き続きの契約とご理解いただければと思います。

委員（佐藤健太君） 結構長い期間ということですけども、これを長期間にわたって借りているということですけども、これを賃貸契約にしている理由って何かあるのでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今から40年、50年前ですかね。いわゆるどんどんと米をつくっている時代、増産していい時代、結構いい値段になっていたわけですよ。そういう中で村の公共施設をつくりたいということになりますと、田んぼではなくともそれなりにお金をくださいと、こういうことで、その当時、やはり進めなければなりませんので、貸してください、借地料を払いますと。こういうことでやってきたわけです。ところが、やはりどんどんと時代が変わってきますと、もう米の値段も全然違いますし、そろそろそういう形ではなくというのが、村としてはできれば売っていただきたい、一時的に。ということでもかなり動きました。かなり売ってもらったときもありますが、なかなか売ってもらえないところもあるということで、こういう形で今きているということでもあります。できれば売っていただいて、一時的に大金を払ったとしても、ずっと次の世代、次の世代に払い続けていくということは決して、先ほどから村の財政、いろいろ皆さん方からご質問をいただいていますけれども、なかなかそれができないということで、これからも当たってはみますが、いかんせんやっぱり毎年少しずつもらっていたほうが良いという、そういう方の気持ちもわからないわけではないんですが、やっぱり村のことも考えていただくと、売却していただければということで。きこり周辺は、譲っていただいた場所もかなりあるんです。ところが、なかなかそうでないところもあるということ

なものですから、これからも努力はしていきたいと思っております。

復興対策課長（村山宏行君） 先ほどの契約なのですが、平成5年からということでした。

委員（佐藤健太君） なかなか建物という部分で、上に建っている中で、こういう問題は難しいのかなと思いますけれども、ぜひ続けて交渉していただければと思います。

同じページ、もりの駅まごころの予算でございます。今回内部修繕をかける予算が上がっていますけれども、これは、今後どう使っていくということがあつての修繕なのか、またそうでないのか。

復興対策課長（村山宏行君） もりの駅まごころにつきましては、これまで森林組合の事務所としてお貸ししていたということでございます。令和元年度に外壁、外構の修繕を行いまして、森林組合さんが今月で出るということになったので、来年度は内部のほうの修繕を行うと。

中身についての部分なのですが、直売所まではちょっとまだ計画はありませんが、加工室ですね。こちらの利用というのは、もう既に農家の方々から声をいただいております。やはり村で特産品、加工品を売っていく上で加工場がないと。例えば餅の加工であるとか、漬物加工であるとか、みそ加工であるとか、そういったところの作業場が欲しいという声は数件いただいておりますので、その辺の部分について利用者の声を聞きながら機器のほうの整備を進めたいと思っております。

委員（佐藤健太君） 続いて、63ページ、あいの沢のトイレの修繕工事でございますけれども、先ほども何点か質問が上がっていましたが、このあいの沢のトイレ、トイレだけじゃなくていろんな施設も改修するんでしょうけれども、このあいの沢を今後どのように生かしていくという、そういう計画があるんでしょうか。

復興対策課長（村山宏行君） あいの沢でございますけれども、資料で整備の箇所数をつけさせていただきました。こちら、36ページですね。村民の森のあいの沢の施設の状況ということでつけさせていただきました。今回、修繕のところではトイレとありますけれども、そのほか、いろいろバンガローの調理場であるとか、それから広場の駐車場のアスファルトとか、そういったところも上げさせていただきました。

今後の利用なんですけれども、やはりきこり自体が村の迎賓館的な扱いは変わりませんし、あいの沢が村の重要な観光施設という位置づけは変わらないと考えております。震災ということで料金は取ってはおりましたが、夏場になりますと結構なお客様が来場されて、キャンプに利用されている。あるいは、きこりのほうに宿泊されて、こういった自然散策をしながら泊まっていくということがありますので、こちらについては、やはり魅力アップ、備品等修繕をしながら利用を図っていくようにしたいと考えております。

委員（佐藤健太君） 1ページの議会費なんですけれども、ここには入っていないで、予算で議会のほうから上げていたはずなんですけれども、議会の録画配信についての予算要求を議会から上げているんですけれども、これが2年続けて庁内査定ではじかれているということがあるわけなんですけれども、これについて、どういう理由でそうなっているのか教えてください。

総務課長（高橋正文君） 議会事務局のほうからオンデマンド配信ということで当初予算の要求があったことは確かでございます。多分150万円ぐらいだったと思うんですが、財政の査定のほうで今までの議会の配信の閲覧者数とか、あとはその150万円という経費が今後ずっとかかっていくというのを鑑みまして、投資効果等から財政のほうでゼロ査定にさせていただいたという内容です。

委員（佐藤健太君） この例えば視聴数とかという部分も、今の段階ではオンタイムでしか見られないという部分で、日中なかなか見ることができないという部分で、どうだったのかということに気にされている方も何人か声を聞いています。録画をして見られればありがたいんですけどもということでも以前から話があって、上げているわけですけども、この辺に関して、今後、予算に上げるという議論はあるんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 先ほどの予算の査定、申し上げましたが、これは重点事業のヒアリングのときに、その投資対効果等で重点事業に挙げないという判断をさせていただきました。ただ、今後、議会事務局のほうでどうしても必要だということであれば、要求するということは差し支えないと考えております。

委員（佐藤健太君） この議会の録画のことですけれども、やっぱり村づくりに興味を持っている方なんかもありますし、仕事を終わって帰ってから今回の議会どうだったんだろうかということで見るという部分で、また視聴率が録画の分でふえるということもあるでしょうし、何せ村の今の動き、村政運営により関心を持ってもらうためということもありますので、ぜひこの辺の検討を前向きにさせていただければなと思います。

総務課長（高橋正文君） 録画の方法についてもそのヒアリングのときに、別な方法で、経費のかからない方法で、パソコン等でですか、やる方法もあると聞いておりましたので、この150万円にすると10年で1,500万円かかるわけですから、その辺の判断をさせていただいて重点事業に挙げなかったということでございます。

委員長（相良 弘君） いいですか。

委員（長正利一君） じゃあ、何点か質問をさせていただきたいと思います。

資料はナンバー6でお願いします。まず、8ページの14節工事請負費の中で、飯樋町のホース、はしご工事、設置するということですが、これは金額からいうと300万円という金額。相当大きい多額な金額に私は捉えますけれども、どのような、このイメージではわかりますけれども、どのような材質でこれくらいの金額になるのか。わかっている範囲で結構ですから。

総務課長（高橋正文君） 先ほど健太委員からもご質問ございましたが、火の見やぐらはご存じのとおり木製でございますが、このはしごについては、今後のメンテナンス等を考えまして、さびないアルミ等の材質を想定しております。

なお、先ほどもありましたが、安全性が確保できるアルミでのはしごということで想定しています。

委員（長正利一君） ちょっと、私、耳ちょっと遠くなってきましたので、マイクを使ってひとつお願いしたいと思います。マイク使っているんでしょうが、お願いします。

そういう今後の維持管理も含めてアルミ製という流れ、わかりますけれども、やはりこ

の素材からいって、このような昔を漂わせるようなこのやぐらですよね。それにアルミがマッチするのかなどか。

総務課長（高橋正文君） 木製の火の見やぐらでございますので、木製でつくるのが一番マッチするのかなと思いますが、今ほど申し上げました管理とかメンテナンス等から、木製の火の見やぐらに合うようなアルミ製のはしごを設置させて、その計画をしていきたいと。

委員（長正利一君） そんな流れで300万円という、できるだけ安くなればいいことですが、できるだけこの景観に合ったようなつくりをお願いしたいなと思う。

時間の関係ありますのでちょっと急ぎ足で質問をさせていただきますけれども、13ページの広報に関する部分でございまして、この印刷製本費として広報紙から云々載っていますけれども、ちょっと村民からいいなと言われた部分がありましてですね。この「いいたて」広報、私、成人式に、その成人を迎えた方が生まれたときにどういう出来事かなという部分で、この議員になってそれを目にする機会ありますけれども、これがやはりこの昭和、平成、あと令和と、そのような時代の流れを、このような状況でばらばらになった部分もあって、ふるさとを思い出すのにわかりやすくいいなと。こういう時代にこういうものがあればなと、こういうふうにならば昔を振り返ることができるのかなという、この声は何件かあってですね。ちょっとお聞きしたいんですが、広報縮刷版というんですか、3巻で200冊。これはどのような内容なのかお願いしたいと。

総務課長（高橋正文君） 広報縮刷版という、3巻つくるという予算であります。今まで広報の縮刷版と、このぐらいの広報を何年分を取りまとめた縮刷版というのを今まで10巻ぐらい出していたんですが、こういう厚い、ずっと広報が載っている。震災後、それをつくっていなかったものから、結構何年分かたまっています、縮刷版がない版。それを今回3巻分。だから、七、八年分になるのか。それを3冊掛ける200冊でつくって、それを村民の皆さんに販売するという事業であります。

委員（長正利一君） ちなみに販売は、金額はどれくらいで購入できるんですか。

総務課長（高橋正文君） 今までのものも厚さによって、いろいろ500円から1,000円まであったものから、つくってみて、その価格は設定させていただきたいと思います。

委員（長正利一君） ぜひいいものをお願いしたいと思います。

村長（菅野典雄君） こういう感じです。大体11か2まで続いています。かなり前からずっとやっておりますので、広報が始まったころから。ということですから、ぜひ今度できたのからではなくて、1冊目から買っていただければ。

委員（長正利一君） そのようにしたいと思います。

62ページ、お願いしたいと。先ほど健太委員からまごころの改装について質問ありましたが、森組合があそこを使っていたと。その後、加工所をつくるんだと今ご答弁いただきましたけれども、この学校が、草野小学校等々、これから計画をして随時使用する、あるいは決めていくんだという、いろんな話がありましたけれども、こういう学校の教室をやはり改装してやっている、田舎のほうではそのようなこの廃墟と化したところを利用しているような報道を目にすることがあるんですが、そのような考え方も一理あるかと思いますが、いかがでしょう。

復興対策課長（村山宏行君） 確かにニュース等、学校の施設を改修して、そちらをそば屋にしているとか、そういったことを聞くわけではありますが、今回まごころのほうであそこの建物を使ってということで、もともとまごころというのは、奥のほうに、食品や漬物の加工とか、餅加工であるとか、そこにもう加工室があるんですね、既に。そこの部分を何年間も使っていなかったものですから、その機器具も使えない。それから、掃除もしなければならないということで、そこをクリーニングして、餅加工なり漬物加工なりをできるようにすると。あそこですと排水も、それから、それ用の浄化槽も既にありますし、改修をして使うにはまごころのほうに適しているのかなと考えるところでございます。

委員（長正利一君） そういう利用方法もあるんだなということで、これからいろいろそういうふうな、村民から使いたいなとか、そういう相談があれば、やはりあそこに一極集中した建屋を集まる場所にすれば、またにぎわいも違うのかなと思いますので、片隅にひとつ置いてもらって結構ですから、お願いしたいと。

あとは、71ページの絵本作家いせひでこ氏の絵画購入ということで、やはり先ほどありましたけれども、高額な部分の絵画でございますけれども、この絵画を例えば設置しなくてはいけない何か特別な理由があるんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 震災の後、鹿沼市に避難しました、飯舘村の村民が。そこで、鹿沼市出身の柳田邦男さんが避難の方にいろいろな説明というか、話をしてくれて、皆さん方が元気になったといういきさつがございます。そんないきさつから、ぜひ子供たちにいろいろなことをということで、奥さんである絵本作家の方と、その柳田さんが年2回ないし3回、村のほうに来てくださって、非常に子供たちの潜在能力を引き出す事業をやっていると思います。ほとんど自動車代というか、新幹線代というだけでやっていただいています。

実は、それを前の県から派遣していただいている指導主事の先生が担当をずっとしていたんですが、ぜひそのすばらしいことをやっていただいた、いせひでこさんの足跡を村の中にやっぱり残しておくべきではないか、あるいは図書コーナーをつくるべきではないかと。こういう話があって、その一つは、こども園の外や中にも絵がかかっているというのが、あれがいせひでこさんの絵であります。それもいいけれども、しっかりとやっぱりその思いを伝えることが大切ではないかという前の指導主事の考え方が、前もってあちらに伝わっていたところがありますので、今回、やはりそのことを実現していくことがこれからそのお二人に子供たちが指導をいただける糧にもなるなということで、今回予算をとらせていただいたんだと思いますが、そのものは200万円そこそこだそうですが、多分、当然輸送費とか、保険とか。あるいは、つくるに当たって、その場所がいい場所をどういうふうに、先ほど場所を言いましたけれども、そこに取りつけるにも専門的なことを頼んだりということで、400万円もかからないかもしれないけれども、一応とらせていただいたということでありますので、それまでかからなければ当然後でおろささせていただくことになるだろうと思います。

以上であります。

委員（長正利一君）　そういう思いで飾るんだというのは理解できますけれども、これは当人のいせ先生は、飯舘村はこのような思いでつくるんだよと、書いていただくんだよという思いは先生のほうには伝わっていると思いますけれども、逆にですよ、こういうご時世で、私の足跡をこの震災で大変な飯舘村に寄贈するよというような声などは、伺った方はおりませんか。

村長（菅野典雄君）　そういう話も今までいろいろなところからないわけではありませんけれども、少なくとも、先ほど話をさせていただきましたように、今までかなりの数を来ていただいております。普通ですとお二人を呼ぶのには、間違いなく普通の方ではありませんので、1回100万円ぐらいは間違いなくかかると。そういう方になお絵を寄贈という話は、ちょっと飯舘村としてはなかなかできかねるということでもありますので、ぜひご理解をいただければと思っております。

委員（長正利一君）　ちょっと時間的なことがありますので、きょうの最後の質問にさせていただきますけれども、73ページ、修学旅行の件で、いろいろオリンピックの年とも重なったという部分で、子供たちの、沖縄の部分は別にしてもですね。未来の翼について、我々同僚の中で先発した1組、去年行きました。3年ぐらいで基本的にあちらのほうに企画しているから、議員も参加をして広く見識を高めようという思いで、その一人で私はおりましたけれども、たまたま去年についてはちょっと家庭的な問題もあって参加できませんでした。今年こそはと意気揚々としていましたけれども、この提案された資料等々については、ちょっと欠落しているのかなと思っておりました。やはり飯舘村でなくては、今までいろんな子供たちに未来を与えるような事業をやってきましたけれども、そういう観点から、オリンピック、たまたまそういう割愛があっても、事務当局についてはこれで終わりだという宣言はしていませんでしたが、やはり飯舘であそこに通っている生徒たちに、やはり飯舘村に来て本当によかったと、飯舘の例えば卒業証書をいただいていたよ良かったという、この思い出づくりも含めて、単発的に終わるのではなくて、ある程度こういう事業については、期間をある程度切ってやっていかないと。こんなことを言って失礼かと思えますけれども、たまたま去年は村長が行ったから終わりなのかななんて、今思えばですよ、そんなふうに感じない方もいないとは。わかりませんが。そんなことでがっかりした一つの事業の設定として思いましたので、ぜひとも中止でなくて、オリンピックが終わったならば再開していただきたいと思っております。

　　まだまだ質問をしたいんですが、質問の途中でちょっと時間の区切りが悪いと困りますので、きょうはこの辺で私は終わりますけれども、あした、またよろしく申し上げます。

村長（菅野典雄君）　質問という形になりませんでしたけれども、一応補足させていただきたいと思えます。飯舘村、ソフト事業は常にやっぱり3年区切りと。そこでまた検討をして、また続けるかやめるかという話であります。ずっと、震災になったときから、中学生に少し視野を広めていただいたり、あるいは外から自分の村を見てもらったりということで計画をさせていただいて、今まできたところではありますが、ご存じのように、だんだん年数がたちますと、一緒に勉強をしたという意識がだんだん薄れる年代になってきています。ということで、昔ですと、久しぶりにこの翼に参加すると前の友達に会え

るなということがあったんですが、それがだんだんなくなってきつつあるということで、なかなか集まっていたくのに大変だということがあって、それでは一緒に議員の皆様方も勉強をしていただいたり、一般の人も勉強をしていただくという、子供たちと一緒にになってということで企画をして、2年が過ぎたところであります。3年目ということで待ち受けていた方もおられると思っていまして、残念ながらいろんな事情でこういう形になってしまったんですが、今になってみれば、コロナウイルスがあるから、それ、どうだったのかなという気はしますが。実は子供たちが入ることになると、どうしてもやっぱり休み中にならざるを得ないということですから、これからやるとすれば冬休みであったり、あるいは春休みということになるだろうと思いますが、もし、やっぱりそういうことで3年の区切りとして今年度にやったほうがいいということになれば、これから予算計上ということもあり得るのではないかなと思っています。特に担当する公民館が、オリンピックであったり、あるいはいろいろな行事が重なるということもあったので、じゃあちょっとということでありましたが。今お話をいただいたところによりますと、3年の一区切りとしてやったほうがいいということになれば、これから考えさせていただくこともやぶさかではないなと思っていますところであります。

委員（長正利一君） 今年度は結構でございます。来年度、期待していますので、よろしく。終わります。

◎散会の宣告

委員長（相良 弘君） 本日の会議終了時間が迫ってまいりました。質疑のある委員がおるようですので、あしたも委員会を継続します。

本日の委員会はこれで終了し、散会いたします。

なお、あした12日も午前10時からこの場にて会議を開きます。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午後4時19分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年3月11日

予算審査特別委員会委員長 相 良 弘

令和2年3月12日

令和2年度飯舘村予算審査特別委員会記録（第3号）

令和2年3月12日、飯舘村役場議場において午前10時00分より開催された。

◎出席委員（8名）

委員長	相良弘君		
副委員長	長正利一君		
委員	佐藤八郎君	渡邊計君	高橋和幸君
	高橋孝雄君	佐藤一郎君	佐藤健太君

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	菅野典雄	副村長	門馬伸市
総務課長	高橋正文	住民課長	石井秀徳
復興対策課長	村山宏行	建設課長	高橋祐一
会計管理者	山田敬行	健康福祉課長	細川亨
教育長	遠藤哲	教育課長	三瓶真
生涯学習課長	藤井一彦	代表監査委員	高橋賢治
選挙管理委員会書記長	高橋正文	農業委員会事務局長	山田敬行

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長 但野正行 書記 高橋由香 書記 原田朋

飯舘村予算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（相良 弘君） おはようございます。

これより予算審査特別委員会を再開します。

（午前10時00分）

委員長（相良 弘君） 昨日に引き続き総括審議を行います。

これより質疑を許します。

委員（長正利一君） おはようございます。

きのう、やりましたけれども、私3点ほどお聞きしたい部分が残っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、資料の6、79ページお願ひしたいと思います。10款5項3目で文化財保護費の欄でございますけれども、この中で私の行政区の集会所の前に大松、すばらしいものありますけれども、多分これが村の指定木になっているかと。指定木で9件ほど書かれていますけれども、その中の1件が該当するかと思いますけれども、この指定木に指定されているよということ、前であれば看板みたいなものがありましたけれども、やはり長きにわたって風化したという部分で、今あれが立っていないという部分がありますので、やはり村の財産でございますので、そういう部分で洗い出しも含めてそういう看板の設置をお願ひしたいと思って、その件で質問させていただきたい。

生涯学習課長（藤井一彦君） 長正委員から村の保存木、看板の件でございますけれども、今村の指定木、全部で9本ありまして、この資料にもありましておおり、指定番号が例えば17とか、前はそれなりの数があったんですけれども、震災のときは多かったです、松枯れであったりとか、そういうふうになって少しずつ減ってきている現状でございます。昨年調査する予定だったんですが、できなかつたものですから、今年文化財保護委員の協力も得ながら調査をしてまいりたいと思います。

その際に、看板なんかの件についても調査をいたしまして、必要なものについては修繕するとか、そんなことで対応してまいりたいと考えております。

以上です。

委員（長正利一君） ぜひお願ひしたいと思います。

次、81ページ、お願ひします。81ページの下のふくしま駅伝についてお伺いします。伝統ある駅伝でございます、本当に去年も危ぶまれながらも参加をしたということで、選手の皆さん本当に大変だったのかなど。そういう中で、まず選手を集めるのに大変だったのかなど、その思いでお伺いしますけれども、なかなか生徒数も少ない、各避難先で頑張つてこの飯舘村の名を背負つて駅伝に参加している方、本当に数多くいると思いますけれども、今年はその人数が足りずに、高校生が走っている部分で中学生が走っていると。格差があつて、頑張つて連覇をした飯舘村からすれば参加することに意義はあるといえども、画面を通して見ていると、ラジオを聞いていると、本当に飯舘用語で言えばむごい環境の中で参加をしている。今年の意気込みも含めて、例えば選手の動員につ

いてそう無理なく集められるのかどうかお聞きしたい。

生涯学習課長（藤井一彦君） 今、委員おただしのとおり、今生徒数も減りまして非常に選手を集めるのに苦労しているというのが実際のところでございます。今年、義務教育学校になりまして5年生から部活動に参加できるということになりまして、そういった関連の中で、陸上部も陸上についても取り組むというお話を、学校ともさせていただいております、そういった小学校時代からの選手育成というのを、少し長い目でやっていければなということで考えているところでございます。

また、そういったことで陸上部ができれば、今まではどうしても特設陸上部ということで、6月ぐらいから練習を始めまして11月までということなんですけれども、今後は年間を通じて練習することも可能になってくるということで、そういった意味で選手強化も図っていただけるのではないかなとは思っています。

ただ、10連覇したときは、本当にたくさん手が挙がる中から選手をその日の体調によって選ぶことができるぐらい、選手層がある程度厚くてやっていたところとはなかなか一緒にはできないんですけれども、今やれる範囲で学校の協力も得ながら選手の育成、選手層を少しでも厚くできるよう努力してまいりたいと考えております。

以上です。

委員（長正利一君） ぜひ、選手に負担のないような形で、やはり飯舘村の名が県下にとどまっている、そういう環境の中で頑張っている姿に感動を覚えながら、我々村民としても応援したいと思っておりますので、ぜひとも負担のかからないような、参加しやすいような環境づくりをお願いしたいと思います。

最後、農業委員会にお伺いしたいと。83ページ。農業委員の報酬等については、やはりこういう環境の中で組織体制の見直しもあって、農業委員構成やっておりますけれども、問いかけについてはやはり農業委員はある程度、どこに行くにも自前で負担しながらいろいろな研修も必要だという声を聞かれます。そういう中で、一部ボランティア的な心得を持ってやらないと、なかなか農業委員にもなり手がなくなってくるのではないかとある人からの声があります。

どういうことなのかと話を聞けば、農業委員会の会議については、このようなご時世になって午後からの会議が多い。午後から時間いっぱいまで。これは定例会、月1回やるんですが、要は1時半からの会議に避難先からここに来て、途中昼食をとってガソリンもかけてここに来るわけでございますけれども、そういう中ではこの報酬のほかに、避難していますからここに集まるということになれば費用弁償は、いろいろな避難状況あります。遠い方も近い方も農業委員の方にはいると思っておりますけれども、費用弁償をしているのかと。例えばガソリン代ぐらいの支出は出ているのかどうかお伺いしたいと思います。

農業委員会事務局長（山田敬行君） 農業委員会に対する質問であります。農業委員会の報酬につきましても、83ページにありますとおり、会長とそれ以外の農業委員、農地利用最適化推進委員の報酬がありまして、いわゆる費用弁償等は支給しておりません。中には、現場を見るとか定例総会に係る案件があった場合に、定例総会以外で対象農地を見ると

いった場合に、そういった活動もありますが、ここにありますとおり、活動報酬という中身で90万円予算計上しておりますが、1回3,000円の報酬であります。こういった部分で額的には多いのか少ないのかという議論はありますが、一応事業の組み立て上3,000円も使うということで、委員のほうには周知しておりますので、活動報酬を使っているケースは少ないんでありますが、なるべくその活動報酬、こういうことで現場を見たということで事業を取り組んでおります。

委員（長正利一君） 活動報酬は活動したからその報酬、請求するんでしょうから、要はこのようにまだ完全に帰村していない委員の方、いますよね。そういう方が福島から飯舘まで来て、食事するのはどこでもいいんでしょうが、昼食をとってガソリンかけて月1回の定例会、12回やります。そのほかに、活動したのは活動費でそれは理解できますけれども、こういう事態であればこそ、それくらいのガソリン代ぐらゐの費用弁償はあってもいいのかなど。やはり、問題は農業委員とかそういうのになりたい、なりたいと出てくるご時世だったら、そんな気は使うことないですよ。なかなか、そういう役職に手を挙げて出てくるような今の環境でございませんで、そういう小さなさきもあってそれをこの報酬の中で一くくりに、飯舘村の中であればそれはよしとしても、今の中で避難している状況であれば、どこから飯舘村に来るのか。そこら辺は把握してそれくらいの費用弁償はあってもいいのかなどと思いますけれども、検討をしていただきたいと思えます。

いろいろ質問してきましたけれども、やはり相当の飯舘村がもとに戻るのが基本でございませんで、1人でも多くの村民が戻るような、そして住みやすいような村づくり、そのためにはお金もかかると思いますがけれども、やはり削減するところは削減して、出すところは出していただいて、これからの村づくりを期待して私の質問を終わりにしたいと。ありがとうございました。

委員長（相良 弘君） そのほかございせんか。

委員（渡邊 計君） おはようございます。

まず最初に、きのう一番最後に佐藤健太委員より上がりました議会の録画中継のことに關して、きのうの答弁では費用対効果的な答弁と、現在見ている人が少ないという話、100万円から150万円で10年にしたら1,500万円かかるんだという回答がありましたけれども、費用対効果なんて考えたら通らない予算はあるんですよ、幾らでも。問題は費用対効果なのか村民にとって必要なものなのか。私が議員になったときには、まだ飯野の議場で、そのときは飯舘に戻って議会を始めたらもっと開かれた議会にしようということで、ここにテレビで生中継をやろうということになって、生中継を始めて、それで2年ほどたってこの生中継見られる人が少ないんじゃないか。仕事している人は見られないんじゃないか。じゃあ録画で流しておいたらどうだ、どのくらい費用かかるんだということで、いろいろ私たちも話を聞いてきまして年間150万円ほどだという話で、議会からも2年連続でこれを予算に上げているわけですけども、費用対効果とかなんとかじゃなくて、別な理由でこれが予算化されなかった理由があるならばお答えください。

総務課長（高橋正文君） きんのう健太委員にお答えいたしました内容でございませんで、これが

インターネット議会映像VOA配信サービスということで、153万円ほどかかるという内容であります。

きのうお話しした内容をもう一度お答えいたしますと、まず議会は傍聴ができるということ、あとは今、計委員がおっしゃったライブ配信ですね、2018年ですからおとし9月からライブ配信をやっているということで、あとはヒアリングのとき、録画して後で見るとい方がどれほどいらっしゃるかというのが見えなかったというのが一つであります。あとは、もちろん費用対効果というのも全ての事業で見なくてはいけない大切なものでありますので、それもあつたと。あとはきのう申し上げましたけれども、ウインドウズ等のアプリを通して、そこに無料でダウンロードして録画できる方法があるということで、昨年でしたか、議会で事務局でもやり方を配っていたかと思えます。ユーチューブにアップしていただいている方もおりますので、そういうのもネット環境がある方はごらんいただけるということで、お金をかけなくても見ることが可能なのかなということで、このシステムについてはそういう判断をさせていただいたということであり

委員（渡邊 計君） 今、いろいろ理由が挙がりましたけれども、傍聴ができるということですが、例えばここに傍聴者が50人来たらどうなるんです。入れないでしょう。それからダウンロード、あとはネット環境がそろっている。飯舘村人口、高齢化率わかっていますよね。そういう中でその人たちがそういうことができるか。確かに、議会を見ていて、これ大事だなと思ったところを村民の方に知っていただきたいということで、フェイスブックなどで流している人もおります。でも、本当に1人か2人ですよ。我々議会は、もっと住民に行政にかかわっていただきたい。今までは誰が議員になったって同じじゃないか、そんなこと言われてきたわけですよ。もっと住民に行政、そういうものにかかわって理解していただきたい。そのための手法としてこれは上げているんです。ただ、今回予算上がった以上はここで修正も何もできませんので、この後の臨時議会あるいは6月定例会、それまでぜひ検討していただきたいことだと思っております。

では次、大きい説明書ナンバー3の15ページ、ここに歳入として村税、それから個人法人税、固定資産税、村税の軽自動車税とありますけれども、毎年出てくるのが滞納の繰越金です。これは本当に毎年、予算委員会及び決算委員会でも話題になることではありますが、今回個人で64万6,000円、法人で5万4,000円、固定資産税で167万2,000円、それと種目別で10万4,000円上がっていますけれども、これらはそれぞれ何人というか、何件分なのか。そしてまたこれらの中には収納不能、恐らく法人に関しては去年の説明ではどこへ行ったかわからないという会社もあるということで、この中で本当に収納不能額は幾らなのか説明をお願いします。

住民課長（石井秀徳君） 滞納繰越分でございます。件数については済みません、手元に件数の部分ございませんでしたので、あと報告させていただきますが、確かに今委員おっしゃるように、なかなか回収ができない困難な部分の中にはございます。随時、滞納対策会議の中で検討しながら不納欠損処分すべきもの、それから停止するものというわけで、鋭意回収といたしますか、そういうものには努力しているところでありますが、そういう

状況は確かにございます。

そういった中で、今滞納の部分で固定されている部分というのは過去の、震災以前のそういった収納の部分がかなり多くございまして、新しいものについてはほぼない状況でございます。そういった部分と、それから村内に居住していない方ですね。県外に転出した方もいまして、非常に回収と申しますか、収納が困難な部分がございます。そういった部分について現在随時電話等の連絡をとりながら実際収納業務と申しますか、しているところではあります。

なお、内容の詳細については調べて報告をさせていただきたいと思っております。

委員（渡邊 計君） あと、口頭で言われてもちょっとあれなので、書類か何か、文書で出してもらえれば。それで、この督促に関しては、今隣にいらっしゃる細川課長が前課長のときも大分、私質問したわけですがけれども、現在この督促状の内容というのは一般に出ている単なるはがき1枚ということではよろしいんですか。

住民課長（石井秀徳君） はがき1枚ということではございません。封書で送らせていただいている状況であります。

委員（渡邊 計君） 封書でということですが、その内容はどんな内容なのか。例えば私が言いたいのは、こういう滞納に関しては年14.8%、これが複利でいきますと5年で2倍になるんですね。こういうことを滞納している人たちが果たして知っているのか。あと、また滞納金の額にもよりますけれども、恐らくその人が亡くなって遺産相続のときには、そういうものがひっかかってくるはずですね。そういうことを滞納している人たちへ周知しているのかどうか。それを周知させる必要もあるのではないかと思うのですが、今後そういうことで、そういうことも書いた文書を一緒に出す必要があるのかなと思われませんが、いかがでしょう。

住民課長（石井秀徳君） 滞納者に対するその部分でございますが、先ほどおっしゃいました延滞金の部分なのかなと思われまして。確かに、封書も目立つ色で非常に普通の村からの郵便の封書の色とは異なるようにしてわかりやすく、重要であるという旨がわかるようにして、今発送しているところでありまして。延滞金につきましても、詳細までは、なかなか文面までは確認していませんでしたが、多分入っているのかなと思われまして。滞納している人への通知については、本人は十分承知しているのかなと理解をしていますが、なかなか納税に結びついていないというのが現状かなと思っております。

委員（渡邊 計君） 私も、若いころはたびたび滞納したことがあります、正直言って。でも、この年14.8%というのがどう影響してくるのか。前に前課長と話したとき、大体5年で2倍になる。そして滞納金が多い場合は、相続する場合にも滞納金、余り多いと放棄する人もいるということもありますので、そういうところの意味合いをきっちり滞納している人たちに知らせる必要があるのかなと。今後そういう封書にそういう文書を入れていただければ、もっと滞納している人たちも理解していただけるのかなと思っておりますので、その辺の検討をお願いしたいなと思っております。

次、ナンバー6、16ページ、2款1項6目7節移住定住交流促進アドバイザー1名。この方はどなたであって、これまでの実績はどんなものがあるのか説明ください。

総務課長（高橋正文君） 移住定住アドバイザーの120万円で1カ月10万円でございます。この方は女性の方で東京の会社に所属している方で、通常は東京にいらっしゃる方でございます。それで、週に1回程度は飯舘村のイベント等、移住、交流の事業について飯舘村へ。あとは東京在住のときは、村の職員が東京に上京して仕事をしなければいけない、会議に出なければいけないというものを、この方をお願いして東京での事務を行っているということで、この方は東京と飯舘村との2カ所でアドバイスをいただいているという方です。

実績といたしますか、今年度申し上げますと、下のほうにありますバスツアーとか今年度も実施しておりますが、これらの参加者を集めるのを東京で行ったり、あとは地域づくり協力隊を募集するイベントを東京で行っていますが、そちらの事務局としてもやっていただいている。あとは、申し上げますと城南信用金庫さんのイベント、東京のよい仕事おこしフェアというのが開催されましたけれども、そのときも村のPR、この方に2日間にわたってお手伝いをいただいたということで、主にそういう東京でのイベント。あと村のイベントについても、こちらに来て雑誌の始まり展なんかも、この方に展示から総括をお願いしているということでございます。

委員（渡邊 計君） 東京での活動ということでありまして、村のほうも東京へ行って村の産品出店などしてございますけれども、それなどにも参加していただいているんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） そのとおりでございます。出店するときのブースなんかの作成にもこの方にお手伝いをいただいて、店の飾りつけなんかでもお手伝いをいただいているということでございます。

委員（渡邊 計君） 東京在住で東京でやっているということですが、関東一円を網羅しているのか。あくまで東京だけなのか。日本には、首都といえども東京、大阪、いろいろ大きい都市があるわけですが、あくまでも東京都だけという内容でよろしいですか。

総務課長（高橋正文君） 今までのイベントですと、ほぼ東京でお手伝いをいただいておりますが、飯舘村にも来てやっていただくということで、東京に限らず関東一円でイベントのある場合はお手伝いをいただいていると。

委員（渡邊 計君） 同じページ、12節地域おこし協力隊、これ年間委託3名、途中委託2名ということで1,600万円ほど上がっていますが、これ1人400万円で3名で1,200万円、プラス途中の人は2名で1人200万円で400万円、トータル1,600万円と考えてよろしいのか。そしてこの地域おこし協力隊というのは誰で、活動内容及びこれまでの実績を説明ください。

総務課長（高橋正文君） この積算については、渡邊委員おっしゃったとおりでございます。地域おこし協力隊は現在2名おります。女性が2名で活動いただいております。1名の方については、深谷の村営住宅に住んでいただいて活動いただいております。まず、村づくりについていろいろな、例えば公共施設、今休んでいる公共施設でこれから何をやっていったらいいかというようなアイデア。あとは村営住宅、名前申し上げますと深谷に住んでいる方は松本奈々さん、20代の方です。もう一人は二瓶麻美さん、この方は幼

稚園でやっている刃物屋さんの奥さんです。松本さんは、深谷の方ですね。その方にも先ほど申しあげましたアドバイザーみたいな仕事も一緒に、東京のイベントなんかも一緒に行っていてPR、あとはSNSを使って飯舘村を発信してPR、その他村づくり全般について活動いただいています。

二瓶さんにつきましては、いろいろな小さなイベントとかを自分で起こしてやりたいということで、まだ活動は浅いものですから、実績的には今準備中ということもありますが、そういうイベントを通じて村に人を呼び込む活動をしたいということで、今頑張っているところであります。

今のところ2名で、来年度はマックスで4名ほどになれば村の地域づくりがまた進むのかなということでの当初予算でございます。

委員（渡邊 計君） 今、来年度マックス4名ということですが、これ予算書の中は3名と途中2名ということなんですけれども、これは1,600万円総括の中で4名で1,600万円ということに、内容は途中も何も関係なく1,600万円を使うということなんですか。

総務課長（高橋正文君） 現在2名としておりますが、実は1名その候補の方がいらっしゃって、4月からもしかするとその方が採用になれば、4月からは3名体制になると。あと年度途中で例えば半年ぐらい過ぎたところで2人採用になれば、マックスで400万円の4人分ということで1,600万円になるということでございます。

村長（菅野典雄君） この地域おこし協力隊というのは、総務省のある意味では都市と地方の差を縮めたいという、あるいは移住ができればという、ある意味では総務省のヒット商品、ヒット事業かなと思っています。ですから、大体もしそれが雇用になれば400万円というのは全部国から来る金ということで、ほかの自治体は結構多いところは10人ぐらい、地域おこし協力隊に来ていただいて、いろいろな分野でいろいろな動きをしていただいている。伊達市なんかも10人ぐらいいたときがございます。会津なんかもいっぱい今います。

飯舘村は何でいないんだろうなとずっと思ってきましたが、やっと去年あたりから手を挙げて来ていただける方がいるということで、ぜひそれぞれの持ち味を生かして飯舘村の情報発信であったりあるいはこの事業展開なりなんなりをしていただければということで、今現在は2名ですが、もし途中でそういう方がいればそうでなくても課題はいっぱいあるわけありますから、お願いできればということでこのような枠をとらせていただいて、いなければいけないでこれは予算を落とすしかないんですが、来たときにすぐにでも対応できるようにということで、計上させていただいているということでもあります。

先ほどの松本さんという方は、皆さんご存じかどうかわかりませんが、自治体のふるさとCM大賞で、ナンバーワンにはなれなかったんですが、知事賞ということで2番目の賞をとって、結構テレビで飯舘村のPRをしていただいている。それも全部彼女が仕掛けたというか、企画をしたというのとか、そんな形でなっていますので、これからどのような形になりますか、皆さんほかからの力を大いに活用させていただく、それでしかも予算的には国から来ると、こういうことでもありますので、これはいろいろこれから

村の再生にこの地域おこし協力隊がうまく動いていただければいいのではないかなと考えているところであります。

委員（渡邊 計君）　ということは、この地域おこし協力隊のメンバーというか、その人は飯館生まれ、飯館で育った人ではなく、村外の人ということですか。

村長（菅野典雄君）　基本的に、都会から田舎でないとだめということです。飯館村の人がという話ではないんだと思いますし、場合によっては福島市あたりからというのは可能性としてはあるかもしれませんが、できるだけやっぱり大都会から田舎に来ていただくという方、遠いところから地方に来てそこにやりがいを見つけてやっていただく。こういう形が総務省では地域創生あるいは都市と農村の均衡を少しでもという中で出した案、事業でございますので、うまく利用しているということで、今多分この地域おこし協力隊は何千人でしょうね、ちょっと今わかりませんが、何千人が各自自治体に手を挙げて頑張ろうと。大体、2割から3割あるいはもうちょっとは、そこに最終的に移住するあるいは女性の場合にはその自治体の誰かと結婚してそこに移住すると、そういうのが、結構会津地方は今あります。多分、昭和村は4人か5人、今いますし、金山町などもこういう形を活用させていただいて刺激になっているというところがあるようであります。そういう意味で、ちょっと飯館村は遅まきなんですけど、何とかスタートしたと、こんな状況であります。

委員（渡邊 計君）　村長の言うように、結婚して飯館に住んでもらえればありがたいんですけども、村内は若い人いないんでね、ぜひ役場職員の若い人たち、頑張っていただきたい。

その下、18節に引っ越し費補助とかいろいろありますが、この中で住宅新築補助2件、これたしか200万円という説明だったと思うんですけども、前年度は500万円になっているんですけども、これが200万円になった理由というのは何でしょうか。

村長（菅野典雄君）　件数を言っていच्छやるのか、金額を言っていच्छやるのかお尋ねさせてください。金額。件数も含めてだと私は思いますが、なかなか1年間振り返っていわゆる新しくつくるという方とか、そういう方が余りいなかったということで、最初から多くというよりは少なくとらせていただいて、実はまだふえてきましたというところで、そのときに臨時議会なり定例会でやっていただくことが、ある意味では村のほうも、議会の皆さん方にも、こういうことがふえているということがわかっていただけるのではないかとということで、ちょっと減らしたという記憶が頭の中に今ありましたので、決してそれでいいということではなくて、とりあえずは項目がないと対応できませんが、それがふえていった場合には金額をまた補正をさせていただいて、そういう説明をさせていただくことによって、議会の皆さん方にもご理解いただけるのではないかとということで予算編成をした記憶が今よみがえりましたので、説明させていただきました。

委員（渡邊 計君）　前年は1件で500万円、前年の予算では1件で500万円ということで、今回この説明書では2件だったので200万円400万円ということの説明なのか。であるならば、来年また1件になったら500万円に戻るといったことなんですか。

総務課長（高橋正文君）　この要綱ですと、マックスで新築の場合500万円と出る要綱、村で

つくっておりますが、この資料でお出しした2件につきましては、現在移住定住相談室にご相談に来ている、実際に令和2年度に建てる方が相談に来ているということでございます。200万円というのは多分県の補助金等を差し引いて村費でつけるのが200万円ということの積算でございます。

実際の事例を申し上げますと、新築が390万円ほどの方と460万円で建てるということで、建設費用がかなり安い見積もりだということで、補助金については2件で200万円掛ける2件とっているということで。

委員（渡邊 計君） ということは、とりあえず予算内で建築の費用に関してのパーセンテージで補助しているということで理解してよろしいですか。

総務課長（高橋正文君） そのとおりでありまして、今移住のほうにご相談に来ている総建築費の額によって、この料金を算出しているということです。

委員（渡邊 計君） 24ページ、一番下に浄化槽設置の整備事業ありますけれども、これ前年度と比べますと同じ7人槽20基分で金額が変わっているんですが、これはどういう理由で変わっているのでしょうか。

住民課長（石井秀徳君） 浄化槽補助金につきましては、昨年度につきましては指定業者を使った際の10%の上乗せがございました。その部分が今年度からなくなったということでの減ということになるかと思えます。

委員（渡邊 計君） 10%なくなったということですが、これ今年の643万5,000円、10%乗っけても700万円にしかならないんです。前年度は852万5,000円出ているんです。同じ7人槽20件で。10%の上乗せ、全然数的に合ってこないんですけれども。

住民課長（石井秀徳君） 予算ベースで今回643万5,000円で上げさせていただいていますが、実績になりますと実際7人槽が一応20基で想定して出しておりますけれども、5人槽だったりする部分がございますので、大体村内で設置される際の浄化槽が5人槽が多いのかなと思ってはおりますけれども、そういった部分での差が出てくるということになります。

委員（渡邊 計君） 予算書ではあくまで5人槽じゃなくて、7人槽で20基分で、今回でいきますと1基32万1,750円、前年の805万5,000円でいくと1基分42万5,250円と、10万円近くの開きが出てきているんですけれども、なぜ去年と今年で1基当たり10万円ほどの開きが出てきているのかとお伺いしているんです。

住民課長（石井秀徳君） 前年度の比較の部分であります、若干お時間をいただいて精査させていただきたいと思えます。

委員（渡邊 計君） その精査、きょう中に大丈夫ですね。きょう中というか早くしてもらわないと、きょう委員会最終日に委員会採決をするわけですから、そこまでに説明を伺わないと納得できないわけでありまして、今すぐって言っても答えられないでしょうから、後でも構わないんです。

次、25ページ、12節に可燃ごみ焼却分業務ということで424万円ほど上がっておりますけれども、これたしか臨時会か全協かで説明あったかと思うんですけれども、前年は95万7,000円ということで前年から比べて約4倍ほど上がっているんですが、これの理由、もう一度説明をお願いします。

住民課長（石井秀徳君） 一般廃棄物の焼却に係る費用でございます。今現在蕨平など減容化施設のほうにフレコンバッグに入れて搬入して焼却していただいているということでもあります。今年度につきましても環境省と契約をしまして、焼却処分を依頼しているところではありますが、実は今年7月まで税抜きで3,600円ということで契約をさせていただきました。

8月に、環境省があそこの管理運営をするJVの構成が変更になりまして、再度見積もりということになった際に、環境省から提示された金額につきましては、1トン当たり税抜きで1万2,848円ということでの提示がございました。確かに、そこで約4倍ぐらいの金額の差が出てきておりまして、今年度多分6月だったかと思いますが、補正で上げさせていただいた経過がございます。そんなこともありまして、昨年度と比べまして今年度につきましては金額に見合った部分としまして計上させていただいております。ごみの量としましては大体250トン程度でございますが、その程度で試算をさせていただいているという状況でございます。

委員（渡邊 計君） 要は、提示された金額が違って来たということでこの差が出ているんだと思うんですけども、来年度にしては南相馬市の焼却炉を使って燃やすことができるということ、この424万円というのは12カ月分なのか。今年いっぱい1月から南相馬に焼却委託した場合の金額は幾らになってくるのか。その辺はどうなっていますか。

住民課長（石井秀徳君） それも見込んで予算化をさせていただいているところではありますが、実際平成22年度、震災前の南相馬市との契約単価でございますが、1トン当たり当時は消費税5%だったかとは思いますが、税抜きで表示させていただきますと1トン当たり1万5,400円でございます。そうしますと、今現在の環境省の燃焼していただいている単価よりも若干高いかなという部分がございますが、そういった部分を今回計上させていただいているという状況であります。ただ、ごみの量も人が戻るにつれ、だんだん少しずつではありますが、ごみがふえている状況にありますので、今年度につきましては一応見込んでおりますけれども、その前後で金額が変わるといえるのはもしかするとあるのかなと思っております。

委員（渡邊 計君） わかりました。

次に、53ページ。14節工事請負費のところですけども、農業施設災害復旧。村単独補助金が30カ所分で上がっておりますけれども、この台風被害、現在30カ所分だけ補助金として上がっていますが、全て被害に遭ったところを直す申請はどのくらい上がっていますでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） この単独補助については農地の災害復旧ということで、農地と施設の農業用水路等の災害になっています。実際的には、被害調査をした結果が426件ほどございました。ただ、全てがその他補助かという、今多面的機能支払交付金等も活用できますので、そういうものを活用しながらまずは今年度できる部分を今やっているところでもあります。

来年度の見込みとして30件ということで計上しております。これについてもいろいろな事業等の絡みもあって、またふえるようであれば対応していきたいと思っております。

委員（渡邊 計君） 村単独補助で直している人もおりますけれども、実際村ではこれだけの補助を出しますということで、じゃああとは自分で業者見つけなさいということになっていますが、今現在業者が見つからないで困っている人がいるということで、これ何とか行政から業者をあっせんしてできないのかなと思うわけですが、でないと佐藤一郎委員からも聞きましたけれども、大倉で見積もりをとったら3倍の見積もりが出てきたと。3倍の見積もりが出てきても、行政から出る金額は一定の金額しか出ないと。ということで、ある程度業者を村側であっせんするようなやり方をしていかないと、復旧はちょっと難しいのかなと。復旧に関しても恐らく来年度いっぱいということで、再来年は対象にならないということですので、これを何とか業者を見つけてやらないと復旧したくてもできないということになるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） そもそもの村単事業のこれのいきさつとしましては、震災前からあるわけですが、自分の農地は自分で守るという意味で、そういうところで自分で直した部分に関して、こうした補助金を出すというのが基本的な趣旨でありましたが、時代の変化、今回の震災もあってなかなかそれに該当しない要綱にもなってきたのかなと思います。基本的には自分でやってもらうというのが基本であります。

それで、今言ったように村であっせんということもありますが、やはり村であっせんできるのは村内業者とかそういう業者ありますよという程度で、見積もりに関しての協議というのはなかなか村では難しいのかなと思っています。そういう意味で、いろいろ要綱も含めて検討しなければいけない時期になっているのかなと思っています。

委員（渡邊 計君） 次、54ページ、4款1項5目24節積立金、ここに飯舘村広域的減容化施設影響緩和基金利子とありますけれども、これ元金4億円ほどあるということですが、減容化施設影響緩和、これはどのような内容を考えていらっしゃるのでしょうか。

復興対策課長（村山宏行君） 今回上げておりますのは予算の基金利子のみということであり、そもそも、この基金の設立の意義ということでもありますけれども、蕨平地区、そこに減容化施設をつくるということで、地域に貢献できるような施設、そういうところが必要ではないかというところで、蕨平地区に何らかの施設のものを整備というところでの基金として積んだということ聞いております。地元から集会所を壊して新しくというその中身も若干聞いているところではございますが、ただ、蕨平地区、現在戻っている方が少ないというところがありまして、今後そのものについては蕨平地区の復興の部分で使っていくような協議を進めたいと考えております。

委員（渡邊 計君） それで、資料をいただいて、いろんな基金があるわけですが、その中で寄附金、村に上がってふるさと納税もありますし、あるいは一般寄附もありますでしょうが、一般寄附というのはどのくらい今年度上がっているのでしょうか。

副村長（門馬伸市君） ちょっと蕨平の基金の件で誤解があると申しわけないので補足しますが、蕨平だけで4億円ということではなくて、あそこに減容化施設ができたので、村全体として減容化できたことによって、言ってみれば迷惑施設といえは迷惑施設なんです、そのために基金として積み立てをしておいて、もちろん蕨平地区の今課長が答えた

このためのというのがあります。例えば、今集会所を整備したいとか、道路あの辺の一帯のところを改良してほしいとかというのが、今出てきていますが、全て蕨平だけに使うということではない基金ですので、ご理解いただければと思います。

総務課長（高橋正文君） 寄附金の額ということでございますが、ざっくりで申し上げますと令和元年度は3,000万円、その前の年は1億円、そのための年は約2億何百万円だと思います、2億円。だから、2億円、1億円、3,000万円という経過になっております。令和元年度が230万円、平成30年度が160万円、もう1年申し上げますと平成29年度が5,100万円でございます。

委員（渡邊 計君） 令和元年度が230万円ということで元年度の寄附だと思いますけれども、あぶくま信用金庫から寄附金が上がって、それは幾らの金額だったのか。それでその使い道が木彫ということで交流館に納められているわけですが、その決定は誰がなされたのかお伺いします。

総務課長（高橋正文君） あぶ信さんからの寄附は金銭の寄附ではございませんので、現物で木彫をご寄附いただいたということでございます。

委員（渡邊 計君） あぶ信さんから最初から木彫ということではなかったのか。それともあぶ信さんが寄附をしたいということに関して村側から木彫でということ注文したのか。どちらでしょうか。

村長（菅野典雄君） 駐車場、ずっと公民館の前の交流センターの前の駐車場をお借りしていたということで、何か村に御礼をしたいというお話がありました。いや、そんなのは別にいいですよという話をさせていただいたんですが、何かでも大体金額的には50万円ぐらい考えていますという話をさせていただいたので、多分今までも、私かなりのところでお話をさせていただいているんですが、お金も大変ありがたいということなんですが、すぐやはり右から左に使ってしまいますので、皆さん方の意思をできるだけあらわすということであれば、何か品物のほうがいいんじゃないですかというところで、公民館のほうがあのようなのでああいうのですかというから、それも一つの案ですという中になったということでございます。

委員（渡邊 計君） 上がってきた寄附に関して使い道は執行部で考えるんでしょうけれども、このことに関して村民からも木彫、ブロンズ像含めてまたそんなことやってんのかという声は何点か上がってきていますので、伺ったわけですが、今後こういう寄附金を積み立てている中で、今後のこと考えると、こっちに回したほうがまだ村民のためになるのではないかと改めて質問しました。

次に、80ページ、10款6項1目の10節の中に子供のキャンプ資材等とありますけれども、これは資材、どんなものを買ってどこでキャンプをなさるおつもりなのでしょう。

生涯学習課長（藤井一彦君） 今、子供キャンプの資材代ということでございます。キャンプやりますと、炭とか、普通のキャンプに使うものいろいろありますので、そういったものを買うということでもあります。あと、実際にやるときに子供だけではなかなか火のおこし方とかわからないということもありますので、この中には協力者のものも含めて入っているということで、今うちのほうですと全部で5万7,000円ほどキャンプに使うという

ことでございます。平成31年度の実績で5万7,000円ほど使っております。

場所についてはあいの沢のほうも整備されるということも聞いておりますので、あいの沢を一つの候補として考えているところでございます。

以上でございます。

委員（渡邊 計君） あいの沢を使うのは来年度ということで、平成31年度はどこで行ったんでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 平成31年度もあいの沢の下のところでやっているということでございます。

以上です。

委員（渡邊 計君） あいの沢ということですが、あそこは重点的に除染はされていますが、キャンプ前に線量測定などはなされたんでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 場所が、きこりの前のバンガローがございますよね。あその前でやっているということで、線量的には高くないということで聞いておりましたので、線量計を持っていつてはかるまではしておりませんが、十分除染はしたということで伺っておりますので、その場所でさせていただいております。

委員（渡邊 計君） このときの子供の参加人数は何名ほどいらっしゃいましたか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 全部で12人参加しております。

委員（渡邊 計君） 予算書的にはページ数戻っちゃうんですが、21ページ、2項1款10目7節報償費であります。この中の運転免許自主返納対策事業ということで、前年から一般質問でやって今回ようやく自主返納に対するものを認めてもらったわけですが、この事業の内容としまして公共交通バスの回数券、それからタクシーチケット、あるいはシニアカー等の補助とありますけれども、1、2公共バスの回数券及びタクシーチケットに関しては3年継続ということですが、3番のシニアカーや自転車、四輪車駆動機なしというものに関しての2分の1補助15万円というのは、年数はどれくらいやるおつもりですか。

住民課長（石井秀徳君） 備品といいますか、自転車、三輪車四輪車駆動なし、それから電動アシストカー、シニアカーという部分については、現在のところ想定としては1回としております。

委員（渡邊 計君） それで、この事業の内容でありますけれども、これが村内に戻ってきた人だけが対象ということですが、現在村内に戻っている人は移住、それから職員含めて1,400名ほど。ということは、あと子供含めると4,000名近くが村外におられると。その中で、村外からは子供は村の子供だとして学校に通わせていながら、今2地域居住が認められている中で、村外に住んでいる免許返納した老人はこの補助の対象にならない。あんたたちは村民じゃないよと言っているような、そういうふうに取り返されても仕方ない。

福島市の場合は、福島市に住所持っていない飯舘村民も、恐らく町内会とか参加している人でしょう。70歳以上の人に福島市内のバスの無料パスをいただいているわけです。飯舘村の場合は、なぜ村内に戻った人だけが対象で、いまだに避難継続の形である中の

村外の老人は対象にしないのか説明ください。

村長（菅野典雄君） いわゆる飯館村は、ごらんのとおり都会でもありませんし、交通の便がいろいろあるわけではありませんから、こういう飯館村の中で住む場合に足の確保をどうするかといったときに、いわゆる免許証を返納した人は困るんでしょと、こういうふうに我々は考えていますし、ある意味では当然質問された渡邊委員も同じだろうと思うんです。ただ、村外にはかなりの人たちが住んでいますから、私も村民よ、あなたは村民でないよなんて言うつもりは全くありませんけれども、そこにはいろいろな交通の便がそれぞれあるわけがありますから、確かにそんなにそうでないようなところもあるかもしれませんが、そこで線引きということになるととてもできるわけではありませんし。

ということで、とりあえず飯館村に住所を持っている方に対して、一応返納していただいた場合には15万円という金額を提示をさせていただいて、シニアカーの場合には1回買えばそれで動く。そうでなくて、当然バスの券とかタクシーの券を使うのであれば1年にそんなに使えるわけでもないし、あるいはまた使うかもしれませんけれども、とりあえず、5万円で3年間続けさせていただきます。こういう形でさせていただいたところでありまして、もしこれ全員に広げるということになると、これまた膨大なこととなりますし、場合によっては今おっしゃったように、福島市の方がそれをいただいたとしても、なかなか使い切れないあるいはどうなのという話になるのではないかなと思いますので、いろいろ均等にいくわけにはいかないという問題もあろうかと思いますが、ぜひ飯館村のこの広域の広い中で、交通のない方に対してという考え方で今回こういう事業をさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思っています。

委員（渡邊 計君） 私、去年運転免許自主返納者に対しての何らかの施策はないのかという中で出した中で、私はこんな金額、5万円ほど要らないと思うんですよ。2万円あるいは3万円でもいいかなと。そのかわり底辺を広げるべき。

そして免許返納した場合に負担がかかるのは子供、お孫さん、免許返納している人であれば恐らく孫、ひこまでいるわけですから、そうすると負担がかかってくるのは息子さん、お孫さん。じいちゃん、ばあちゃん、免許なくなったから送り迎えしてくれ、そういうこともふえてくる中で、そしてもう一つは村の商業、そういうものを発展させる上で、前回言ったと思うんですけども、道の駅の商品券ですね。これであれば商工会に出すような手数料も要らないし、またほかの商店でも使いたいと思えば手数料をちょっと見て、そういう村内の商店、特に孫や子供たちが車でその分を補うとすればガソリン代も今まで以上にかかってくるということであれば、この金額2万円ないし3万円にして村内のガソリンスタンドからの給油券、そういうものを配ったほうが、まだまだ免許返納した人たち、そして村外にいる村民も使えるのではないか。このように思うわけですが、今回はこの予算で上がってきていますが、今後の臨時会、6月定例会に向けてぜひその辺のところを検討していただきたいと思うんですが、村長、いかがでしょう。

村長（菅野典雄君） 何度も言いますように、飯館村で足が不便だということに対して、真摯に私たち質問に答えさせていただきなきゃならないということでこの案をつくったと

ころであります。例えば飯舘村でガソリン券をとった場合に、確かに飯舘に来る人はいるでしょうけれども、福島に住んでいる人が飯舘村でガソリン代という話になるかどうかというのもあるし、また道の駅という券で、私はもう道の駅なかなか大変ですから、券をあげたいという気持ちもわかりますけれども、それが足の確保の代替なのかというの考えなきゃならないんじゃないかということもありまして、とりあえずこういうふうにさせていただきました。すぐ6月になるかどうかはわかりませんが、何せもうちょっといろいろ検討はしてみたいとは思いますが、数がどのぐらいになるのかということも考えていかないと、後の財政にやはり悔いを残すということになってはいけないわけでありまして、ぜひその辺またもう一度検討はさせていただきますが、とりあえずこんな形でスタートさせていただければと思っています。

委員（渡邊 計君） 今、村長から再三足の確保、足の確保、福島、南相馬、住んでいても足の無い人もいますよ。免許返納する人の中で。タクシーチケット出すなら、その人たちだって同じじゃないですか。私は足の確保も大事ですけども、免許を返納する、今回東京で大きい事故、そして最近もお年寄りが事故を起こしています。その中で免許を返納した。免許を返納したことに対することと足の確保と両輪でいってもらわないと、足の確保だけだから村内だけだ。同じ村民としてこんな不公平ありません。ぜひ、次の議会まで前向きな検討をしていただきたい。

以上で、私の質問終わります。

総務課長（高橋正文君） 先ほど、渡邊委員からご質問いただきました移住定住支援事業補助金の資料8ページ、お出ししておりましたが、この数字に誤りがございましたので配付させていただきますと思います。

住民課長（石井秀徳君） 先ほど、渡邊委員から質問のありました浄化槽の件についてご説明させていただきます。ちょっと今時間いただきまして調べさせていただきました。令和元年度は平成31年度の浄化槽の補助850万5,000円、今年度が643万5,000円、その差は何だということがございます。予算説明資料の中に、確認しますと昨年と同様に7人槽で20基と表記されております。大変失礼しました。平成31年度の表記の中で7人槽で20基は間違いありませんが、金額が41万4,000円で20基です。828万なんです、プラスして撤去の分が5基ございました。それ合わせまして850万5,000円という予算の計上でございます。今年度につきましては、撤去費の5基分と7人槽15基ということで、合わせて20基の表記とさせていただいているところであります。違う分としましては、平成31年度に20基ということで表記させていただきましたが、合わせて20基ということの間違いでした。大変失礼しました。

引き続き、滞納の部分について、今手持ちは数字だけですので大変申しわけございませんが、滞納者の状況であります。村民税につきましては6名、固定資産税については4名、軽自動車税9名ということで、村税については現在のところ19名でございます。それから、国保税については13名となっております。

滞納者の状況でございますが、今現在生保だったりあるいは財産なし、所在不明ということでの執行停止が5名でございます。国保が3名の固定資産税、村民税それぞれ1人、

1人ということになっております。

委員（佐藤八郎君） まず、私、資料14点請求していますので、これから14間、夕方までありますからあれですけれども、その他もあるので。

まず、復興震災記録という部分での予算、9ページ、とってありますけれども、きのう原子力発電所の水素爆発によつての9年目ということで放射性物質、毒物が大空から放散させられて、飯館村民人生最悪の状態になったわけでありまして、その上に立っての村民視線に立った震災記録施設になるのかどうか。まずこの震災記録施設の目的なり、内容的なものは何なのか伺っておきます。

総務課長（高橋正文君） 9ページの震災記録交流施設ということでございますが、これはきのう村長より申し上げましたが、旧飯樋小学校のリフォームでございます。きのう申し上げましたが、学校で使う補助事業というのがございますが、学校用途変更して学校とは違う用途で使うという場合は補助金がほとんどございません。ですが、このような防災拠点整備であれば補助があるのではないかということで庁内で検討しまして、国土交通省所管の補助事業がございましたので、これも10分の10の補助であります。これを活用して旧飯樋小学校をリフォームし、その周りの外構も防災拠点として整備するという内容でございます。

委員（佐藤八郎君） きんのう聞いた答弁とおりですけれども、今年リフォームで整備する。この中身的に記録交流施設、備品も保管するような話もありましたけれども、この9年間の村民の苦労やそういう記録も残るものなのか。何をもちえて交流施設と、仮称ですけれども、なっていくのか。その辺はイメージとしてはどういうふうに村民視線からして思っていたらいいのか。

総務課長（高橋正文君） 詳細については、展示の学校内の配置とかこれからなるとは思いますが、今八郎委員おっしゃったように、震災記録というのももちろん、どれくらいの規模になるかわかりませんが、震災の記録なんかも展示していくコーナーができるということになると思います。そのほか、いろいろ村に今ご寄附いただいたもの等もございまして、その辺の物の展示、あとはこの補助事業の趣旨であります防災拠点ということの備蓄品なんかも備えつけるその施設にもなるということで、あとは飯樋小学校ですね、床の張りかえとか内装のリフォームとか、それは9年間使わないう部分で直すということでございます。

委員（佐藤八郎君） ゆうべ、お通夜、お別れ会に行きまして、数人の方から声をかけられて、私ども議会議員も一生懸命箱物や大型施設の今後の維持経費、どう村民に運営費知らせたらいいか、工夫して調べているんですけれども、ゆうべ言われたことそのまま言いますけれども、箱物や大型施設、9年間で大分つくりました。維持管理費の運営費は国県がいつまで金出してくれんだ、これからの長泥にできるものもあるけれども、深谷にある拠点施設は、経営も維持管理運営費も費用的にはどうなんだと聞かれた。

長泥については除染解体をほかの地区と同じくやってもらうのには、拠点施設を反対するわけにはいかなかったというお話で、私長泥拠点も深谷拠点も含めて維持管理運営費がどの程度今後、総務課長がきのう言いました費用対効果からしても、どう答えたい

いか私自身も整理がつかないので、きょうこの場所で来年度予算を組む中で、少なくともそれと公民館と、あとは学校関係とグラウンド、この関係のものはこういうきのうの席でさえ心配してくる村民がいるわけですから、いっぱいいるんですよ、そういう方。きちっとこういうものは施設ごとに明らかにして示すことは、今後の村づくりにとって根本的な基本的なものだと思うんですけども、いかがでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 施設の維持管理経費ということでございますが、基本的に維持管理費に対する国県の補助はございません。これは単独で維持管理をしていくということがございます。ただ、深谷の拠点、多目的交流広場には若干人件費等の補助が何年出るかあれなんですけど、当面の間人件費の補助なんかも出るということで、若干は補助事業が入るところもあるということになります。

八郎委員ご指摘のトータルの維持管理経費でございますが、平成22年度ベースで申し上げますと、施設の内容も随分変わっておりますが、平成22年度には1億9,500万円ほどかかっていたと。令和2年度の予算ベースですと、維持管理に2億3,400万円ほどかかるのではないかと見込みをしております。この内訳には130施設を取り壊して新たな施設を更新したという内容もございますが、ただ箱物と申し上げられましたが、きのうも申し上げましたが、老朽化した公共施設の更新が主なものでございまして、新たにつくったのは深谷の道の駅等でございます。ですから、必要不可欠な施設を更新してきたと。あとは復興に必要な箱物をつくったというのが内容でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 総務課長、言っていることはわかりましたけれども、そのように見通しというか、村民としてわからないことが多いんですよ。ですから、わかりやすいようにきちんと周知徹底することが大事なかと、特に村を思っただけでそういう財政的な面も含め、心配している方にとっては重要なことなので、きちんと今ある施設のどこは解体してなくしてどうするああするという、具体的に見えるものでなくて夢みたいなどっかのアドバイザーが絵描いたものばかり、こんな分厚く資料配って村民に配ってますけれども、そういうことじゃないんじゃないかなと。アドバイザーとコンサルタントで行政執行しているんじゃないかと、飯舘住民という生活、村民という生き方、なりわいがあるこそ村なので、そこを中心に据えた周知や広報の出し方。大切なのは広報で全国大臣賞とることでも何でもありませんよ。多くの村民が登場してあの人も元気でいたんだと、村民がお互い気持ちの持てるような広報ですよ。写真ばかり出して、写真の広報じゃないんですよ。大臣賞もらうのは大事かどうか知りませんが、その点では今後十分検討されて、わかる村政、透明性のある村政、村長がいつも言っていますから。

次に、携帯電話、きのうお話がありましたけれども、内容的にはきのうの委員の答弁いただきましたので、わかりましたので、今後の見通しはどのようになって、不通話解消がどれほどできていくのか。来年度はわかりましたけれども、再来年度以降はどういう方向なんですか。電波事情もいろいろ世の中とともに変わっていくような話もありますので、その辺ではどういうふう考えているのか伺っておきます。

総務課長（高橋正文君） 携帯電話の不通話でございますが、来年度は今あったように木戸木

と八木沢に来て基地局が2つ建つ。その以降の状況でございますが、資料4ページに出しておりますが、このようにまだ不通話地域が村内に点在しているという状況でございますので、今も要望を国県に基地局の設置について要望はやっているということでございます。ただ、令和3年以降のどこに基地局が建つ、どこに整備するという内容は村でもまだわかっておりません。ですから、どこの箇所が改修されるというのは今のところ令和3年以降はわかっていないということでございます。ただ、この前も大手のキャリアではありませんがアンテナを立てたいとか、急遽、大きな基地局ではありませんが、小さな基地局ですが、そういう提案もありますので、引き続き国や県に、あとはキャリアの皆さんに村としては要望していくということでございます。

委員（佐藤八郎君） 14ページの自分史の記録について伺っておきますけれども、これまで40名の方、この予算で20名。これはどのような公募されたり選定された中で実施されて、個人負担との関係、出版物の配布と活用、どうされるという事業になっているんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 自分史の内容であります。ここにありますように平成30年と令和元年に20名ずつつくったと。令和2年度も20名で令和2年度が最終年ということになる。登場された方20名の内容であります。公募でございます。広報紙で公募する。またはつながっぺ等で募集をかけるということで、20名の方を毎年集めていただいて、この作成をしていくということでございます。

料金については無料でございます。

委員（佐藤八郎君） 配布と活用の実態は。

総務課長（高橋正文君） この部数500部ということでございますので、20名の方には優先的につくった、参加した20名の方には10部程度、希望もありますけれども、10部程度渡しております。あとは残りの300冊については関係機関、希望される方もおりますので、その方には配布をしております。

済みません、参加された方は1人20冊お渡しすることになっております。その方の希望にもよりますが、ですからマックスで参加された方が400冊行くと。残り100冊でございますので、本当に関係機関とかどうしても希望される方にお渡しするというところでございます。

委員（佐藤八郎君） 2回とも見せてはいただいたんですけども、どうして持っている方と持っていない方と欲しい方ももらえない方と、いっぱいあるんですけども、今聞くと本人20部上限という話。希望する方も、公募で希望する方を募ったんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 主には、やはり関係20名の方の関係者に配るとというのが主でございます。あとの100冊については関係機関。残った分についてはその20部以外にも親戚とかに渡したいという方もおりますので、そういう方は個別にご相談に乗って渡したりもするというところでございます。基本的に、この方々と関係機関で。

委員（佐藤八郎君） 議会では希望は出さなかったのも、もらった方もいるのかどうかわかりませんが、大変この配り方、活用の仕方というか、ある一定の部分では、いいものだなと言われる人と、何でおらは自分史づくり、まぜてもらえねんだという人も

いるんだけど、公募しているの、公募しなかったからという話になるんですけども、つながっぺ利用していないからってなるのか。わかりませんが、いろんな避難先や集まった場所で話題になってはいるんです、そのときは。話題も7日ぐらい過ぎるとなくなるか、どうかともかくとして。いろんなこと聞くもんですからあえて伺っています。

だから、希望者にも配るんだとすれば希望する人を村で発行する学校、卒業式とか、子供は飯館村で育てましょうなんて何千部つくっているかわかりませんが、いずれにしろ希望する人にも渡しているんだとすれば、希望する人を募るというのも自然かなと思うんです。

総務課長（高橋正文君） 今、担当に聞いたところ、希望される方も何人か窓口に来て譲っていただけないかというお話もあったようですが、部数が足りないということでやはり、基本は20名の方と関係機関にだけ配布しているということであり、関係機関には議会の皆様が入っているということで、ただいま配布する準備をしているということであり、

委員（佐藤八郎君） 議会によこすって言ったからやめるんじゃないんですけども、もう少し村民が、何か公募をして見ないから悪い、つながっぺに行っていないから悪いみたいになるような格好にしないで、もっと緩やかにならないと。やめますけれども、いろいろ大変な本人にとっては本当にすばらしいものができているわけですし、喜んで私行くたびに同じ本を何回も見せられたりもしていますけれども、いずれにしろもっと和気あいあいの中で、せつかくすばらしいものつくったのにいろいろ悪い方向で問題になってはね。

次に、移住定住の空き家対策に係る仕事と成果、きのういろいろとありましたけれども、本年は35件と、対応する相手方探しと連携する国県とのかかわりはどういう流れの中で進められていくのか伺っておきます。

総務課長（高橋正文君） 済みません、移住定住の滞在型のほう。16ページの一番下の。東京23区というところですか。

委員長（相良 弘君） 質問はつきりしてください。

委員（佐藤八郎君） 質問はつきりしているんですけども、この事業をやるのに対応する相手方探すとか、連携する国と県のかかわりはどういう流れでいって、この事業はさらに続くのかどうか。

総務課長（高橋正文君） 移住定住と国県とのかかわりということでございますが、もちろん移住定住交流については国の施策でも推進している事業でございますので、また村だけでは移住定住の交流が図れないということもございますので、引き続き国県と連携して進めていくということでございます。その補助金等につきましても、村の補助金と国県の補助金を組み合わせてなるべく村の財源を使わないように、国県の充てられるところは充てて補助事業を進めるということでございます。なお、施策についても引き続き国県と連携して、移住定住交流を図っていくということでございます。

村長（菅野典雄君） ご存じのように、原発事故で避難したところは非常に人口が少なくなっ

た。その中でこれからやっていかなければならない。こういうことで、村のほうはもう既に2年前から大々的に移住定住交流室というものを置いて、また補助制度もほかの自治体よりかなり多くやってきたところでありまして、現在のところ住所を持ってきた方は160人ぐらいなんです、確実に飯舘村に移住というのは90人ぐらいであります。その中で、県はほかの県に県民が移った人は福島県に戻るのには出すと、こういう形で、それと飯舘村は抱き合わせて出させていただいているということなんです、新聞紙上ですから、これからであります、福島県も今度は本気になって移住定住対策をやるということですから、どんな事業が出てくるかわかりませんが、それとやはり抱き合わせしながら、ぜひこれから移住定住交流というものを村の一つの大きな柱としてやっていくことが、これからの村の再生につながるのではないかと考えているところでありますので、今のところ県がどのような事業を出すのか。かなり大きく出ていましたから楽しみにしているところでありますし、期待をしているところでありますので、それと村とのコラボをやっていきたいと思っているところであります。

委員（佐藤八郎君） 取り組んでみての課題と申しますか、別事業所と申しますか、事業推進班をつくってやっているわけですから、どんなものがあって、そのことは県や国にも伝えられているのかどうか。

村長（菅野典雄君） やはり課題がないわけではありません。一つは、来る人は誰でもいいのかということ、なかなかそうもいかずに地元から苦情なども出ている方も、全く少数であります、いないわけではないということで、やはり来るときにいろいろ細かく聞かせていただきながらそれが基準というわけでもないんですが、考えなければならぬのではないかと申すのが一つあります。

それからもう一つ、移っていただくのは村としては大いに結構でありますけれども、区長さんからは、いつの間にかあそこにわからない人が入ってきたと言われるのがこれまでにもありまして、できるだけ各行政区の区長さんには今度どこどこにこういう方が入りましたので、今後ともよろしくという話はしなければならぬなとか、そんなこともあります。そんなことでまだ課題はあるだろうと思えます。その都度どういう考え方で来るのか、どういう基準で入られるのかというのがありますので、慎重な中にも考えながら、ある程度やはり大いに村に来ていただくことは一つの方向性としてやっていくことが必要でないかと思っているところであります。

委員（佐藤八郎君） それでは、11ページの公用車の台数と管理の維持する上での車検整備、村内事業者には公平にさせているのかどうか。この原発事故前と最近と来年度、業者も原発事故前の業者数と、現在なりわいとして経営していらっしゃる事業所と違うかもしれませんけれども、公用車台数との関係、管理の部分では公平性は保たれているのかどうか。

公用車の管理と申しますか、運転と申しますか、事故なんていうものは減少傾向にあるのか。使用される方のストレスや不安定もあって、原発事故以後ふえているものなのか。いろんな職員は課題をいっぱい抱えての毎日の仕事なので、心配しているところでありますけれども、お聞かせを願いたい。

総務課長（高橋正文君） 公用車の関係でございますが、まず車検等の修繕料については、村内の業者さんに全く平等というわけにはいきませんが、割り振っているということでございます。さらに、公用車の燃料代につきましても、以前長正委員からもお話がありましたが、村内の燃料業者に各課で割り振っているということでございます。

もう一つ、事故の関係でございますが、平成23年、平成24年、平成25年あたりはかなり公用車の事故が多かった。スクールバス等も、なれない福島市内等を走っておいりましたので、かなりスクールバスの事故も多かったということでございます。ただ、最近は飯館村に役場も帰還したということもございまして、公用車の事故は減少傾向にあるということでございます。

委員（佐藤八郎君） かなりの台数あるので、仕事上できかねる事業者もあるのかなって心配しているんですけども、消防自動車の来年度集中するというのは聞きましたけれども、公用車もそれなりに集中するときは集中したりという台数になると思うんですが、その辺は自動車修理工場の協会的なものとか商工会ですか、わかりませんけれども、話し合いとか、機会はどのようになっているのでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 自動車修理整備工場の協会等はございませんが、村内の主に5社でここにある公用車の一覧表、あとはいろいろなバス、スクールバス等もございまして、基本的には村内の業者さんに修繕は全てお願いするというところでございます。

高度なものといいますか、特殊な修理等では村外の業者に頼む場合がありますが、基本的には村内の業者さんをお願いしておるということでございます。

委員（佐藤八郎君） 事業者も社長と後継者、奥さんとか事業に使っていたり、いろいろしていると思うんですけども、どうも事業者、労働者が多いところは台数が多いのか、いろんな話も聞くんですけども、その辺はどういう台数の分け方で平等性を保とうとしているのか。何か基準的なものがあるんですか。

総務課長（高橋正文君） ここにある40台、平等に割り振ればいいんですが、まずは買った業者さんに出すというのが多いといいますか、基本的に全部平等に割り振れないというところが、購入業者さんをお願いする車検ということで、ちょっと偏りが出るのかなというところはあります。

委員（佐藤八郎君） じゃ、役場に車を売った業者が勝ちという話になるんですか。仕事が多く来るといふことになるんですか。

総務課長（高橋正文君） 全てそういうわけではないんですが、購入したのも半分ぐらいございまして、あと半分は震災中いただいた車両等もございまして、基本的にそういうものはできるだけ平等になるように割り振りをさせていただいているということです。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、半分の40台は買ったところに出す。残りの半分は売った業者も含めて5社で割るという感じですか。

総務課長（高橋正文君） ここの40台ですと約半分の20台は買ったところに出すと。必ずしも購入した業者に出すということでもないんですが、そのほかはできるだけ業者さんが偏らないような感じでお出しするというところでございます。ただ、業者さんも仕事の都合がございまして、お願いするといつても受けてもらえない場合もございまして、基

本はできるだけ平等になるような発注をしたいと考えております。

◎休憩の宣告

委員長（相良 弘君） 喫飯のため休憩します。再開は13時10分とします。

（午前 11時56分）

◎再開の宣告

委員長（相良 弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

委員長（相良 弘君） 質疑を許します。

委員（佐藤八郎君） 午前中の確認を1点。40台入れた場合購入した事業者、購入するときの入札なり指名業者は5社のうちの何社になっていて、あとは入札の結果でしようからね。

総務課長（高橋正文君） 公用車の入札ということですが、通常の普通車両については村内の3業者を指名して競争入札をやっております。

委員（佐藤八郎君） 企業支援についてきのういろいろありましたけれども、菊池製作所の会社内での事件があったというように村民の何人かの方から聞いて、その後もこの会社には村が補助というか助成をしている。来年度予算でもまたするという流れでありますけれども、会社内での損失なり会社での億の話も出ているので、その辺のことは村として知っているのかどうかと、その後起きたことの後も助成していらっしゃるので、この辺は企業支援審査会でしたか、この中ではどんな論議というか検討がされてきたのか伺っておきたいと思います。

村長（菅野典雄君） 菊池製作所さんがいろいろあったという話は、全く役場では知っておりませんでした。議会からその話があって初めてということですが、まだ議会中だったものですから真偽のほどを聞くという話にはなりませんでしたが、いずれにいたしましても村にとっては最大の企業でございますし、かなりの人が雇用いただいているわけありますから、その辺等兼ね合いもあるとは思いますが、これからやはりある程度はその辺は聞きながら支援というのも大切でないかなという気がしますが、いずれにしましても、いずれ議会が終わりましたらその辺話をゆっくり聞く機会をつくらせていただきたいと思います。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 村で最大企業、雇用の場でもあるというのは重々わかりますけれども、そうであれば余計に公費の補助にしては透明性のあるきちんとした補助をしながら、村内の雇用の場を拡大していくという部分なので、長年ずっと働いている人に聞くと、川俣町、福島市の賃金が高いのか、菊池製作所が安過ぎるのかわかりませんが、残業しないと同等の給与にならないという部分での賃金単価の問題も含めて、どういう体制で働いている方が自分にとっても村にとってもいい企業となっているのか。その辺の見解はあるかお聞かせ願いたいと思います。

副村長（門馬伸市君） 雇用されている方々の賃金の実態、私は聞いておりませんが、働いている人、何人か私も近くにおりますので、聞いていることもあります。決して飯館村の菊池製作所の単価が低いという話は私は聞いていないんですが、ボーナスもある程度出

されているという話もありまして、あと決算手当かな、そんなのも出ているという話も聞いていますので、なおどの程度なのか、平均的な勤務の年数と初任給とかあるいは諸手当関係ですか、その辺はなお確認はしてみたいと思います。

委員（佐藤八郎君）　きのうもきょうもあつた話ですけれども、21ページの運転免許の返納への対応とワゴン車運行への予算ですけれども、これ午前中もあつたように、どうも村内に帰村された方が対象ということなので、あえてお聞きしますけれども、対象となる村内の方と同じような年齢層でいた場合、今住民票が村である方の人数、同じように援助した場合の予算額はどのぐらいになるのか伺います。

村長（菅野典雄君）　残念ながら、もともと先ほど説明させていただきましたように、やはり飯館村に戻られて何とも、免許返納した場合には動きようがないということだろうと思つたものですから、いわゆるこちらの対象人数、村外に住んでいらっしゃる対象人数というのは、調べてみませんとなかなかわからないということでもありますので、先ほどご質問ありましたように、もう一度調べた中で一体どのぐらいになるのかあるいはどういうところに住んでいらっしゃるって、その場合にそれが功を奏するのか、功を奏しないのか、やはりこれは村のお金を使うわけでもありますので、その辺を内部検討をさせていただきたいと思っております。

委員（佐藤八郎君）　調査しなくても、住民課で75歳なら75歳、80歳なら80歳、切つた場合の人数は出てくるし、返納した場合これだけやるといったら掛ける人数になるわけ。この対象とした予算を今回とっているわけですから、残りの数に掛ければ出る数字だと思いますけれども。

村長（菅野典雄君）　ちょっと考えていただければと思いますが、例えば75歳ということで切つた場合に、今村の中に何人おられるのか。村外に何人おられるのかまでは簡単です。簡単というか、ある程度すぐできるだろうと思いますが、免許があるかないかというところを調べた上で数字を出さなければなりませんので、今すぐにというわけにもいきませんので、課題として皆さんあつたからご質問いただきましたので、今後検討して、どうするのがいいのか、このままでいいのか、その辺はこれから検討させていただきたいということで答弁させていただきたいと思います。

委員（佐藤八郎君）　私としては、町にしようが、どこにしようが返納することの意味と足の確保というのね、遠い、近いもあるし、町にいれば歩いて買い物できる、医者にも行けるというのもあるだろうし、その辺やはり全村民が納得いくように、子供の状態も後で聞きますけれども、500人対100人と、400人対100人みたいになるわけですから、その辺ではやはりきちっと、誰もわざわざ戻りたいけど戻らないわけでもないわけですから、いろんなご事情があつてのことなので、なるべく同じ村民としてある高齢者に対して差はつけるべきではないと思っております。

32ページの放射線の相談支援事業でありますけれども、もらった資料を見るといろんな活動をいっぱいやられていてということでもありますけれども、私たち飯館村は何でこんな状態になつたかという、放射性物質という自然界にないものが落ちたためにこんな状況になつているので、それにしてもなかなか放射線相談員が4名で内容的によくわか

りませんけれども、どんな不安に対してのお答え方をして支援事業としてやられて。除染そのものも約85%。無除染の地域の中なので、自然界の山や農地、いろんなところを調べればいろんなことがあって、例えば先日の福島第一原子力発電所の周辺環境放射線モニタリングプロジェクトの12月18日の実態を見ても、214万ベクレルとか114万ベクレルとかいろんな値が、飯舘スポーツ公園の脇でさえも1万4,200ベクレルも土壤汚染調査で出てくるんです。これは実態、真実はあるものはあるで対応していく必要があると思うんですけども、そういう点では支援事業の中ではどのような健康への不安の声が大きかったのでしょうか。どういうふうにそういう方には対応されていく予算というものになるのでしょうか。

健康福祉課長（細川 亨君） ただいま、放射線相談支援事業の質問でございます。まず、放射線相談員が4人おまして、家庭訪問の延べ件数ということで1,395人と出ておりますが、月1,395人ですので、延べにしますと1万6,000人に対応しているということでございます。放射線そのものは広報、お知らせ版等に出ておりますが、そのものに対する不安の払拭とか、自然の恵みや自家栽培した食品中に含まれる放射線の不安や悩み、こういうものを多く聞かれてしっかり今のいちばん館にもありますし、までい館にもありますように、放射線測定機ということでそちらを利用していただきながら安全に食べられるか否か、そういう部分での検査をしてほしいとか、そういう指導をしているということでございます。

質問は、質問というか、いろいろ相談を受けた分については大分あるんですが、取りまとめしております、ある程度こういう意見だという部分について今お話ししてよろしければ今お話ししたいんですが、よろしいでしょうか。なかなかつくっても放射線が気になって食べられないとか、そういう意見等が数多く寄せられているということでございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 放射線相談員は、国が原発事故以前に大人たちが食べてきたものの国が発表している測定値というのがわかって、それから事故が起きた後に厚生労働省が発表したこれから食べていくものの基準値というのは、十分理解されたもとの相談を受けているのかどうか伺っておきます。

村長（菅野典雄君） いつも皆さん方から、我々こういう山村で住んでいる大きな一つの中に、山の幸をやっぱり食としながら住んでいるのが一つの大きな特徴だという話をいただいていたところであります。それがなかなか思うようにいかないということでありまして、できるだけやはりその辺を考えていかなければならないと十二分に思っています、かなり広報、お知らせ版の中ではまだ高いようですから、ぜひ山のものはもうちょっと待ってくださいという話をしますし、また検査に入ってきたものは、これもお知らせ版でその都度その都度、どこどこの地域の何々はNDです、あるいはこれだけ出ましたという話をさせてきていただいているところです。

そういうところから見ますと、少しでもその辺のところを相談に乗っていただいたり、あるいは声を聞くというのも大切なんだろうなと思っております、そういう意味からす

るとこういう事業がまだ国から来ていますので、うまく活用させていただいて、少しでも住民の皆様方の不安なり現状を知っていただくということで、させていただいているということでありまして、事業がある限りはある程度このまま続けていければいいなと思っています。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 私がつくった基準でも何でもなくて、科学技術庁が事故前、平成9年度に測定値というのを、安心・安全の基準値をつくっているわけです。それに比べて厚生労働省が事故後に発表した基準値というのは、米でいえば0.02が100ベクレルになっているんです。ダイコン、野菜も0.26から100ベクレルになってるんです。薬物のハウレンソウとかそういうものも0.69から100になってるんです。つまり、国が基準値を上げたわけです、事故前より事故後は。この上げたもので相談を受ければ、上げる前の基準というのは、今は緊急事態宣言中なので、原発事故に関してはですよ。コロナの緊急事態の話じゃないですよ。

そういう中なので、20ミリシーベルトという言葉遊びじゃないけれども数字遊びみたいになっていますけれども、食べるものそのものもこういうふうに基準が上げられているんです。その間、私ども子供から高齢者まで含めて、こういうものを食べる体に成長したわけでも何でもありません。それなりの放射能被ばく被害は受けるわけです。そういうことをわかった上で相談を受けないと、なかなか健康への不安が払拭できないんじゃないかと、私は心配しているんです。そのことを、もう一度。

村長（菅野典雄君） 今の佐藤委員から、いわゆる震災前の食べるものの基準を震災になってから100ベクレルに上げたという話は、私今初めて聞きました。どちらかという、ほかの外国の基準よりもこの100ベクレルは基準を厳しくしたという話をずっと聞いておりましたので、ちょっと今頭の中がぐるぐると錯綜しておりますので、もうちょっと勉強させていただきながら、何せいずれにいたしましても住民に少しでも不安を取り除くために、当たる方もある程度そういうものは勉強した上でないとだめだということですので、多分勉強はしていた中で回っていただいているとは思いますが、なお今年度、令和2年度から回る方に関しては、なおそういう学びを入れた上で皆さん方に対応してくださいという話はしていきたいなと思っていますところであります。

委員（佐藤八郎君） そのことはそのことで。

54ページの、きのう渡邊委員からもあった食品の放射性測定についての成果データを示してもらっているのですが、その上に立っての安心・安全な食品や生産流通が、特に戻られた方、村民の健康のために重要であるので、村としての基本的な考え方を伺っておきたいんですけれども、先ほども言いましたように、基準値がそういうふうになって、例えばハウレンソウだと144倍に基準が上がったんです。牛乳だと2,500倍なんです。魚だと416倍。こういうふうになった中での測定を進めるということは、健康上どうなのかと私は思っているんですけれども、役場の行政執行の中ではどのように基本的には考えているのか伺っておきます。

復興対策課長（村山宏行君） 厚生労働省の食品の検査の件ということで資料を出させていた

だきまして、このようにいろんな食品ごとに多く活用いただいて、検査をいただいているというところがございます。皆さん方がはかられているものについては、やはり自宅でとれた野菜あるいは裏山でとれた山菜、そういうものがどのぐらい線量が下がっていたかあるいは食べられるのかなというところで確認されているんだと思います。

八郎委員ご指摘のその部分であります、基本的に村としては100ベクレル以下のものについては大丈夫ですよ。ただ、100ベクレルを超えているものについては食べないでください。これは全く変わりません。また、100ベクレル以下の線量が放射性物質が体に与える影響というのは、全く村としては知見ございませんので、まず県の知見に従って100ベクレルを超えているものは食べないでいただくということで、そちらを徹底して案内をしているというところがございます。

委員（佐藤八郎君） あくまで100ベクレルが基準だということで、課長、人間の体は子供、高齢者、みんな細胞体数が違うんでありますけれども、どういう影響、食べ物からの内部被ばく、外からの外部被ばく、課長自身はどのように勉強されて考えているのか伺っておきます。

復興対策課長（村山宏行君） 先ほど申し上げましたように、100ベクレル以下の健康被害、そこについての知見、全くございません。したがって、国としては安全面を考慮して100ベクレル以下という基準にしているとは聞いておりますので、私はその部分をまず守っていただくということでお願いをしているというところがございます。

委員（佐藤八郎君） 課長は、土に放射性物質が多くあれば、放射能をそこから放出して被ばくする度合いは多いと思いますか、少ないと思いますか。

復興対策課長（村山宏行君） もちろん、土に多く含まれているという部分では植物体が吸収するというのは、増加するのはわかっております。ただ、それに対する抑制剤、カリウム施肥をしてなるべく植物体にそういった、具体的に言うとセシウムですね、そういったものを吸収しないような対策、そういったものはある程度確立されているものと思っております。そちらをまずはカリ施肥、そういったことで放射線の吸収抑制対策を重視していくというところがございます。

委員（佐藤八郎君） 前課長のときからずっと言っていますけれども、土壌調査はする気はないという、それは予算的に無理だからやらないのか。国県の知見そのままやればいいからやらないのか。村民の健康や食事の安心・安全を守るために、必要と思わないのからやらないのか。どういう考えから土壌調査、汚染度の調査はしようとしなんでしょうか。

復興対策課長（村山宏行君） 基本的に村の宅地、それから農地の部分については剥ぎ取りということで、まず除染対策はしていただいたと。その上である程度の部分については除去されたのかなと考えております。また、放射性物質、作物をつくる際の農地の部分については、当然村としてその時点で何点かということは土壌採取をして、ベクレル数をはかって、放射線の抑制対策のカリ施肥の量を決めたりということを行っております。ですから、一切やらないということではございません。ただ、全体の面積の全てを放射性物質の検査ということで行うということには行っていないということでございます。

委員（佐藤八郎君） 例の事業、いろいろ続くので基本的な考えは作物つくるときには土壤汚染調査をやっているということなので、昨年度のやった調査の中での土壤のベクレル数は発表できるんですか。全検体。

復興対策課長（村山宏行君） 今現在、手元に資料がありませんので、後で提出したいと思います。

委員（佐藤八郎君） 先ほど若干言いましたけれども、佐須の山津見神社のところでも38万4,000ベクレル、飯館スポーツ公園の土壤汚染も1万4,200ベクレルとか、調べている方はきちんと調べてデータを出されておりますけれども、これが正しいのかも村ではやらないからわからないんです。今、一部の村の村民の方でも、やっている方の数字を見ると大体この基準になるので、これは正しいのかとは思っていますけれども、そういうことがわかるためにも、幸い作物つくる土壤はしたんだとすれば、そのしたものをきちんとあなたの周りの何々地区でも何でもいいですけれども、何点かやったらこの結果ですというのを、村民に知らせたほうがいいんじゃないでしょうか。

復興対策課長（村山宏行君） 現在のところは、その持ち主の方のところのデータについてはかって、その上で施肥を決めている根拠にしているということでございます。公表のための採取、データの測定ではないということでございます。

村長（菅野典雄君） 先ほど、私、認識が間違っていたのかどうなのか、頭が錯綜していますという話をしたんですが、今職員がデータを拾ってきてくれました。食品の規制値の比較ということで、飲料水、牛乳、一般食品、乳児用食品と書かれてありますが、日本の場合は2012年に100ベクレルとしたわけですね。100ベクレル。コーデック委員会という食品のいろいろな世界的な機構をやっているところは1,000ベクレルです。EUは1,250ベクレルです。アメリカは1,200ベクレルです。韓国は370ベクレルです。日本は100ベクレル。ですから、かなり厳しい基準を私は日本はしたんだなと思って、とりあえず100ベクレルという話をやはり基準にと思っていたんですが、ほかよりははるかにこういうときにやったんだろうな、時の民主党政権小宮山厚生労働大臣でありますけれども、そういうことだったんですが、もし0.02ベクレルが100ベクレルという話はちょっと基準値が違うのではないかとはいっていますが、まだよくは、測定値と書かれていますから違うのではないかと思います、まだちょっと私も錯綜していますから勉強させてください。

委員（佐藤八郎君） 村長は、世界的にもっと高いから事故後基準値つくられたものは低いんだという話で、それが安心・安全だというのであれば、それが村民の代表たる村長の考え方ですから、それはいいんですけれども、事故前の国の基準というのは、放射線そのものを浴びていい人間の基準値というのは、放射能防護法の中で年間1ミリシーベルト未満という流れの中で、法的には決まっておりますけれども、今は緊急事態宣言なので、20倍化されていますけれども、そういうことだからといって我々はあの年から放射性物質なり放射能の出す放射線に対し、体が強くなったわけでもなんでもありません。人間が持つ細胞は、原発反対でも賛成の学者でも同じく言っているのは、細胞が破壊されるということは言っています。これはどちらの科学者も言っていますから間違いなことなので、そういう意味で、安心・安全な基準というのは事故前のものは余りにも低すぎ

て、今の世界的に比べれば日本は低いほうなんだなという話をされていますけれども、そういう意味では村長の言われるように目に見えない、においもしない放射線ですから、十分に知見を得られて村民の健康、命を守ってほしいと思います。

60ページの放射性物質対策業務ということで、森林の実証事業での話でありますけれども、これまでの成果を示した上で村民にきちっと、こういうことをやってこういう事業でこれだけどうだと、事業せつかくいろいろやるんですけれども、村民に見えない、透明化されていないのでは困ると私は思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

復興対策課長（村山宏行君） ふくしま森林再生事業の中の、放射性物質対策業務というところでご質問ということでございますが、追加の資料で配らせていただきました25ページですね。ふくしま森林再生事業の要望についてのコースについてまとめた要望を、提示をさせていただきます。

ここでの放射性物質の対策というところで、大きなところでいきますと事業に係る事前調査と年度別計画。下の内容ですが、放射性物質の対処方策の実施ということで、枝葉40ヘクタール分とあります。これにつきましては、まず運んで集積をして、そして26ページになりますけれども、柵工とあるんですけれども、枝葉を柵のように積んで表土が流出しないようにするというものでございます。その長さが400メートルというところで。そういった間伐地ですので、表土が流出しないように、そういった工夫をしながら中の森林作業を進めるというところでございます。

委員（佐藤八郎君） 国は、放射性物質を空からまいた加害者の国は、飯舘村の全面積の75%の森林は、とても除染ができるものではないという見解のもとかどうか、これ以上踏み込んで放射性物質の毒物を村から除去して隔離するという考えにはならないようでありまして、現実には台風などでもわかるように、原発事故以後自然界に落ちてとどまっているものが移動するわけです。雨、雪、風、災害。災害は、特に土砂そのものを全部移動しますので、そういう中での森林のあることへの不満や不安を、村民は持っているわけです。そういう中での森林実証事業、何年かやられていますけれども、その成果たるものが村民にどれだけどうなったんだかがわかられていない。どうしたらわかるようになるとお考えでしょうか。

村長（菅野典雄君） ご指摘のように、村の全面積の75%が山であり、25%がその他の居地ということになります。多分、これはどの自治体でも若干の違いはあるかもしれませんが、そういう状況ではないかなという気がします。そういう中で、25%、これが全部しているわけではありませんが、これを除染するに当たっても6年、7年、8年、9年たっているわけですから、75%を全部するというになると、とても40年、50年、まさにかかるし膨大な金がかかるし、我々は帰村できないということになりますから、残念ながら森林の除染はない中で解除という形になってしまったわけですが、それでいいというつもりは全くありませんし、皆様とて同じでありましょう。

ということで、随分いろいろなことをお話しをして、モデル事業で森林再生事業というものをに入れていただいた。そのときも村としては、モデルということで一回りしたらある程度の年数がたってしまうから、それで終わってしまうんじゃないですかという話も

何度もしました。幸いに、モデル事業が一回りしたところで、今度はモデルではない形で森林再生事業しようという形を、国が出してくれました。

ただ、残念ながら福島県からの考え方も入れてということで、森林再生事業は県内全域に広がるということでもあります。直ちに、私らは言いました。我々が、全村避難なり全町避難をしたところが、できるだけ多くやってもらおうというのに、会津も白河もやるという話はおかしいんじゃないですかという話だったんですが、いかんせんやはり、そういうところの人は風評被害というのもあってなんでしょうが、これからもできるだけ森林再生事業は、我々こういう目に遭ったところをほかよりも圧倒的に多くしてもらおうということで、少しでも山の幸なりなんなりが食えるようにしていくことが大切だと思っていますので、これからも国なり県なりにそれなりに村としてはお話しをして、少しでも山の再生のための事業を、責任でやってもらおうようにやっていきたいと思っていますので、ぜひご理解をいただければと思いますし、努力していきたいと思っています。

委員（佐藤八郎君） 事故後二、三年、除染について全国のいろんな方々、田中先生も最初入ってきましたけれども、そのことも含めていろんな実証事業、立ち会いながらやってみました。山も道路も池も何も。ただ、国に指名なり業者指定になるときは、そういう小さなことで幾ら成果を上げて、今村長の言われる長い期間かかったり金がいっぱいかかるものは、国ではそういう除染の入札にかかわれる業者になれない、技術者になれないというのが流れで、ずっとボイコットを食らって今に至っていますけれども、技術的には50年、100年のスパンで、飯舘村の75%の山だってできると言う人は、いっぱいいるんですよ。ところが、国の予算との関係で乗っかっていけないというのが実態ですよ。それはもう3年目ごろからずっと感じてきておりますけれども、国政の予算のことはここで論じても何ともしようがないので、そういう技術者なりそういう方法があるということ、私再三いろいろな方から学んで知っているので、余計情けないんです。そして台風あるとか、なんか腹減ったとき御飯食べて腹いっぱいしたら、また腹減ったの話を、食べ物ならいいんですけれども、放射性汚染物質ですよ、相手は。目にも見えなくて、においもしないし。コロナウイルスならこれほど騒ぐわけですよ。幾ら見えなくて、おいしくなくても。だけど、放射性物質、放射能を浴びたというのはこういう騒ぎにならないんです。

どうしてかというのはそれぞれの考え方があると思いますが、我々はここをふるさと、ここを最後の命閉じる場として生きるとしたときに、村長は実証事業を持ってきて努力されている、今後もやるということ。それはもちろんそのとおりでありますけれども、やはり実態と真実をきちんと伝える。そのためには独自の調査を村が、加害者の予算、国の予算を入れて、自分らでちゃんと土壌調査でもなんでもどこに幾らまだまだ放射能は発する、放射性物質があるんだということを示していかないと、やらないし要望しても実証やりますけれども、飯舘だけというわけにいかないから県内全部だなんていう話になって、ある世界でいえばお茶を濁したような話で終わろうとしていること自体、私は許されないことなので、やはり飯舘村の緑豊かな自然を回復していくのも復興の大きな目標値だと思うんですけれども、そういう点では独自のな地方の時代と言われる

る自治権の発揮する場としては、大変いい機会だというか、絶好の、国が加害者という立場なので、そんなこと通用しないことで地方の時代とか、地方に分散してとかって国は言っていますけれども、都合のいいことだけ分散されて、自分らの都合悪いのは全部ぶんどられるような被害者の自治体のあり方というのはおかしいと私は思いますので、もう一度伺います。

村長（菅野典雄君） 幸か不幸か、幸だと思っていますが、飯舘村という一つの村というか、自治体の姿があったために、今回かなりのことが原発事故の中でいろいろと話げできたと思っています。そういう意味からすると、もっと今おっしゃるように、村自体で主張すべきは主張する、求めるものは求めることが大切だということも十二分にわかっているつもりですし、ある程度それなりにやってきましたが、いかんせん相手があって、相手はまたもう一つ、やはり飯舘村と相手という話ではなくて、ほかの自治体とのバランスとかなんとかというのもやはり考えざるを得ないということも、わからないわけですが、それだけではないでしょうという話もしてきているところでございます。

いずれにしてもこれからしっかりやっていきたいとは思いますが、ただ多くの委員の皆さん方から見えないという話は、我々職員全員肝に銘じなきゃならないなと思っています。広報であれあるいは別な別紙であれ、いろんなところでこういうことをやって、村民のために一生懸命やっていますよというところをどう出していくかというのが、非常に大切だと思っていて、改めて皆さん方からもっと見える化をしろという話を肝に銘じて、これから行政を進めていきたいと思っております。

委員（佐藤八郎君） 今村長が言うように、せっかく職員も実証事業にしる環境省、国もそうですけれども、いっぱいいろいろやっているのになかなか理解されないというのは難しく書き過ぎるのか、余りにも窮屈な書き方をしているのかわかりませんが、漫画的に描けばいいという話じゃないですけれども、今回、きょうですか、環境省が、私何回も言ってやっとな置き場のものがどんな動きになって、なぜあんなユンボもやる、クレーン車も来ているんだって、説明資料くれって言って、やっとな出てきて、こういうふうに具体的に毎日見ているもので説明書きが来れば、みんなわかるんですよ。そういう工夫もしたほうが、せっかくみんな頑張っているんなことでやっているのに、だから村長が見える化で頑張るというから、それはそれでいいんですけれども、ぜひそういうふうをお願いしたい。

そうでないと、見えないものはみんな議員に来るんです。お前ら何やってんだ、何やらせてんだって、こいつらどうしたんだって、みんな議員に来るんです。村長、村民のところずっと訪問したときは村長に行きますよ。だけど、村長より私らのほうが歩いていると、私らのほうに来るんですよ。だから、それに私ら答えられないんです、なかなか。村長は即答えられるね、村のトップですから。だから、そういう意味ではぜひそのことはやっていただきたい。

次、51ページのため池の放射能拡散防止事業、これ何年かやっています。3年目かな。この事業そのものも、成果と内訳が村民にどう理解されているかと思っております。特に、ため池を水利組合を形成して持っている方に、どういうふうに理解されてい

ると役場では思っているのかまず聞きたい。

建設課長（高橋祐一君） ため池の放射線に関する質問であります、作付の実証実験等から見ますとため池の水を利用しての作付、上水については影響がないということでの結果は出ております。ただ、村民にどれだけ周知しているかということについては、ある程度今回のため池整備する上でも、ため池の代理の方にお話をして整備を進めているわけですが、その周知については全部が全部周知されているという形にはなっていないかと思いますが、ただ今回ため池を整備するという中では、そういう話を進めながら現在でも水を使って大丈夫なんですけれども、ため池の中に堆砂しているという部分の説明を進めながら、今のところはやっている状況であります。ただ、これから村民に周知という部分については、いろいろ検討していきたいと思えます。

委員（佐藤八郎君） 多分、拡散防止ですから、ため池にあるという放射性物質を除去して隔離をするということも踏まえてやっているんだらうと思えますので、関係する下流に住む人なり、その水利組合に加入している人がきちんとわかったほうがいいと思うんです。理解できたほうがいいと思うんです。そして、取られた汚染土の処理はどうされているのかをきちんとやっていることの実態、真実はきちんと関係者がわかって進めたほうが私はいいと思えますけれども、いかがですか。

建設課長（高橋祐一君） 委員のおっしゃるとおり、実際今年で2年目ですね。進めてきているわけですが、実績では今年初めて土砂を撤去したわけですね。そういう部分の成果等を今後住民に周知をしていきたいと思っております。

委員（佐藤八郎君） 68、69ページの学校関係の、これは無料の園、学校、通学した子供と父兄にとって、きのうもいろいろ議論ありましたけれども、教育、子供の成長に必要な経費が、国県予算と村の予算によって負担となる人、負担となっていない人、分かれているわけですが、村が準備というか、同意した学校以外で子育てしている村民は消費税も上がった、物価も値上がりして、そしてこのたびのコロナウイルスの大変な状況なんですけれども、こんなときこそ飯館住民である子供、父兄たちを区別や差別することなく行政執行すべきだと、応援を、村の住民として生きている村民に対して応援をすべきではないかと思うんですけれども、これ今無料としている子供たちの1人当たりの予算、来年度予算での経費を、村以外の園や学校に上げている子供の数に換算すると、どのぐらいの予算と捉えているのかまずお聞きします。

村長（菅野典雄君） ずっと言ってきたことは、やはり学校のない自治体に未来はないということで、何としてもこの避難生活から戻るときには学校再開をしたいということでありませう。しかし、ご存じのようになかなか保護者であれ、子供であれ、家族であれ、飯館村に通わせるというのはいかなるものかと考える方もいて、当然だとは思えます。

そういう中で、どうしたら来ていただけるか、大体どのぐらい帰っていただけるかというところを試算して、その結果そう多くはないなというのが仮設の段階でわかったわけですから、そのときに一体どのぐらい1人当たりかかっているのかというのを調べていただいて、それを計算したところ、大体今の無料化ということを考えますと、約2,000万円ないし2,500万円ということが出ましたので、それだったらある程度の年数、村で将来の

子供たちのために学校再開のためにいいんでないかとう判断で、無料でという話をさせていただいたところでございます。

それと同じように、以前飯舘村は大体500人から600人いたわけですから、それに同じようにということになりますと、とてもそれは億の金は何億円と出ていくわけですから、それでもいいという考え方もあるかもしれませんが、やはり村民にもいろいろなことをやっていかなければならない行政でありますから、そういう形にはやはりならないという考え方に、ぜひ考えていただければと思います。

ただ、少なくとも最低限のところはやらなければならないということで、例えば国から来る幼稚園や何かのところは村を経由で、当然そちらに幼稚園や何かにお金は渡しておりますし、また研修や何かというのは今年度はないわけでありますけれども、その都度全員に声をかけさせていただいたり、あるいはいろいろな事業がある場合にはぜひ来ていただければということで、その辺のところはぜひ、全く全員同じようにということになりますと、今飯舘村に来ていただいている方にも、当然応分の負担をお願いしますと言わざるを得ないと私は思っていますので、ぜひご理解いただきたいと思えます。

委員（佐藤八郎君） 公平な予算の使い方、執行の仕方を考えたらのくらい、村長は億の金という話ですけれども、そうでしょうか。

教育課長（三瓶 真君） 試算の数字でありますけれども、お答えをしたいと思います。令和2年度の予算ベースでまいりますと、現在の給食費と扶助費の部分です。資料ナンバー6でいきますと、73ページの上のほうにあります10款2項1目と10款3項1目の部分、合わせまして1,256万8,000円という数字になろうかと思えます。これを現在のといえますか、来年度就学見込み人数であります65人で割りますと、1人当たりの金額が19万3,353円という金額になってまいります。そして現在飯舘村に住民票があるお子さんあるいはもし飯舘村でこのまま学校が続けていけばそこに通うことになったであろうというお子さんということで数字を出しますと、平成31年度の数字でありますけれども、435人ということになっております。その435人をただいまの19万3,353円に掛け合わせますと8,400万円余りの数字が出てまいります。

くどいようですが、こちらは各学校によりまして給食の単価や制服の単価、そのほか使う学用品等変わってまいりますので、全くの概算といいますか、試みの数字だということをご承知おき願いたいと思えます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 私も福島の方で村民訪問などしなければいいんですけれども、議員の責任と役割でできるだけわかる家、わかる出会いのある人には話を聞いたりしていると、子供を持つ親は本当に大変でしょうねって。だからといって村にスクールバス、タクシーいろいろあるようですけれども、出すのはねという話はみんな言っているし、何で私らの子供は相手にされないのかなと、その後なるんですけれども、今の言う、例えば計算しても8,400万円だからそのぐらいの差が出るわけですけれども、それは給食費でその他の経費もありますので、それは来年度予算書を見て、あと私自身が計算して村民に知らせれば、それはそれで数字出るでしょうけれども。

非常にそういう意味では、ふるさとを思い出したらぜひ村に帰ってほしいというメッセージもあるわけですね。子供時代は全く同じ子供として扱わないで、子供時代が終わったら村に帰って頑張してほしいという都合のいい村長のメッセージを聞いている父兄は、どのように思っていると思いますか。

村長（菅野典雄君） 村長の都合のいい話をという話をいただきましたけれども、私、個人の都合のいい考え方をしたことは全くございません。やはり、全ての村民の方を考えながら、だからといってできるだけ全てが公平公正にできるわけではありませんし、またこういう災害に遭ったときにここに住んでいただくにしても、住んでいただかないにしても、皆様方のふるさとでありますから、そのふるさとがどんどん寂れていく形をつくるというのではいけないのではないかと、そういう中でそれぞれまたご理解をいただきながら、できるだけ公平公正は保ちたいとは思いますが、それだけで村の再生はやはりできない。あるいは皆様方のふるさとを守ることはできないということでもありますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

委員（佐藤八郎君） 村の学校、園に上げない父兄たちはなぜ上げないと分析されて、上げている父兄はなぜ上げているのか。どういう分析されて考えていらっしゃるのか。

教育長（遠藤 哲君） 通う、通わせないという判断、さまざまな原因、要因あると思いますが、考えられますのはまず通わせるほうについて言いますと、今後とも私たち努力しなければならいんですが、村の学校に通うメリットを感じているから。あるいは、もちろん生まれ育ったふるさとの学校に通わせることの意義ということだと思います。

逆に、通わせないという判断ですが、放射線の不安というのも当然あるとは思いますが。それから通学、スクールバスによる通学の長さ、それから現在住んでいる学区といえますか、通わせている学校に継続して通わせたいという方も多くいるようです。

以上です。

村長（菅野典雄君） 基本的に村民の意思を村は尊重するという、この1点であります。

委員（佐藤八郎君） 上げていない父兄の方々、子供に向けての村の発行の資料というのは出たことがあるのでしょうか。出しているものがあるのでしょうか。

教育課長（三瓶 真君） 今のご質問ですが、つまり飯舘村に住民票があって、飯舘村のこども園や学校に通わせていない子供への発行物ということかと思っておりますが、これまでもお話があったかと思っておりますけれども、希望する方には村の広報紙等をお送りしておりますし、各行事等の開催案内といったものについてはお送りしております。認定こども園については入園の案内等は送っているかと思っております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 子育てするなら飯舘村、リーフレットだかパンフレット、あれは上げている父兄向けなんですか。全村民向けなんですか。関係機関向けなんですか。どういう意図を持って、上げているって放射性物質あるところなるべく近づけないのが、子供の健康や体にとって大切だという今の日本社会にあって、上げているということは村長の基準だとすれば危険でない基準ということになるんだらうけれども、多かれ少なかれ汚染物があるところに来るわけですから、浴びることは間違いないんです。だから、子

育てしやすい、放射能を浴びる飯舘村という捉え方だって、一方でできるんですよね。それを上げていない父兄の方々にどう伝わると思うんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 子育てするなら飯舘村というパンフレットが出ています。一体誰対象なんだというんですが、全村民であり、場合によっては村外から移ってきていただける方と広く考えていただいていた方がいいだろうと思います。

その上で、今佐藤委員がおっしゃったように、人によってはやはり飯舘村、とても子供を置けないあるいは通学させたくないという方もおるのも当然でしょう。そういうそれぞれの人の考えを、できるだけ尊重する。その中でよかったらどうぞ、子育てするなら飯舘村、結構いいですよ。一生懸命先生方、教育委員会やっていますよ、こういうことでありますので、ぜひそういう考えの中で一つ一つ進めておりますので、子育てするなら飯舘村、何だその文字はと、余りそこにこだわらないで、頑張っただけから応援していただければと思います。

委員（佐藤八郎君） 教育長が言う上げない父兄の放射能への心配に対しての、教育委員会からの父兄へのメッセージというのは、何か出されているんでしょうか。

教育長（遠藤 哲君） 通わせていない保護者に対しては、現在のところメッセージというのは特に出しておりません。

委員（佐藤八郎君） 通園、通学の問題で上げない、あとは今通っている学校の継続という教育長のお話なんですけれども、高校との関係からすれば、父兄の方々は今、高校義務教育的なものなので、必ず上げさせたいと思っていると思うんです。そうすると、高校に上げるための特別な高校受験を受けるものに対しての、今度の義務教育学校の中での具体的なものというのは何かあるんでしょうか。

教育長（遠藤 哲君） 義務教育学校になる前、現在もそうでありますが、村塾、村の雇った方、教員によって放課後等指導しているというのはありますが、さらに義務教育学校になりますと、例えばですが、幾つかありますが、5、6年生からの教科担任制ということで、5、6年生の英語等を中学校の英語の教員が教える。それからもちろん先ほど申しました放課後等の指導も進めてまいるということです。そのほかにも細々たくさんありますが、いずれにしても、これまでもそうなんです、ほぼ福島市内の私立あるいは公立の高校に進学するわけですが、村にいて不利ということはないと思っていますし、これからもそれはないように進路情報、そして学力の向上に努めていきたいと思っています。

以上でございます。

委員（佐藤八郎君） 前にも、学校近くでの話、放射線量について言ったことがありますけれども、先ほど飯舘スポーツ公園のことは言いましたので、学園の東200メートルの道路脇で土壌汚染は56万7,000ベクレルで、地上高で1.18マイクロシーベルト、1メートルだと0.81マイクロシーベルト。これ東200メートルの道路脇なので、前にも言いましたけれども、県や学校の周辺というのは非常に、せつかく村長の思いや教育関係者の思いや親、父兄としての子供への期待も含めて、わざわざ飯舘村に上げている方々の場所がこの状況なんです。私も仮設とかの校舎のときは暇さえあると行って、周りずっと見て歩いて

保育士さんとか先生に伝えてきたことありますよ、これだけありますよって。

だから、今はそこに私はかりに余り来ませんけれども、これどういう体制で周辺の、きのうでしたか、議会の窓から見たときにまだ芝生張ってないですから、あの砂ぼこりですよ、学校見えないぐらいのほこりなんですよ、花塚から来る突風。あの状態が続くわけですよ。芝張ればそこにある砂は飛ばないとなるかもしれません。

つまり、今は砂飛ぶから症状として見える。今度砂がなくなったら空気だけ、ほこりだけ来るんです。だから、多分三瓶課長なんかは花塚から来たほうの手前のところに生まれてからいるからね、どれだけここに風や雨や雪が吹っ飛んでくるのかというのは、私よりはわかっていると思うので、そういう意味ではそこにある限りはそれに対するこれ以上浴びない、放射線を浴びない工夫というのをどれだけするかというのは、被ばくさせない要因になってくると思うんですけれども、そういう点では独自の調査なり検査なりというものは、どう基本的に考えているのか伺っておきます。

教育長（遠藤 哲君） 先ほど、委員おっしゃった高線量の場所というのは申しわけありません、私は把握しておりませんで、環境省のデータあるいは教育委員会で定期的にはかるデータというものであります。ただ、学校では毎日こども園も含めて室内外を測定しておりますし、そういった高線量のところには近づかない、不要な放射線は浴びないということを徹底しております。風の強い日も恐らくはかっていると思いますが、今のところ際立って高いという報告は受けておりません。もちろん、これからも小まめにはかっていくということは指導したいと思います。

委員（佐藤八郎君） 環境省は除染は予定どおり、予定したところは終わった的な話ですよ、公には。ホットスポットあればやる。今、教育長が言われるようなことで、高いところが発見されたときはホットスポット扱いで除染していただけるのか。いかがですか。

復興対策課長（村山宏行君） 計測で高線量のところが見つかったということでございますので、まず地点を教えてくださいと思っています。また、そういった高線量、ほかの地域に比べて明らかに高いところであれば、ホットスポットの除染ということで環境省につないでおりますので、同じような対応ということで考えております。

委員（佐藤八郎君） 後で結構ですけれども、環境省が言うホットスポットの基準、どのぐらいの基準なら必ず除染をやるというもの、議会に提示願いたいと思います。

あと、きのうも、きょうでしたか、通学通園の手段としてスクールバス、タクシー。ある父兄から私の子供はバスなんだけれども、私の子供もタクシーお願いできないのかなという人がいたんですけれども、この選択は教育委員会が決めているのか、子供が決めているのか、父兄が決めているのか。スクールバスでなくてタクシーのほうがいいと言ったら、それは可能なかどうか。この通園通学の手段として、先ほど言いましたように、1人当たりとなるとどのぐらいの予算になってくるのか。自分で計算しろって言われれば、私計算しますけれども。

教育課長（三瓶 真君） まず初めに、スクールバスとタクシー、このどちらを利用するのかをどういうふうに決めているのかという質問についてであります。結論から言いますと、教育委員会で配車等を決定しております。お手元に追加資料でお渡ししております

が、42ページと43ページに来年度のスクールバスの運行表の、あくまでも現時点の予定ではありますが、お示ししております。

例えば42ページでありますけれども、来年度学校に登校するときには10路線のスクールバスを運行するという中に、黄色で書いてある部分、こちらが民間にお願いする、つまりタクシーで運ぶというコースになります。ごらんになっていただきますと、黄色の部分のところの人数ですね、①ですと2人、③ですと3人、⑥ですと2人というように、かなり少人数のコースになっているとごらんになれるかと思えます。現在、子供たち、全員バスで登校しているあるいは下校しているという関係から、各さまざまな方面に自宅があります。そこをできるだけカバーするような形での運行計画を立てておりますが、どうしても効率的な面からも少人数で、あとは時間の関係ですね、少人数でそこに回さないと登校に間に合わないというケースも出てまいりますことから、人数の少ないコースにつきましては民間のタクシーをお願いして、時間的にちゃんと間に合うようにあるいは効率の面でも大きなバスを動かさなくても、タクシーで登校できるように、こんな観点で決定をしているところであります。

また、1人当たりの予算ということでございますが、これも明確に出す数字が果たしてどれがふさわしいのかという部分での詰めはしておりませんが、資料ナンバー6の72ページのところに、令和2年度のスクールバス運行に係る予算が計上されております。来年度のスクールバスにかかる予算の総額が9,497万2,000円であります。これは、国の被災者支援総合交付金の補助を受けて実施するということになっておりますけれども、バスの現在の利用予定人数が、先ほどの追加資料42ページにあるように、81人ありますので、またこれで割るということになりますと117万2,000円ほどの数字が出てまいります。そのような数字が今のところは計算できるのかなという部分であります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） そうすると、住んでいる地域によって人数も多い少ないになるので、教育委員会で決めたコースの場所によって、バスとタクシーになると。私の子供もタクシーでというふうにはならないということで、実施されているということですね。

これから新たな入学者なり入園者というのもあるかと思えますし、ハヤシさんなり菊池さんに来ていらっしゃる方の入園者は学校、園まで家族が送迎ということになるんでしょうか。
教育課長（三瓶 真君） 現在の実態から申しますと、子供も含めてですが、ゼロ、1、2歳児につきましては、保護者の送迎によりこども園まで送迎をさせていただいております。ほかに、それ以上の3歳以上から中学生までのお子さんにつきましては、今村内の住宅等にお住まいの方もいらっしゃると思いますが、全てスクールバスで送迎していることとなります。

したがって、質問の企業にお勤めの方のところにつきましては、保護者の方が学校まで来たほうが早いとか、あるいは保護者が送迎したいということであれば、そちらのほうが時間的にももしかしたらいいのかもしれないかもしれませんが、場合によってはお仕事の関係でスクールバスを使わせたいというときには、この後相談等を受けながら配車を検討していくということになるかと思えます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 子供のこと集中したので、今度高齢者のことで、村では3年に1度、第7期高齢者福祉計画、介護保険事業計画というのを組むということで、今年が来年以降の5年の組み方をする、今年って来年度予算ですよ。と年度的にはなるとは思いますけれども、これ今年1年かけてこの計画に基づいた全体的な総括というか、今後の計画書づくりの基本となるものをつくるということになるのか。この今の情勢の中で、コロナウイルスも含めているんなことが起きているので、その対応方はどうされて基本方針をつくっていくのか伺っておきます。

健康福祉課長（細川 亨君） 令和2年度の介護保険特別会計の部分の質問だと思います。予算には委託業務等上がっておりますが、第8期の計画は令和3年から令和5年度の3年間の計画をつくることになっております。高齢者のさまざまなご意見を聞きながら、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査をこれから実施しまして、介護の運営協議会等にも諮りながら、いろいろ計画を策定していく予定ではあります。ひいては、来年3月には提示できるのかなという段取りでございますが、今現在第7期ですと介護保険料が全国8位という状況でございます、第5段階で月額8,297円、年額で9万9,564円となっております。なかなか課税されると大変な金額になってくるという状況でございます。

一方、歳入がこれだけ上がるということは、歳出も当然のことながらかかってくる状況でございます、介護給付費が大分ふえてきております。こちらについては介護認定者、先日もお話ししましたとおり約500名、正確に言いますと498名おります。今、第1号被保険者数が2,057人、これが分母になって先ほどの認定者数が分子になっていくと。そうしますと、約25%の介護認定率となってくるということでございます。これ、県平均にしますと、県平均の場合は20%でございますから、飯舘村の場合ですと100人ほど減らしていけないと、なかなか県平均の介護保険料までには届かないという状況になってきますので、今村に帰ってきている元気老人を対象に、介護予防をしっかりとやっていかないと、なかなか認定者数は減らないのかなということで、サポートセンターも一つの施設ではあります、健康教室、百歳体操、口腔ケア教室、栄養教室、そして地域サロン、そして家庭訪問での相談や指導をしっかりとしていきます、そういうものを充実させながら少しでも介護認定者数を減らしていければなという方針で臨みたい、介護保険計画について臨んでいきたいなと思っております。

委員（佐藤八郎君） この策定は各課、健康福祉課任せになるのか、作成するに当たって、作成委員会か何か、例えば社会福祉協議会とか、他の課以外の方も入って作成されていくのか。その辺はどうでしょう。

健康福祉課長（細川 亨君） 飯舘村介護保険運営協議会の構成メンバーであります、こちらら老人会を含めながら保健、医療関係者、福祉関係者、各種団体の長、こういう方々の構成をもちましてしっかりと策定していくという方針でございます。

委員（佐藤八郎君） 前の計画をつくったときは、どのぐらいの回数とどのぐらいの各団体の方々の意見を捉える機会があったのかわかるでしょうか。

健康福祉課長（細川 亨君） 3年前のお話になってきますが、各種団体5人から6人の構成メンバーで3回ほど協議会を実施したということであります。その後、全員協議会にかけて議会で可決したという経過であります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 村の出している農作物の安全・安心を確認する測定だね、非破壊式放射線測定の流れというものもあって、この中に検査結果によらずに人に譲ること、販売することはできませんということで、私も専門家というか、検査のプロに聞いたら、例えば1ハウスの中の一部の食品を持ってきてはかって、それがいいからそのハウスみんなが安全だということになるのかと聞いたら、そうはならないんですというお話もあって、そうならないとなると大変だなと思ってはいますが、やはり土壤全体の問題になってくるのかなって、食品そのものよりはね。

そういう意味ではやはり土壤を、例えばハウスの何点かを持ってきてもらって検体をとって全体の土壤の状態、放射線量の土壤の状態を知った上で、この検査をやって大丈夫というのが一番安心かと思うんですけども、いかがでしょう。

復興対策課長（村山宏行君） 農作物をつくる際の土壤が重要ということで、ご指摘のとおりだと思っております。先ほど、同様の質問ということで今出たのが上がってきましたので、答えさせていただきます。

これまでの農地の作物作付に関する放射性物質の土壤の検査状況ということになりますけれども、平成28年で19件、それから平成29年で61件、平成30年で34件、令和元年で67件ということで検知をしております。それぞれの個人名と、それからそれぞれ農地の場所によって変わりますので、そちらについてはデータ、出し方についてはまだ出せないということですので、ご理解いただきたいと思えます。

また、ご質問にありましたように、作物を作付する際にということでももちろん土壤の検査をして、作付の出荷を考える方についてはそういったことを行っておりますし、また初めて出荷するという際には、その作物全てはかって、各品目、野菜の品目によってその品物が3カ所へ出されて、それが全く出ない、基準値以下であると確認したものにオーケーになるということもございますので、農家にはそういった協力をいただきながら出荷にこぎつけているところでございます。

委員（佐藤八郎君） 各測定所の利用時間も示されていますけれども、この時間に行けないときの預かり方というのはあるんでしょうか。この時間に行かないと測定は不可能ということになるんでしょうか。

復興対策課長（村山宏行君） 機械自体、放射線をはかる際にある程度の時間を要する、それから機器の安定のために立ち上げてから時間がありますし、基本的には専門の方が立ち会いのもとで計測するとなっておりますので、この時間をお願いをしているところでございます。

委員（佐藤八郎君） もとだと、農協でも放射能ではなかったですけども、土壤の内容の検査、したことあるんですけども、村で営農再開していくときに農協で前やっていたような検査も含めて、放射能も含め、やっていたらしゃるのかどうか。

復興対策課長（村山宏行君） 先ほどお話ししましたように、作物作付を再開して出荷を考えるとという農家につきましては、土壌を採取をしてカリの成分あるいは施肥設定まで考えながら指導しているということですので、そういったことも含んでの対応とご理解ください。

委員（佐藤八郎君） 81ページにオリンピック関係のチケット代、いろいろありますけれども、残念ながらきのう甲子園も中止になったということなんですけれども、これチケット等募集方法はわかりましたけれども、全村民に当たるような周知でもないし、体育関係者、どういう割り振り、どうなるのかわかりませんけれども、子供中心になるのか。そのことと、聖火リレーコースも指定されているんですけれども、リレーコース走るのもありますけれども、これスタート、到着地点でのイベントとか、そういうことはどのように今考えられていくのか。

総務課長（高橋正文君） 聖火リレーの内容でございますが、新聞等でご存じかと思いますが、スタートは交流センター、ゴールが道の駅までい館のところ。約1.2キロくらいだと思うんですが、そこを6人のランナーが走るということで、そのうち1名が飯舘村の庄司君という中学生ということです。他の5人については、今のところ組織委員会から発表されておりませんので、どなたが走るか村では承知しておりません。イベント等では公民館のスタートのところは、今のところよさこいの皆さんをお願いしてスタートするときにはぎわいをつくと。あとは小中学校の子供さん、庄司君という方が聖火ランナーなんです。小中学校の15名の子供さんで伴走をしていくと。ただ、組織委員会から公道には伴走者は出られないというお話なので、敷地内での伴走、公道は聖火ランナーの方が1人で走っていくということになっております。

あとは、道の駅到着のときのイベントでございますが、これも今のところまだ未定ということではないですが、一応スタートと同じようなよさこいの方をお願いして迎え入れを行う。あとはいろいろなスポンサーさんございますので、そちらのPR、飯舘村をPRするようなブースを道の駅の中に設置したいということで、盛り上げていきたいと考えてございます。

チケットの件でございますが、資料をお出ししております。

資料51ページです。ソフトボール、野球は福島県の開催ということで、ソフトボールが10枚、野球が20枚ということで、これは県の組織委員会から希望があれば配分するというのでいただいております。このチケット代金は村が支払うようになってございます。女子サッカーにつきましては、民間の旅行代理店をお願いして40枚だけ確保してございます。ソフトボールも野球も学校を通じて希望を募るということで、定員になり次第、全員は行けないかもしれませんが、学校を通じて希望を募って、定員になり次第締め切る予定としております。

委員（佐藤八郎君） 飯舘村でコロナウイルス陽性の方、いないようには祈りますけれども、まだコロナウイルスが来る前の話になりますけれども、この1.2キロ、真ん中の部分にコメリというところが昔あったんですけれども、その土壌汚染土214万ベクレル。地上高空間線量のうち4.17マイクロ、1メートル高0.85マイクロというところもあるというデ

一タもあるんですけれども、ふれ愛館は7万5,000ベクレル、ふれ愛館の前のほうも土を取ってはかった。地上センチで0.41マイクロ、0.25マイクロというので、村の大体のモニタリングポストくらいかなと。あと、までい館前で7,130ベクレルということで、コメリ前からすれば大分低い値ではありますが、そういうことは子供は、公民館前で多くの子供はということなのでしょうが、非常にコロナウイルスと違うので心配する部分あるんですけれども、そういう点は何か説明なり何かあるんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） コース内の線量ということでございますが、委員おっしゃったように、ある団体からコース内の線量が一部高いところがあるというご報告を受けております。中間点のあたりです。早速村でもコース沿いを測定させていただきました。確かに、中間点でやや高いところがあると確認されたということでございます。ただ、そこに長時間とどまるということではございませんので、健康に影響があるようなレベルではないと考えておりますが、ただ一部高いということがありますので、担当課を通じて今ホットスポットの除染ができるかどうか調整をしているところでございます。

副村長（門馬伸市君） 総務課長のところまでは話が届いていなかったかもしれませんが、お昼時間帯だったと思いますが、環境省で歩道と田んぼの側のU字溝ありますよね。そののり面の土壌が一部高いところがあるのを確認したということで、その部分を追加除染というか、除染するという話になっていますので、27日には支障のない形になるのかなと思います。

◎休憩の宣告

委員長（相良 弘君） 暫時休憩します。再開は15時15分とします。

（午後2時58分）

◎再開の宣告

委員長（相良 弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時15分）

委員長（相良 弘君） 皆さんにお尋ねいたします。

ただいま佐藤八郎委員の質疑が続いておりますが、そのほかに質疑のある委員は4名でございます。佐藤健太委員、佐藤一郎委員、高橋孝雄委員、高橋和幸委員の4名でございます。この4名の質疑を終えて質疑終了といたします。

なお、時間の関係上、この4名の方には1人10分以内の発言でお願いいたします。

委員（佐藤健太君） 10分という非常に貴重な時間をいただきましたので、質問させていただきたいと思います。

ナンバー5の資料10ページであります。深谷地区多目的交流広場管理運営事業についてでございます。この事業に至るに当たって、建物の建設に約10億円近く、さらにはこの3の24番にありますように、令和2年度の予算で5,000万円上がっています。さらにはナンバー6、67ページにありますランニングコストを計算しますと、年間で約1,500万円から2,000万円ほどかかってくるような計算になるかなと思います。これ、10年間積み重ねると、約1億5,000万円から2億円という非常に大きな金額になるわけですが、先ほどからも費用対効果ということがありますが、この大きな金額をかけてこれを運営し

ていくという費用対効果はどう見ているかお願いします。

総務課長（高橋正文君） ナンバー5の10ページの24番ですね。令和2年度の事業費が約5,000万円、これは初期投資であります備品購入費とかが入って、5,000万円かかるということでございます。次年度からはいろいろ初期投資の部分を除きますと、1,000万円程度で運営をしていきたいと今のところ考えているところでございます。これは人件費抜きです。

10年間で1億円かかるということではありますが、その効果でございますが、まずは深谷地区の拠点ということで、一番の効果は道の駅までい館等の集客を効果として見込んでおります。また、その親子が飯舘村に来て遊んでいただくということでありますので、飯舘村のPRにもつながるということで、ひいては飯舘村の中に入らせていただく交流人口、関係人口の増も期待するところでございます。なお、一番は飯舘村に足を運んでいただくということが一番必要だと考えておりますので、あわせてまでい館等の営業の事業収入の改善なんかもつなげていきたいなど、今のところ考えております。

委員（佐藤健太君） 先ほど費用対効果ということで、私きのうも質問しましたけれども、議会の録画の配信ですが、これは重点事業として議会から上げておったわけですが、重点事業からは外されたということでもあります。

これ、重点事業さまざま見えていますとラオスの集会所であったり、ミュージカル鑑賞事業というものは入っておりますが、議会の録画配信という部分に関しての事業と、ミュージカル事業、ラオス集会所事業という部分での重要性という部分であります。ミュージカルやラオスのほうが重要だということで、議会がはじかれたのかどうかわかりませんが、こういうことになっているということの明確な理由と、今後どう考えているのかということも含めてお願いします。答えによっては予算の組み替え動議ということもあり得ますので、よろしくをお願いします。

総務課長（高橋正文君） 議会のインターネット配信サービスが重点事業に上がらなかったということですが、その内容については先ほどお話ししたほかの方法でもできる。あとは需要ですね。録画をして後で見の方がどのぐらいいるかというのが、その時点で把握できなかったということで、そういう判断になったということでございます。ほかの事業と比較してどうなんだということですが、これはこれ、ほかの事業はほかの事業でございますから、単純に比較するものではないという考えをしております。

委員（佐藤健太君） 無料でも、例えばユーチューブなりなんなりという部分で、村としても議会の録画という部分は用意することはしようとは、するという意思はあるのかどうか。

村長（菅野典雄君） なかなか新しい事業なものですから、必要性とか経費の問題とか、これからの方法論も、何かもっと別な方法でできるのではないかという話も職員から聞きましたので、その辺がわからないことがあったので今回こういう形になったんだろうと思います。そういうことですから、もうちょっと勉強させていただいて、もしそれが必要ということになり、あるいはもっと安い方法でいい方法があるということなのか。もうちょっと内部で検討させていただくということで、今回はご理解をいただければと思っております。

委員（佐藤健太君） 先ほども、高齢者の方たちでも見やすいようにということもありますので、ぜひ検討していただいて、しっかりと録画ができるようにしていただければと思います。

最後にもう一点、ナンバー5の資料15ページ、140番ですね。公共施設個別施設計画策定事業。先般、一般質問で私から質問させていただきましたが、4月から白石小学校を貸す予定だと聞いていますが、ここに関しても屋根の修繕等も含めて今後の予算にかかわってくるものだと思いますので、契約内容なんかも契約を結ぶ前に、ぜひ議会にも提示をしていただきたいなと思っています。これは私の母校でもあるので余りこういうことは言いたくないんですけども、契約内容によっては貸さないということも含めて、あとは解体をしてしまったほうが、後々ランニングコスト的には負担が少なくて済むんじゃないかという議論も含めて、予算の中でこのような議論はあるのかどうか。

村長（菅野典雄君） 前にもお話ししましたように、一つは廃校になったところをどう使っていかかというのが村にとって大きな財産になるんじゃないかというのがあります。一方で、今維持経費をどうかからないようにしていくか、かかったとしても少なくしていくか。こういうところがある。

そういう中で全部というわけにもいかないな。特に一番頑丈なところがありますので、場合によってはそう、何ていうんですかね、白石小学校は何ていうか、大型のリフォームを入れなくてもできるのかな。でもやはり最低はしたいなと思うんですが、それとてやはり先ほどから言っているように補助事業がないということでしたので、もともとは福島未来研究会というところが別の組織をつくって、研究会というのをつくって何とか飯舘村でやりたいという話。こちらも、そういうことでどうでしょうかねという話をさせていただいたところであります。

契約は4月1日を予定していますので、1日ちょうどかどうかわかりませんが、期限はそこということになりますので、そうすると議会の皆様方にその前と言われてもなかなか大変だろうと思いますので、今考えているあるいはあちらと合流されている条件というのは、原則的には入るに当たって当然建物を一部直したり、一番簡単なのは多分便所だと思います。小学校ですから、大人が入るとなるとそれでいいのかという話になりますよね。そういうところだとか、あるいは教室を何に使うかによっては、若干教室の中を直さなきゃならないというところがあるのではないかな。そういうものは全て自分たちでやってくださいということで、あと条件としては10年後になるのか、20年後になるのかわかりませんが、少なくとも壊すに当たっては、私は何の試算もしていませんでしたけれども、例えば1億円かかるということであれば村も5,000万円は出しますし、皆さん方も5,000万円出して、何せお互いに壊すという形にさせていただきたいというぐらいのところ、これから細部は多分もっといろいろなことが出るだろうと思うんですが、大まかな契約を考えているのは今のような状況ですから、ぜひご理解をいただければと思っています。

ただ、私ちょっと見たところは、今年度の予算で若干大まかな掃除というのは幾らかの予算あったような気がします。それで渡した後は、体育館もお借りしたいということが

ありますが、体育館の中には今いろんな村のものがいっぱい入っています。ですから、これはちょっと待ってくださいということで、今年1年ぐらいかけてきれいに中のものをそれぞれどこかに運んだり、あるいは処分したりいろいろしたいなと思っています。

ただ、このときに、こちらから見ると本当に屋根が、今のところは漏っていないようなんですが、かなり赤茶けているので、その辺がどうなんだろうなという思いはお話をさせていただいた。それをそちらもやれという話が、たとえ無料で貸しているとしても、そこまでということが果たしていいのかどうか。あるいはそこで若干、何対何かわかりませんが、そちらも村も出しますから出してくださいという形になるのか。その辺はこれから先のことでありますけれども、何か問題が出たときにはお互い協議をしましょうという形にはなるんでないかなと思いますので、4月1日前後ぐらいで契約をするに当たって、議員の皆様方に報告しろというのは、文書であればできるんですが、わざわざ集まってくれという形にはならないんじゃないかと思っておりますので、大ざっぱではありますがありますけれども、そんな中での契約を結びたいと思っております。

委員（佐藤健太君） 私も心配しているところは、契約というものは非常に大事なものでありますし、10年か20年なのか、どのくらいの期間で貸すのかという部分もありますし、最後解体という部分が大きく響いてくるのかなとも思っておりますし、ここを例えば仮に1億円かかるといったときに5,000万円、5,000万円。この5,000万円、例えばこの10年間の間に相手側が倒産するということに、5,000万円がもらえなくなってしまったという場合には、そのまま手つかずの施設になってしまうかもしれないし、そういった部分では5,000万円、最初に契約に入れていただけのような契約とか、そういったものを結べないのかなと思っております。

そういう最初の契約というのは非常に大事だと思いますので、なかなか無償で借りていただくという形になるかもしれない中で、こういった申し入れというのは難しいかもしれないですけれども、やはり村民の安心としてはしっかりとした担保があってお貸しをしているんだということがわかれば、なお安心できるのかなと思っておりますが、この辺に関していかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） どういう形でそれを担保するかというのは、いろいろな方法があるのではないかなという気がします。やはり、それぞれの立場で蓄えるというところもあるだろうし、あるいは最初からそれをよこせという話も、余り例のない話でありますけれども、できないことではないのかもしれないかもしれませんが、いずれにいたしましても、やはり組織の存続という問題は確かにあるかもしれませんが、やはりあるところではお互い信頼関係を持ってやるということが大切ということは、今までいろいろところで経験しているところでもありますから、信頼を一方でしながら、いかに今おっしゃったようなある程度の約束事をきちんとするかということは大切だと思いますので、その辺今ご指摘いただきましたので、契約に当たってはもうちょっと内部で検討して、向こうとの交渉をして契約をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

委員（佐藤一郎君） 私からは、68ページの3款2項3目認定こども園の運営費について。まずこの中でこども園、来年度は52名、本当にすごいと思います。また、事業の成果が出

ているのかなと思います。昨日もこの関係の質問ではございませんでしたが、そういう中でおやつとか制服ですか、そういう面で残念ではあります。来年度は義務教育が開校するというので、合わせると予定としては何名が学校に在籍することになるのか。また、今後の見通しについて伺いたいと思います。

教育課長（三瓶 真君） ご質問の来年度の就学予定人数についてであります。こども園についてはここでお示ししているとおり、52人です。小学校、中学校、つまり来年度義務教育学校についてであります。来年度義務教育学校の前期課程、いわゆる小学校の部分ですが、こちらが33名。また、後期課程、中学校1年生から3年生ということになりますけれども、こちらが32名となりまして、義務教育学校全体としては65名の通学、在籍が今予定されているところであります。

また、今後の見通しということですが、今ありましたように、認定こども園に子供を預けたいという保護者がふえてきております。実際に、令和元年度4月の段階では49名だったわけですが、これが年度途中には51名になり、来年には52名になりますので、今後こちらの小さい世代の子供たちに、いかにそのまま義務教育学校に進学をしていただけるかというのが、今後の子供たちの確保の大きなポイントにはなってくるかと思っております。

また、義務教育学校の中におきましては前期課程、小学校につきましては来年の6年生の数が3人に対して、1年生が7人です。来年のこども園のお子さんが進学していただければ、同程度の数はある程度確保できるのかなと思うところでありますけれども、逆に後期課程の部分になりますと、来年度13人卒業する見込みという中で、6年生がそのまま進級しても3人ということになりまして、逆に後期課程の人数が若干減ってくる傾向にあるというのが、現在のところではあります。

以上です。

委員（佐藤一郎君） 今、今後の見通しについてお聞かせいただきました。いろんな事業を駆使して来年、令和3年度も義務教育学校に大勢入学できるようご期待をしたいと思います。

認定こども園については、先生も不足していると聞いておりますが、適正な人員を確保することをお願いしまして、この件については終わらせていただきます。

続きまして、82ページ、パークゴルフ場の運営管理事業ということで、最後に合計として509万円、約600万円となっておりますが、飯館村は寒いですし、冬場、芝が凍みたり、また春になってあたたかくなったら肥料をまいたり、草刈りをして管理をするのは大変なことだと思います。そしてまた人件費もかかってくるのではないかと思います。昨日、渡邊委員からも質問があったようですが、以前村長はこのパークゴルフ場を使う人が管理するんだということでしたが、この予算で間に合うのかどうか伺いたいと思います。

村長（菅野典雄君） ご存じのように、パークゴルフ場、まだあのとおりであります。先ほど、ほこりが中学校に行ったという話もありましたけれども、これから暖かくなって芝を張ったりあるいは事務所の建物を建てたり、こういうことありますので、どう考えてみてもなかなか今年度中につくるので終わるのではないかなと思っております。ただ、今の

ところやはり年度内に、9月あたりですが、オープン式なりあるいはまた老人クラブでぜひやりたいなという話がありますから、2日ぐらいいは開くということで、それ以上やれるとは思いますが、芝生の養生がないとまた大変なことになりますから、そんなことをやらせていただくということで、来年度が本来の経費がかかるということでもあります。

ですから、これで済むということではないなと思っていますが、ただ今できるだけ経費をかけないようにするにはどうしたらいいかということで、例えば外回りの草刈りであったり、芝の養生であったりあるいは場合によっては事務の仕事のところ、それをどういう形で住民の参加なりあるいはパークをやる人たちの、何ていうか自分たちで管理、ある程度するということとやっていくかということになりますと、もうちょっとこれからそういう団体と詰める、あるいは村としての方向性を決めるということとやりますので、そういう意味では今600万円だから来年600万円になるのか、もうちょっと上がるのか。あるいは下がるということはないのかもしれませんが、できるだけその辺は経費をかけないような形で、今年度中に来年度に向けた予算の計算をしていきたいと、やり方を検討していきたいと思っています。

委員（佐藤一郎君） 今年度はこの予算であるが、令和3年ではもう少し経費がかかるのでは、当初よりも経費がかかるのではないかと。皆さんそういう見方はしておりましたが、令和3年度につきましてはもっと削減して、そしてまた管理にはかなりの人手が必要と聞いておりますので、できるだけ削減してこのパークゴルフ場の運営を図っていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

委員（高橋孝雄君） それでは、質問させていただきます。

ナンバー6、40ページ、3款1項2目老人クラブ活動についてでございます。村内の老人はかなり多いわけでございますが、この老人会の負担補助金が80万円と48万円で128万円でございますが、聞くところによると資金が足りなくて余り活動できないという話も聞いております。やはり、丈夫な老人をつくれれば医療費の削減にもつながりますので、いま少しの予算を計上できないものかお尋ねします。

村長（菅野典雄君） ご存じのように、全村避難を経験したことによって、今まで以上に高齢化率が上がるあるいは年配の方が村の中の占める位置が多くなるということは、今おっしゃるとおりでございます。一つは、やはりそういう方たちの健康を守るためにということで、先ほどご質問いただいたパークゴルフ場の整備なんかもやっているわけですが、一方でやりがいをつくっていくということも大切ではないかということでもあります。

何か、今お金がないので活動ができないという話も、余り私も聞いていなかったんですが、本当にその辺が現実なのかどうかということでもあります。少なくとも、老人クラブ連合会の中で、各単位の老人会は同じなんです、連合会としてはやはり顔を合わせるあるいは力を合わせるということで、以前よりはかなり多く予算をとらせていただいて、80万円ということでございます。

そういう中で、これからは何かということになれば、先ほどから多目的広場あるいは

パークゴルフ、そういうところがありますから、そういうところにぜひ参加をしていただければ、そこからまたお金が少しであるかもしれませんが、行くという形ができるのではないかと。その一つの実験として、去年あいの沢にアジサイを入れるときに、老人クラブ連合会にお願いをして、多分20人ぐらいの老人の人たちにその一翼を担っていただいて、その業者のほうから当然作業員という形でお金が行って、それが個人個人には幾らかは行っているかもしれませんが、多分連合会の運動費になっているのではないかと考えているところでもあります。これからもその辺を考えながら、少しでも老人の皆さん方に元気で頑張ってもらって、村づくりに参加してもらおう仕組みをつくっていきたいと思っております。

委員（高橋孝雄君） 実は、東電の賠償をもらったのではないかとという話がございますが、老人のほうでは、やはり若い人に任せたもので俺のところに入ってこないんだという人もかなりいたもので、この質問をさせていただきました。

続いて、同じナンバー、56ページの農業生産条件が不利な中山間地域における適正な営農活動などを通じて耕作放棄地の発生防止、農村の多面的機能の維持を目的に各協定集落に交付金を交付する。この内容でございますが、緩やかな傾斜地または急斜面のところもあるということでございますが、いま一つ、山奥にある水田についてでございます。現在、見たところ手つかずで木が生えて物すごく荒れているところがあります。そしてこれが耕作放棄地になってございます。しかも、水資源の一番上でありまして、これそのまま中国の業者なんかを買われたら、水を抑えられかねないという考えもありますので、そういうところにはできれば若干の助成を出して、中を手入れしてミズバショウを植えるとか何かして手入れしていかないと、このようなだめになると思いますが、村長のお考えをお聞かせください。

村長（菅野典雄君） 今まで村内にみんなで住んでいたときには、当然先祖伝来の土地でありますから、皆さん方に必死になって管理をしていただいて、なかなか来年はできないかなと思いつつながら、春先になると管理をしていただいたということで来たわけですが、ある程度ブランクができてしまって、そしてまた奥地のところの田んぼは荒れてということになりますと、そこをどうするかというのは大きな課題だとずっと認識をしておりました。今、提案として補助を出して、それをミズバショウとか何かができないかということでありましたけれども、もしそんな気持ちのある方は可能性としてはないわけではないと思いますが、これとていつまでも続くのかどうか。ミズバショウにしてもやはり管理をしなければならぬということになりますと、ある意味ではその辺で線引きをしながら、これから森林のほうに向かっていくということも考えていかなければならないのではないかなと思います。

ただ、結構北海道あたりはかなり中国から買い取られていると、水資源としてというのも聞いておりますので、そんなことなりなんなりがあってはいけないし、場合によっては廃棄物のという話でもいけないわけがありますから、その辺をどういうふうにして、全て規制はできませんけれども、最低限のこちらのほうが情報として入れてできるような形になればと思っておりますので、大変これからの課題の質問をいただきましたので、内部

でまた検討させていただきながら、何らかの方向性を出していければと思っています。

以上です。

委員（高橋孝雄君） 実は、この件についてでございますけれども、中山間地の指定を外してギブアップするという人も出たもので、実際的に2町歩ぐらいですけれども、そこ、前は畜産を導入するなんていう話もあって、水が汚れるからだめだと、一旦壊したんですけれども、今荒れていることはどうでもなれということになっちゃうのでは、当然下の水が汚れてくるので、ここを何とかほかの業者で買い取られたり、また、しないようにするには部落で守っていくしかない。そのためにはいろいろな助成金を出せないものかなと。使い道のある金の、それを村としてアイデアを工夫して出してほしいなということで質問したわけでございます。

引き続き82ページ、先ほど一郎委員からも出ましたが、パークゴルフ場の件でございます。現在、かなり工事もおこなわれているような、当初の計画からするとかなりおこなわれているような状況であります。やはり、今年中にオープンするには村からも業者、庄司建設に何とか期間を守ってくれという申し入れをしたほうがいいのかと思います。そしてさらに、あそこのゴルフ場は、学校に土砂が飛ぶという話が来ましたが、花塚おろしをまともに受けて、あそこ下から吹き上がるんです。ですから、できればあそこに防風ネットなどを設置してもらえれば、学校にほこりも行かないし、かなり助かると思うんですが、その点どうお考えですか。

復興対策課長（村山宏行君） パークゴルフ場、復興対策課で進めておりますが、工事がおこなわれているのではないかとございまして。要因としましては、用地ですが、林地開発関係、どうしても何名かの方がいらっしゃって、そこで登記がうまく進まない。持ち主の方がもう亡くなってしまって、その後が相続でうまくまとまらなくてということ、なかなか林地開発許可がおりなかったという経過がございまして。今年度に入りましてはほぼ予定どおりということで、来年度秋開園ということで目指して工事を進めてまいります。

ご質問にありました砂の部分ですけれども、基本的にパークゴルフ場、これから芝を張ってグリーンの部分については砂防になるのかなと思いますし、今年外周部分に商工会、村にご寄附、協力をいただいている団体から、ハナモノの木を植えるという計画がございまして。したがって、外周のり面なんかもある程度はそういったことで保護されるのかなと思っております。その中でとりあえずは対応できるかなと思っております。もちろん、それでも砂ぼこりがひどいとかいうことであれば、再度フェンスも含めて検討してまいりたいと考えております。

委員（高橋孝雄君） そういうことで、今回の予算も、令和2年の予算も130億円を超える予算を計上したわけでございまして。現在ご承知のようにコロナウイルスがはびこって、今後の国の予算もどうなるかわかりませんので、とにかく来た予算は速やかに事業を進めてもらうようお願いをして終わります。

委員（高橋和幸君） 時間が無いということだったので、てきぱきと聞きたいと思っております。

資料ナンバー6、7ページ、消防団員報酬、あと前ページの区長の報酬にも関係するの

で両方とも一緒に考えていただきたいんですけれども、これは年間の報酬でありますよね、当たり前のこと聞きますけれども。この報酬、査定基準を村長が決めるのか、審査委員会が決めるのかは、私定かではありませんけれども、この報酬、果たして妥当性はあるのか。活動に値する評価をしていると思われているのかをお伺いします。

総務課長（高橋正文君） 3ページに行政区長の、これは今年度から報酬から報償費ということに変わっております。あとは消防団の、これは報酬ですね。金額が妥当なのかということではありますが、これは金額の算出については、一般的なこういう似たような自治体では額はある程度決まっている。ただ、周辺市町村の均衡を保つよう、周りの市町村とも比較して安くはないような、高くもないような均衡をとるような設定をしております。

委員（高橋和幸君） 報酬額のアップという、村長からお金ばかり上げてはなんていうお話が出るかもしれないんですけれども、これは我々議会議員の報酬もそうなんですよね。ただ、我々の場合は活動が目に見えないと報酬のアップはうたえませんから、ちょうどいい立ち位置で並んでいるんですけれども、こちら側が低所得者でそちらにいる皆様が高所得者でという感じで並んでいますけれども、団員の方からも区長の関係者からも、仕事を一生懸命やりながら忙しい中で、ガソリン代だけで赤字だよという声が結構聞かれるんですよ。毎月とか隔月とか半年に1度の報酬ではないので、1年に1度の報酬でありますので、村民の思いを酌み取るというお考えがあるのであれば、それなりに応じるのも行政の役目だと思えますので、近隣との比較もあるとはいうことなんですけれども、もう少しよくよく精査していただければと思います。

総務課長（高橋正文君） 報酬の額ということではありますが、これはこれで決まったというものではございませんので、今委員おっしゃったように、適正な額ではないということになれば、改正も検討したいと考えています。今年は、改正したものが3ページの行政区長のところですね、その下の行政区長会長が10万円、これは行政区長会長さんなんですけど、非常に業務が多いということで、年間にすると150回ぐらい、多分出ているかと思えます。そういうこともありまして、この行政区長報酬だけでは大変だということで、今回見直して区長会長には10万円予算を配分したということでもありますので、不適正であるということになれば検討させていただきたいと思えます。

委員（高橋和幸君） その辺はきちんとよろしくをお願いします。

続きまして、60ページ、鳥獣被害対策事業なんですけれども、これも私去年の予算委員会で要望いたしたんですけれども、中川前課長のとき、要望したんですけれども、お答えは近隣市町村との兼ね合いなどとの答弁で、来年度の予算には計上、きちんとできるように検討するというお話だったんですけれども、金額は変わっていないようでして、報償、報酬、奨励金ですか。これ法令とか行政法、自治法また政令等で何か定めがあるんでしょうか。

復興対策課長（村山宏行君） 基準額等についての定めというのはございません。前課長がということでありましたけれども、近隣のそういった捕獲隊の奨励金、そういったところを参考にしながら決めていくということでもあります。

委員（高橋和幸君） 捕獲した頭数については本会議で聞いておりますので、あえてここでは

述べませんけれども、一番捕られているのがイノシシであると。でも一番金額が高いのはニホンザルであると。でも、ニホンザルは皆さん気持ち悪がって撃たないんですよ。金額の奨励金の払い方からすると、宝くじは買わなければ当たらないのと一緒で、捕らなければもらえないという話になっちゃうんですけれども、一番捕られているのがイノシシなんですから、もう少し金額の上積みがあつていいのかなと思いますし、行政の方どのように考えているのかわからないですけれども、うちの行政区にも捕獲隊員いますけれども、本当に現場で捕獲している、村のために、村民のために活動している皆さんの大変さ、苦労さ、汗を流している意味を本当にご存じですか。

復興対策課長（村山宏行君） 有害鳥獣の駆除ということで、さまざまな形で村民から寄せられて、それに応じてわなを仕掛けて駆除に走るところで非常に能力、大変な思いをされているなど認識はしております。今回、1,000頭という予算を要求させていただきましたが、多くの実績を上げていただいておりますので、今後も有害鳥獣駆除の部分、協力をお願いしたいというところでございます。

委員（高橋和幸君） 時間がないので答えはてきぱきと、簡単明瞭をお願いします。

認識等しているだけというだけなんですけれども、認識だけではどうしようもないので、値段の倍増とかそういうのをできないかと私は説いているので、現場の人たちのために、それを聞いているんです。

村長（菅野典雄君） おっしゃるのもわかりますが、3年か4年前の予算を見ていただければということなんです、間違いなく各パトロールに出す金もふやしています。それからイノシシは1万円、猿は2万円だったのを、3年か4年前に1万円ずつ上げさせていただいたということでもあります。イノシシのほうが多く捕っているんじゃないかということですが、猿が捕ってないから3万円にさせていただいているということもございまして、もうちょっと皆さん方に聞いていただきながら、これ以上出すべきなのかどうなのか。多分、ほかからは約5,000円か1万円ぐらいいい高いのではないかという気がしますが、ただそうはいってもうちの村はまさに自然の動物園みたいなものですから、何としても捕ってもらわなければならないということですので、その辺またパトロール隊と話をしていただいて、もっと上げれば捕れるという話になるのかどうか。皆さん、やはり村を守るということで多分やっただいておられると思いますが、その辺の本音なども聞かせていただきながらやっていきたいと思っておりますので、ありがとうございます。

委員（高橋和幸君） よくよく現場の人のことを考えて、精査をお願いしたいと思います。

それでは最後の質問になりますけれども、きのうもまたきょうも、先ほど佐藤健太委員からもありましたけれども、議場の録画システムに関してのことが、議会から事務局を通して2年連続で却下ということで、これは我々議会議員もその都度、皆それぞれの良心にのっかって定例会、臨時会、年間何百という案件を、それぞれの意思に従って判断しているわけでございますけれども、開かれた行政、議会をうたうのであれば、録画作成機能を追加するというのは必須ではないかと思うんです。飯舘村以外の近隣市町はほとんどが録画機能はあります。議会からの要望ということで、これも毎月上げているわけでもありませんから、年に1回、2回本当に上げるかどうかということですし、議会

から上げるということは議員が望んでいる、議会が望んでいる、そして村民が望んでいるということですので、もう少し年に150万円かかる、10年だったら1,500万円かかると言いましたけれども、これ違う意味で渡邊 計委員からもありましたけれども、だったらほかのいろんな使えない面とか費用対効果、いろんなことで矛盾が出てくることもあるんですよ。これだけを、その金額でできないと言うのであれば。

なので、もう少し前向きに検討してもらうように、先ほど動議という話もありましたけれども、やはりこれ今回できなければ1年間できなくなるというわけで、もしかして途中で補正を上げるようになるかもわかりませんし、その辺に関して録画再生ができれば議場に来れなかったりやはり仕事していますので、高齢者であれば運転ができなかったりとか、でも録画機能が追加できれば再生、利用回数がふえたりもすると思いますので、もう少し慎重にじっくりと検討していただきたいと思いますので、村長のご見解をお伺いします。

村長（菅野典雄君） 先ほども申しましたように、もうちょっと勉強させていただいて、6月の議会のできるのかどうか、6月でできないのなら9月というのもありますし、場合によっては皆さん方のことですから、臨時議会に上げたからといって何なんだという話にもならないと思いますので、何せ真剣に検討させていただくということでよろしく願いしたいと思います。

委員（高橋和幸君） 3件ともお金にかかわる案件でしたけれども、お金にかかわる案件だからこそ、非常に大事なことでありますので、行政また村長にはよく精査をしてきっちり、村民のためにも、また頑張っていると思っている私のためにも、しっかり検討をお願いしたいと思います。

以上です。

委員（佐藤八郎君） いろいろありましたので、私から何点か。自然エネルギーということで国際的にも日本もその方向でという話と、逆に原子力再稼働という経済主義で、もっともうけたいグループとなっているようですけれども、村の自然エネルギーとしての風力発電、太陽光、これまでの成果と本年度でのどういう流れで進んでいくのか。あとは心配な課題といいますか、施設の増強の中で終了時を迎えるんですけれども、終了時に対しての契約上での条件はきちんとされているのかどうか伺っておきたいと思います。

総務課長（高橋正文君） まず、エネルギーの太陽光の状況でございますが、大火山のまでのいな再エネ株式会社ということでは、平成30年度の数字ですけれども、年間に1,259万キロワットほど発電しているということで、金額にすると売電収入であります。ほぼ5億円。深谷の太陽光については同じく年間で200万キロワットアワーを発電して、売電収入としては7,000万円ということでございます。この2つを合わせまして、あと松塚なんかの太陽光もございまして、これらを合わせまして村に入ってくる収入、20年間で20億円の予定をしております。

成果といいますと、まずは村での再生可能エネルギーでの収入が期待されるということでございます。村ではそれを北風と太陽基金に積み立てて、復興拠点等の事業に充てているということで、非常に成果はあると考えております。

最後の、契約終了時の条件ということでございますが、これは通常ですと20年の契約が終わった場合、今のところ売電価格が40円とか36円とかで保証されておりますが、その後については多分自由競争ということで、売電は一般電力会社と相談して売電価格を決めてくると。そういう場合は、採算が合わないとなればその発電所は撤収するという方法があるということで、現在の契約では20年後についてはそのどちらかを選択する。村としては村と事業者で協議をして、どちらかにするという事になっております。

村長（菅野典雄君） 補足させていただきます。私が非常に心配なのは、一応20年ということ。場合によっては20年よりも、まだ20年ではぱたっととまるわけでないですから、また経営的にはちょっといくなということ、若干延びるということもあるかもしれませんが、いずれにしても村が出資をしているところは、経営の中に最後に片づける費用を入れております。貯金というか、経営の中でとっているということです。あと、多分民間の松塚さんのほうは、最後には自分の会社で片づけるという契約になっていると私は今思っていますが、なお確認はさせますが、そんなことだけはしていかないと、今いいから後はどうなってもいいという話にはならないと思っているところであります。

委員（佐藤八郎君） 心配なのは、風力発電が災害で倒れたり、太陽光もそうですけれども、飯館村はそういう状況に今なっていないんですけれども、福島のような太陽光の立っているところの状況、全く民間が自由にやったものだから、災害の悪影響が市民生活まで大分入り込んで、大変な状況あるので、それも含めて倒れたり何かあった場合に道路関係もあるし、どこまで契約できちんとされているのかを確認する意味で聞いています。

総務課長（高橋正文君） これは大火山の太陽光、東光電気と出資してやっている会社でございますが、ここに風力発電を2基、3.2メガのものを2基、6.4メガ分建設する。太陽光と風力を合わせて発電を進めるということでございます。ただ、今までの10メガプラス6.4メガとなるわけではありません。通常、太陽光は夜発電しませんので、風力等で補完的なものを発電するという事でこの太陽光、風力合わせて10メガ以内で売電をしている。それによって、現在太陽光ですと稼働率が約15%のところ、風力を組み合わせたクロス発電になると稼働率が30%期待できるということで、発電効率が風力によって大火山のほうは上がるということでございます。

また、今ほどあった倒れたとき、故障のとき、これについては事業者で保険に必ず入っております。壊れた場合その他、この前みたいな雷、落雷なんていうときは保険で対応するという事になっております。

委員（佐藤八郎君） 太陽光風力発電そのものの話は見えたんですけども、その修繕に行くにも管理するにも、行く道路というのはこの会社の管理範囲ではないので、そこでの特に大火山の出入りで、道も相当台風で壊れていろいろあったんですけども、そういう絡みではこの事業者との関係では何もなく、村として災害としての扱いで直していくということになるんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 大火山の村道の修繕等につきましては、通常の村道の修繕についてはもちろん今までどおり村で、ただ太陽光、まていな再エネ株式会社で風力の建設に伴う村道の工事等については、この会社で経費をとって行うということでございます。

通常の村道の維持管理については、今までどおり村で行っていくと。

委員（佐藤八郎君） 先ほど、高齢者の定額の基本的方針を伺いましたけれども、6つの事業所から出してもらって介護保険サービス検討委員会って立ち上げましたよね、去年。立ち上げたことでのこれまでの状況、課題、本年度への引き継ぎ、取り組みというのか何かあればお聞かせ願えれば。

健康福祉課長（細川 亨君） 令和2年度の予算には計上はありませんが、今年度の経過については3回ほど介護保険の検討委員会を開催してきました。それぞれに事業所から集まっていたきまして、飯舘村の介護保険サービスのあり方と題しまして、皆さんで検討していただいたということでもあります。まだ、結論には至ってはおりませんが、今後必要に迫られる時期になりましたら、再度開催いたしましてまた検討する機会もあるかなと思っております。

委員（佐藤八郎君） 税の減免期間、いろいろ変わってくるんですけども、固定資産の関係、これ実態主義というか、田んぼは田んぼ、原野は原野となってくるのかどうか。そういう意味で村民がとても住宅、更地にしたいけれども、地目変更どうしたら、どうなっていくのかとか、いろいろいっぱい不安があるんですけども、村で出しているお知らせ版とか見ても、こうすればいいんだってなかなか見えないんですけども、実態に合った地目変更にしたいと、田んぼはもうつからないから田んぼも原野というか、木を植えれば山林になるかもしれないけれども、そういう変更のやり方というか、そういうものは何か示したり、もっと簡素化してやれるというものは何かあるんでしょうか。

住民課長（石井秀徳君） 固定資産税に係る現況課税の部分なのかなと考えております。今現在、担当で家屋を解体したいいわゆる宅地を、報告があった物件につきましては順次調査をさせていただきまして、建物が無いものを確認しましたら、そこについては宅地の課税からいわゆる雑種地的な課税へ切りかえるために、準備を進めているところであります。建物が残っていると、そこは宅地という扱いにせざるを得ない部分がございますので、そういう部分はそのままでございますが、現状的にはそうです。

農地の部分の説明がございました。管轄的には農業委員会ということになりますが、以前私もいた経緯がありまして説明させていただきますと、地目変更については法務局に行って、登記の変更という手続が必要になってまいります。ただ、そちらについてもただすぐに別なものが、例えば農地に木を植えたからといってすぐに地目が変わるというものではございませんので、そちらについては登記官なり法務局、現地を確認するという手続になりますので、すぐにそうなるということではないとご理解いただきたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 宅地の場合は、報告を役場にすれば変わっていくと。農地の場合は地目変更なり農業委員会を通して、法務局で地目変更、農業委員会でかな、流れるにどうやったらいいのかをきちっと示してもらいたいというのが、村民の要望ですけれども。

農業委員会事務局長（山田敬行君） 農業委員会は農地法に基づきまして農地以外に転用する場合に申請が必要だということでもあります。現在農地であればそれを山林にするということであれば、農地転用、植栽、植林をする、一定程度木が育って山だなと誰が見ても

山林だといった場合に、それが現況でなるのかなということが基本的な流れであります。すぐに荒れているから山林だということではないということでもあります。農地は農地であります。原野ということで、一般的に村の場合は採草放牧地といいますか、そういった場合もありますが、原野であっても採草放牧地的な使い方であれば、それを農地以外のものに使うのであれば農地転用の手続が必要になってくるというものであります。

委員（佐藤八郎君） そうすると、畑や田んぼを使わないでも置けば原野になってしまうわけだけど、使わないというそのうちの中で判断されたときに、農業委員会に地目変更届を出すのでしょうか。それは農業委員会は月1回やられているので、何日まで毎月受け付けをしてやるとなると思いますが、その辺の広報のあり方はどうなっているのか。

農業委員会事務局長（山田敬行君） そういった意味で、今現在も農地に行く行くは山林にしたいとか、そういった問い合わせも農業委員会に来ております。ですので、基本的には農業委員会、毎月定例総会をやっておりますが、5日までに農業委員会にかける案件があれば農業委員会に出していただいて、その月の20日に定例総会をやっております。ただ、現場を見るとか、そういう場合がある場合は翌月になる可能性があります。そういった流れで進めております。こういった地目変更ができるのかという問い合わせも来ておりますので、今後広報等でその辺の手続の流れ等周知していきたいと考えております。

委員（佐藤八郎君） 庁内の組織改革といいますか、事務改善といいますか、どうもイメージとしては復興が終わったかのような、去年だか所信表明で村長がおととしかな、復興のスタートの年だと言って1年、2年たったから復興の言葉の課がなくなるのか。よく理解できないですけれども、なぜ本年がそういう改善の年なのか。それによって村民にとって何がわかりやすい行政なり、来やすい役場の機構になるのか。わかりやすく教えていただきたい。

村長（菅野典雄君） ずっと震災に遭って避難以来、やはり復興しなければならぬ。この言葉はまさに多くの人に語られてきた言葉であります。ただ、これが6年の避難生活、それから解除になってから2年、3年過ぎてきますと、復興という言葉に対する村民の全てではないんですが、もとの戻るといふ、復興ですから、もとの戻るといふ、こういう考え方を持っていらっしゃる方が何人かおられるなという気がします。残念ながらもうもとのには、もとの避難前には戻れません。戻ったとしても、それはかなりの先であります。

ということになると、ずっと復興、復興ということになると、またもとに戻らないだろう。牛もまだ飯館牛になってないよ。店もないよ。何々もないよ。こういう話だけでいいのかと、ここ一、二年思うようになってきました。ですから、復興という言葉よりは、新しい再生をしていくとか村づくりをしていくとか、そういう考え方になったほうがいいんじゃないか。そのためには、復興予算ではなくて、もともと避難前にあった第5次総合振興計画を、第6次総合振興計画という形でやったほうがいいんじゃないかと。そんな思いでの今回の第6次の計画になる。あるいは復興に対する考え方ということでございます。

やはり、復興は復興です。でも、復興復興と言う限りどうしてもまだもとに戻ってない

よ、ということで、これからずっと5年も10年も15年も引きずるという話では、やはりなかなか大変ではないかというところでございます。

以上でございます。

委員（佐藤八郎君） 災害に遭ったことを引きずらないために改善するんだと聞けばいいのかわかりませんが、引きずらない気持ちを持って前向きに生きていくということでもいいのかどうか。

村長（菅野典雄君） 引きずらないつもりは全くありません。引きずっています。これからも引きずっていくでしょう。ですから、そういう言葉ではなく、もとに戻るととる方がこの復興の言葉の中にはあるので、残念ながらやはりもとに戻るのはそう簡単ではないし、戻らない可能性のほうが、残念ながら今改めて5,500人の人口になりましようと言ってもできない話ですし、昔のように福島牛よりは飯舘牛と名を売った、そうなるというのもこれもなかなか簡単ではないわけですから、そういう意味で引きずらないのではなくて、やはりもう一度もとに戻らない中で、村をどうしていくかという考え方に立ちたいという思いでのことでありますので、ご理解いただければと思います。

委員（佐藤八郎君） 第6次総合振興計画のキャッチフレーズ、「ものは引き算、こころは足し算の村づくり」、中間報告ありましたけれども、ここで精神的な豊かさをふやしていくためという考え方、そういう意味も込めてなんだと村長申しますので、具体的にはどうということなのか。

村長（菅野典雄君） 今、大変誤解を招いているというのは十二分にわかっていますので、このキャッチフレーズもできるだけ皆さん方にわかりやすい言葉で表現していかないと、まさに誤解を生むのではないかということで、今内部でいろいろ精査をしておりますので、ぜひそのときに見ていただいて、少しでもご理解いただければと思っています。

精神的な豊かさというよりは、それもありますけれども、一番はお互いに協力したりお互いさまと言ってやっていかないと、もとの形にはなっていないので、さらにさらに、前にもやっていたけれども力を合わせましようというのが、心は足し算しようと、合わせていきましようということでございますので、そんなふうにとっていただければと思います。

委員（佐藤八郎君） 年4回ぐらい行政区長・副区長会議がありますけれども、この中での村への要望、課題、いろいろ出されるかと思うんですけども、その中で出された大きなもの予算で生かされたものというのは何でしょう。

総務課長（高橋正文君） 行政区長会議、年4回やっています。また、11月には20行政区ヒアリングというのを1行政区ずつやっております。行政区長会議よりは予算的に反映できる内容としては、ヒアリングの中で出されるものが多いということでございます。

1つ申し上げますと、まずサイレンとか行政区にある屯所の建てかえ、あとは火の見やぐらの解体等の要望がございましたので、それらについては当初予算に盛り込んだところでございます。

委員（佐藤八郎君） 今まで9年間、見守り隊、村民の財産や村民のふるさとを守ってきた活動があったんですけども、この役割がどう変化して、何をもってその役割を補ってい

くのか。例えば、帰村している方の健康状態やら安否確認含めてどうなっていくんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 震災になったときに、飯舘村で国とある意味で戦ってとったというのが村内パトロール隊、村民で守りますということで、400人の雇用と8億円のお金をとってきたわけでありましてけれども、だんだん減らされてくるということで、ずっと人数から何かからあるいは時間的にも、減らしてきたというところではありますが、今回大体戻っている方は、そこに住んでいただいているあるいはそうでない方は解体をされているということでありますので、いわゆる防犯パトロール的には大方役目は終わったかな。ただし、安全ではないので今度は村の中の村民による防犯隊なりなんなりに、幾らかなりとも活躍してもらおうというほうに切りかえるということで、今回今年度をもって終了とさせていただきますところでもあります。

それぞれひとり暮らしの方とか健康というのは、健康福祉課なりあるいは社会福祉協議会でやっていただいていますので、これでいいというわけではございませんが、そちらに委ねさせていただくということでございます。

委員（佐藤八郎君） 今村長が言われた委ねる人たちの任務、責任が大きくなって大変じゃないんですか。その補充というか、何か手だてをしての委ねる体制ですか。

村長（菅野典雄君） 防犯指導隊の方も、それから交通安全の方たちも、かなりいろんな集まりを持ったりあるいは共同で会議を開いたり、いろいろなことはやっていただいています。それから健康の見回りというのは、ご存じのようにそれぞれ今までもずっとやっていただいておりますから、何ら過重になるということではないんじゃないかな。基本的には大変ですけれども、今までよりもどうしようもなくなるということではないんじゃないかなと思っていますところでもあります。

委員（佐藤八郎君） 最後にしますけれども、イノシシなどの野生動物のお金の問題もありましたけれども、対応の施策の今までやってきた実態と成果を踏まえて、この予算でのどれだけの駆除なり、どれだけの成果を上げようとしているのか。

復興対策課長（村山宏行君） 頭数もさることながらということでもありますけれども、獣害対策、やはり村で営農再開をするためには必須と考えております。今回の獣害対策の中でも、直接駆除するというのもありますけれども、地域の中で電牧を回すあるいはワイヤーメッシュで地域の農地を囲っていくという取り組みも、今進めているというところがございます。営農再開と全く獣害対策は一体と考えて、村としては進めているところがございます。

委員長（相良 弘君） これで各会計の質疑を全て終わります。

ここで委員の皆さんに申し上げます。

委員会採決に当たっての討論は、飯舘村議会の申し合わせ事項により討論省略といたします。本会議で討論することになっていきますので、ご承知おきください。

これから議案ごとに委員会採決をいたします。

議案第12号令和2年度飯舘村一般会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議あり」という声あり)

委員長(相良 弘君) 異議あり。異議ありということなので、この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長(相良 弘君) 起立5人。よって、議案第12号令和2年度飯舘村一般会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第13号令和2年度飯舘村国民健康保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(相良 弘君) 異議なしと認めます。よって、議案第13号令和2年度飯舘村国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第14号令和2年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(相良 弘君) 異議なしと認めます。よって、議案第14号令和2年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第15号令和2年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(相良 弘君) 異議なしと認めます。よって、議案第15号令和2年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号令和2年度飯舘村介護保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(相良 弘君) 異議なしと認めます。よって、議案第16号令和2年度飯舘村介護保険特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号令和2年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(相良 弘君) 異議なしと認めます。よって、議案第17号令和2年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎閉会の宣告

委員長(相良 弘君) 以上で予算審査特別委員会に付託されました議案の審議は全部終了しました。

なお、本委員会における審査結果報告書の作成については委員長及び副委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長（相良 弘君） 異議なしと認め、そのように決定しました。
以上で令和2年度各会計の予算審査特別委員会を閉会します。
ご苦労さまでした。

（午後4時39分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年3月12日

予算審査特別委員会委員長 相 良 弘